

令和7年度 第2回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和7年8月5日

ところ：山 梨 労 働 局

次 第

1 開 会

2 議 事

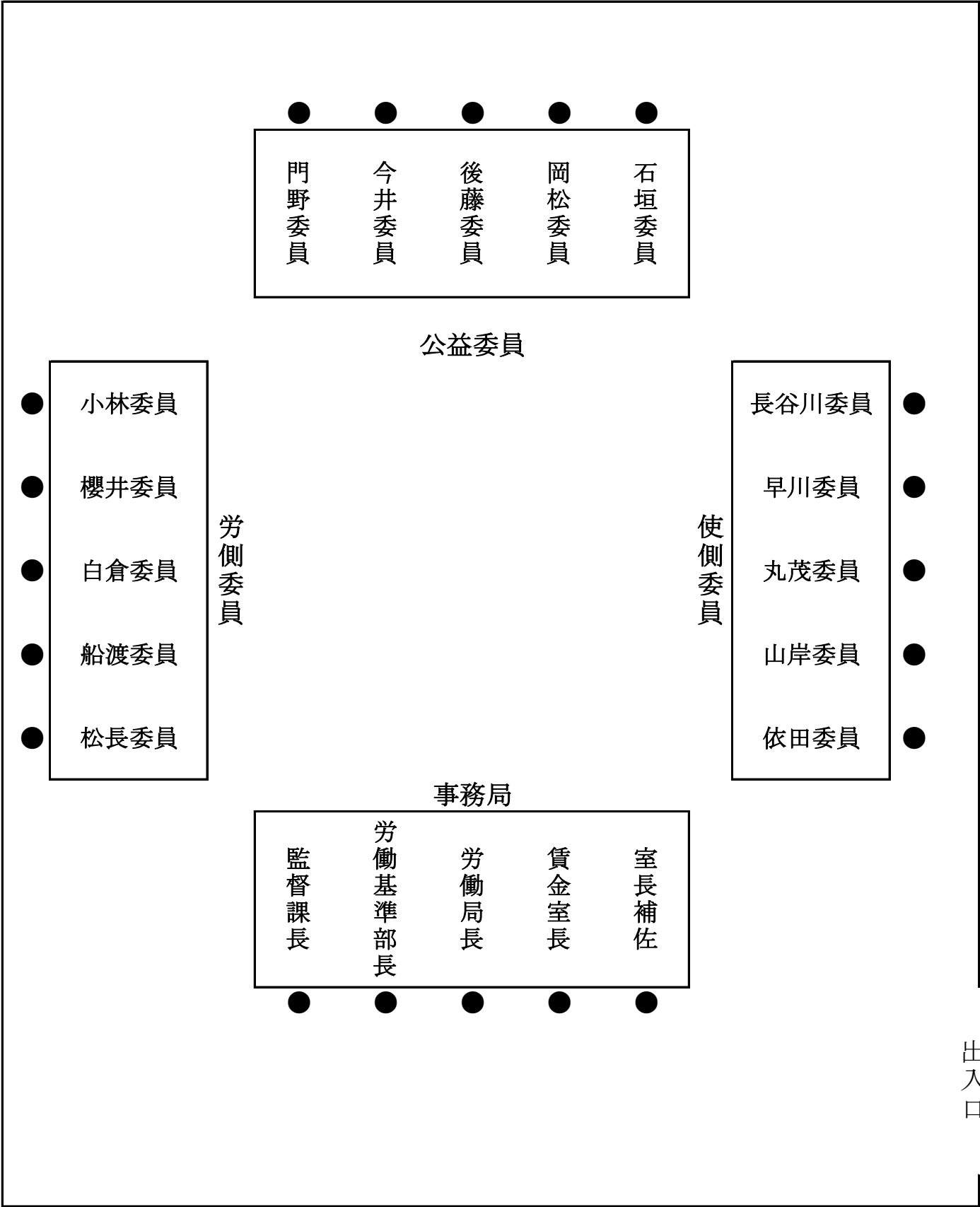
- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

3 閉 会

令和7年度 第2回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時：令和7年8月5日(火)
午前9時30分～

場所：山梨労働局1階大会議室



令和7年度 地域別最低賃金審議日程表（変更案）

月	日	曜	審議会内容	対象	場所
7	14	月	第1回本審（地賃改正諮問） 午前10：00～	全員	山梨県JA会館
	29	火	第1回専門部会 午前10：00～	部会委員	山梨労働局
8	5	火	第2回本審（目安伝達・特賃必要性諮問） 午前9：30～	全員	山梨労働局
			第2回専門部会(基本的見解) 午前11：00(本審終了後)～	部会委員	山梨労働局
	19	火	特定最賃検討委員会 午前10：00～	検討委員会委員	山梨労働局
	21	木	第3回専門部会(金額審議) 午前9：30～	部会委員	山梨労働局
	25	月	第4回専門部会(金額審議、結審予定) 午前9：30～	部会委員	ポリテクセンター山梨
	27	水	第3回本審（地賃改正答申） 午前中	全員	恩賜林記念会館
9	10以降		第4回本審（異議審） 午前10：00～	全員	山梨労働局

※1 目安答申の動向によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

※2 金額審議の状況によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第2回本審議会)

令和7年8月5日

令和7年度 第2回審議会（R7.8.5）

配付資料目次

1	令和7年賃金改定状況調査結果（厚生労働省）	1
2	賃金分布に関する資料（令和6年賃金構造基本統計調査特別集計）（抄） （厚生労働省）	13
3	地域別最低賃金額、未満率及び影響率（厚生労働省）	17
4	山梨県最低賃金推移一覧（山梨労働局）（一部新規）	21
5	山梨県最低賃金の未満率・影響率（山梨労働局）（新規）	23
6	令和7年度最低賃金実態調査結果（基礎調査）（山梨労働局）（新規）	29
7	未満率の算定及び影響率の試算について（新規）	31
8	最低賃金と生活保護との比較について（厚生労働省）（新規）	33
9	生活保護と最低賃金（厚生労働省）（新規）	35
10	最低賃金と生活保護との比較について（山梨労働局）（新規）	39
11	労使からの意見聴取結果について	45
12	特定最低賃金の改正の決定に係る申出書（新規）	59
13	地域別最低賃金と特定最低賃金の相違等（新規）	67
14	令和7年度 最低賃金改正等の推進について（新規）	75
15	山梨県労働組合総連合要請書(2025年7月18日)（新規）	79
16	ユーコープ労働組合意見書(2025年7月17日)（新規）	81
[参考資料]		
17	最低賃金審議関係の統計調査について	83

令和 7 年賃金改定状況調査結果

＜ 調査の概要 ＞

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,486 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

4. 集計労働者 31,297 人

（うち、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 7 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 5 年度分、令和 6 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 7 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 7 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 6 年 6 月分、令和 7 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R 6 年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

$$2 \text{ 分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年
男 女 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年
一般 パート 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	
計	A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男	A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
	B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女	A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
	C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般	A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
	計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート	A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注）第4表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9%）。

参考 1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
	R 6 年	100.0	77.2	9.7	2.2

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R 6 年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R 6 年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

（注）事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和6年	令和7年
39.2	39.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和6年	令和7年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3 年間所定労働日数（事業所平均）

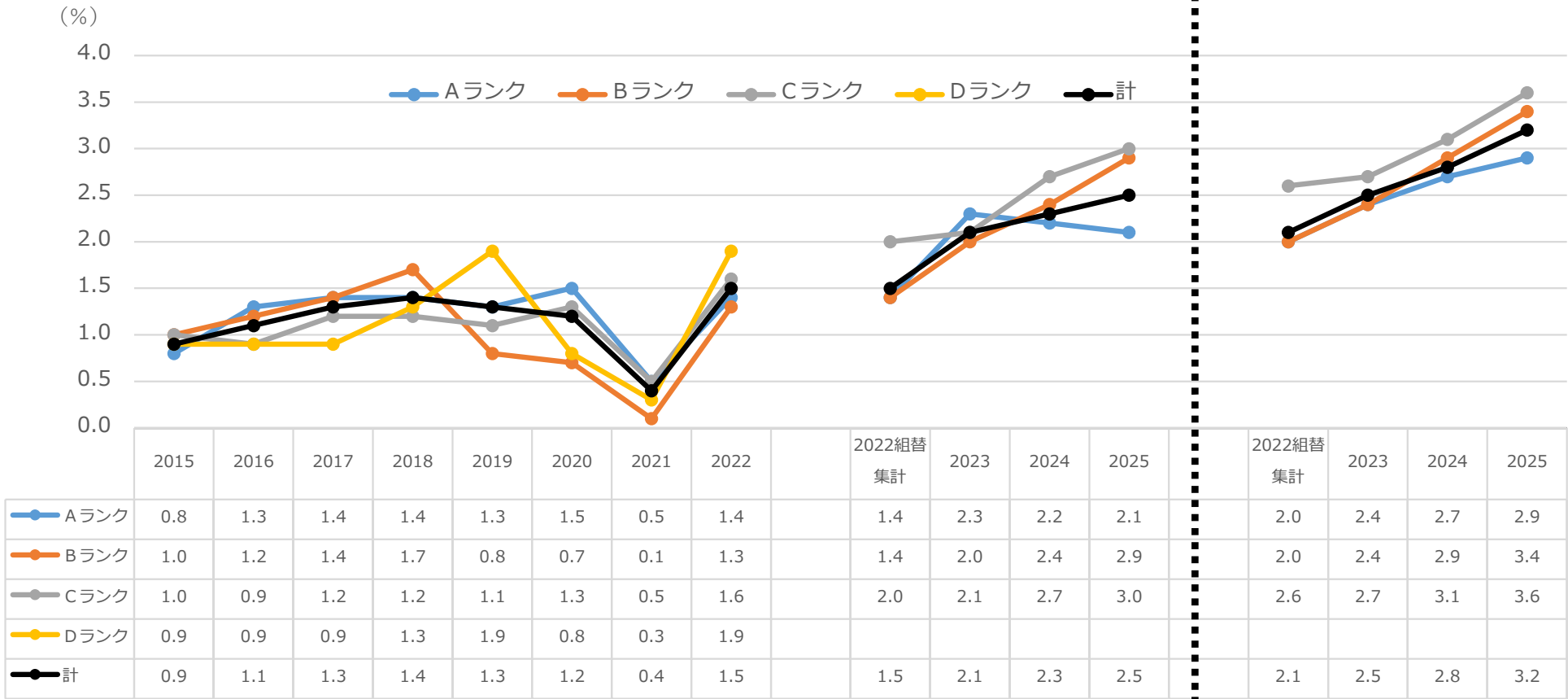
(日)

令和5年度	令和6年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注） 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

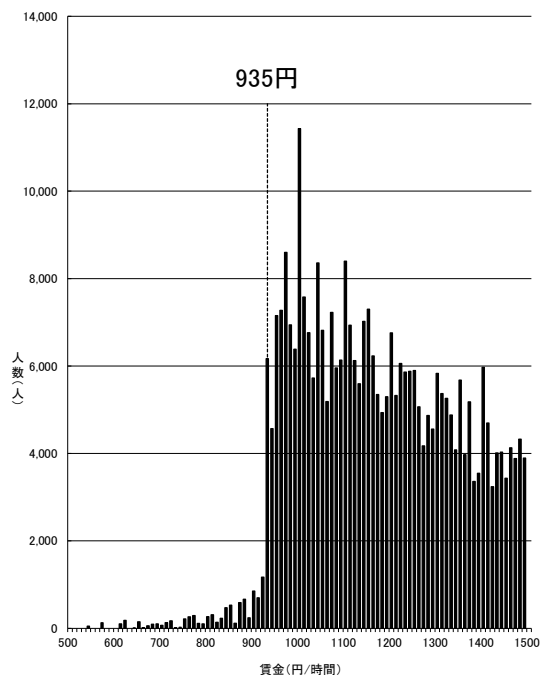
賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・ 14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・ 27

山梨県掲載ページのみ抜粋

群馬(B)

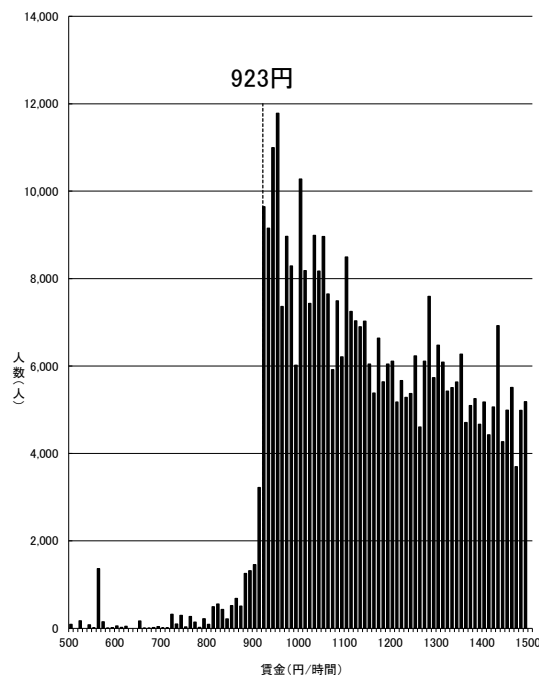


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

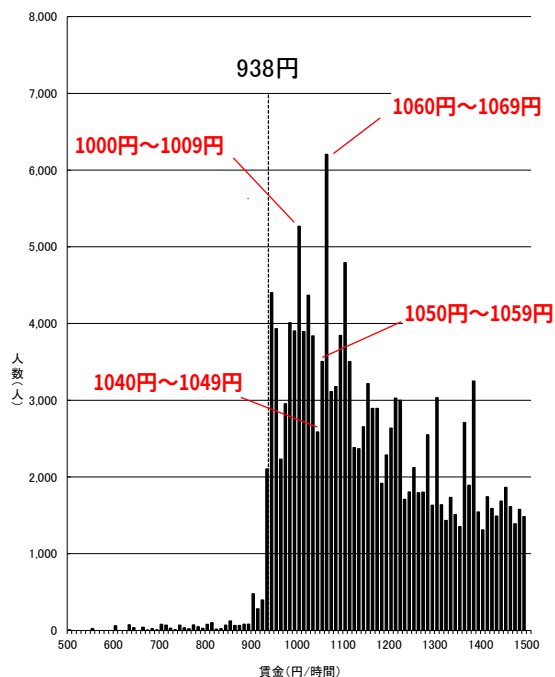


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

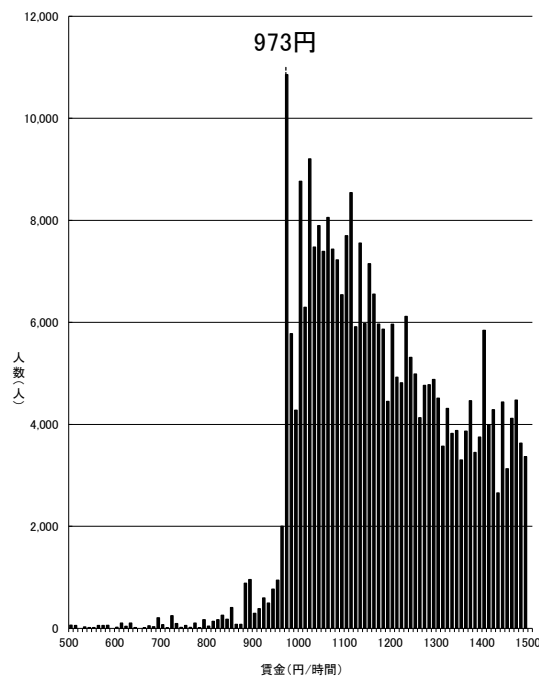


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

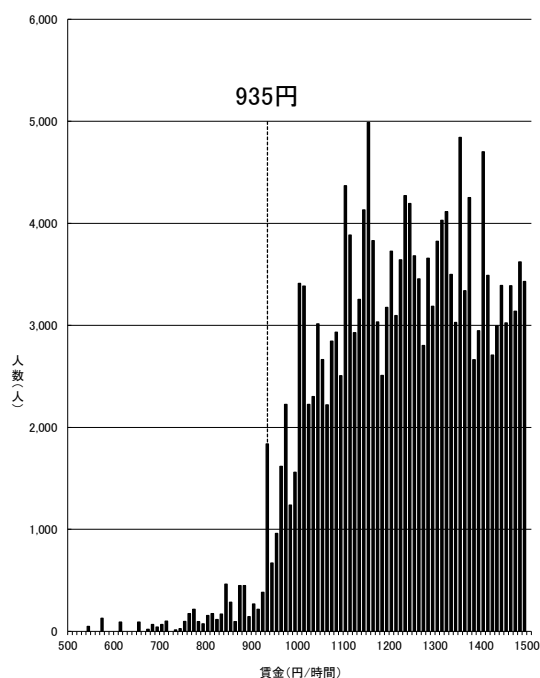


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

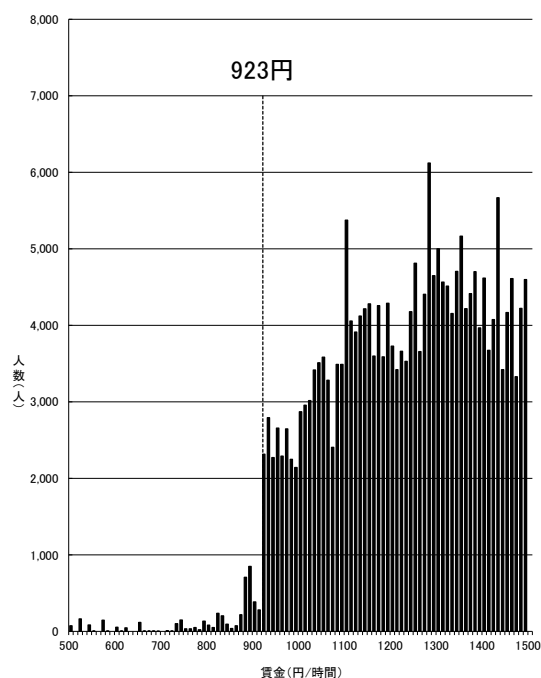


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

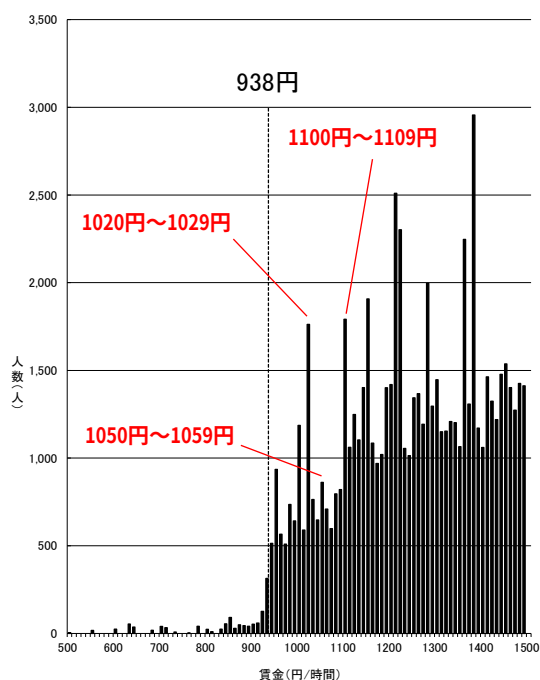


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

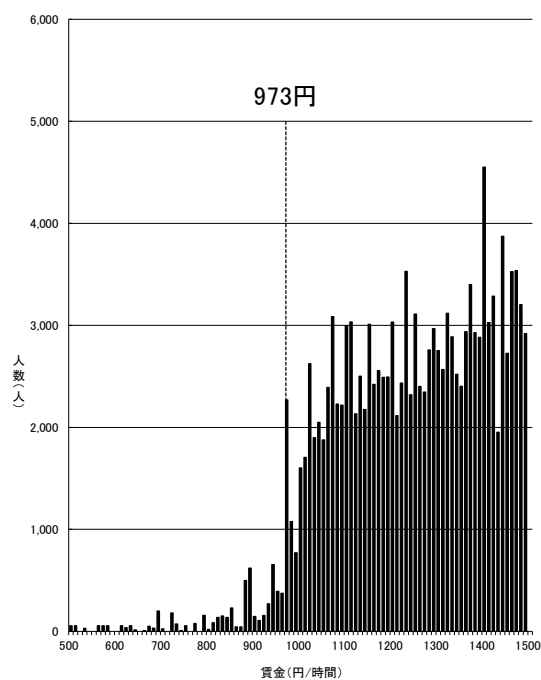


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

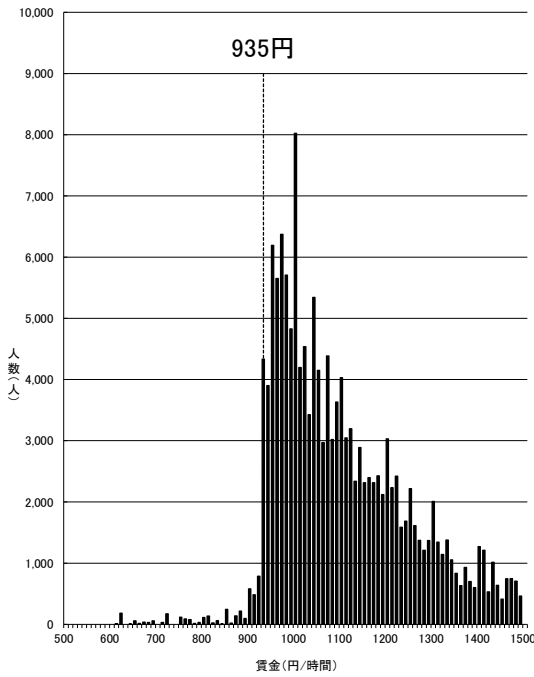


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

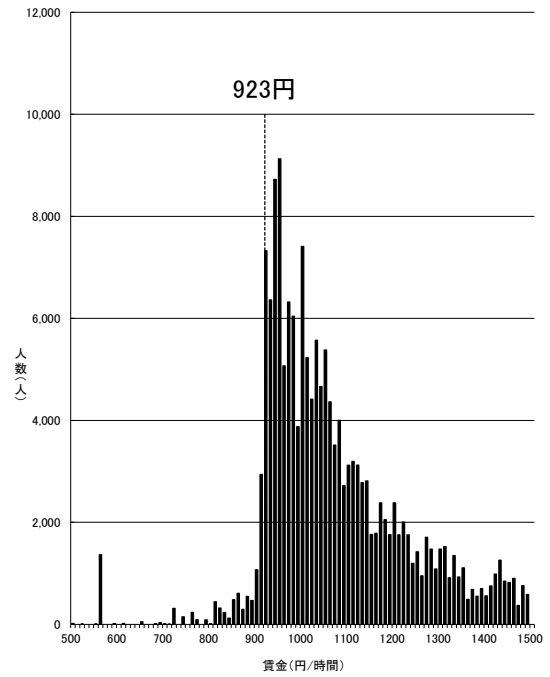


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

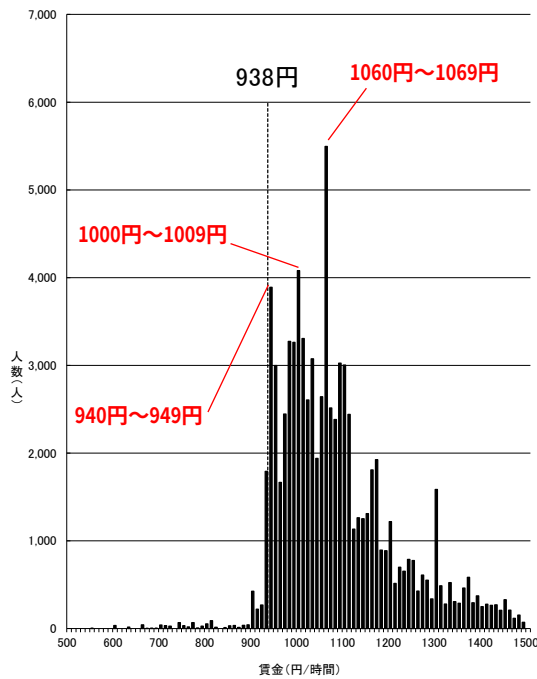


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

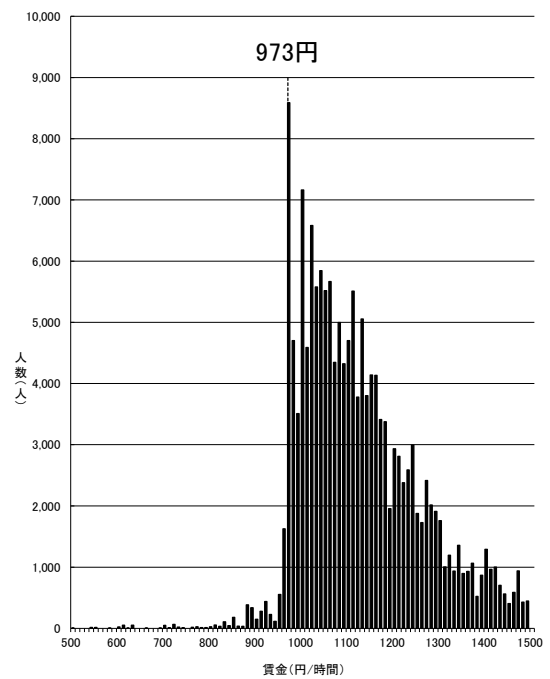


資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)



資料出所:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2015～2024年度）

年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)
Aランク	未満率 (%)	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0
	影響率 (%)	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0
Bランク	未満率 (%)	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7
	影響率 (%)	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5
Cランク	未満率 (%)	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5
	影響率 (%)	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6
Dランク	未満率 (%)	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—	—
	影響率 (%)	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—	—
計	未満率 (%)	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
	影響率 (%)	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2

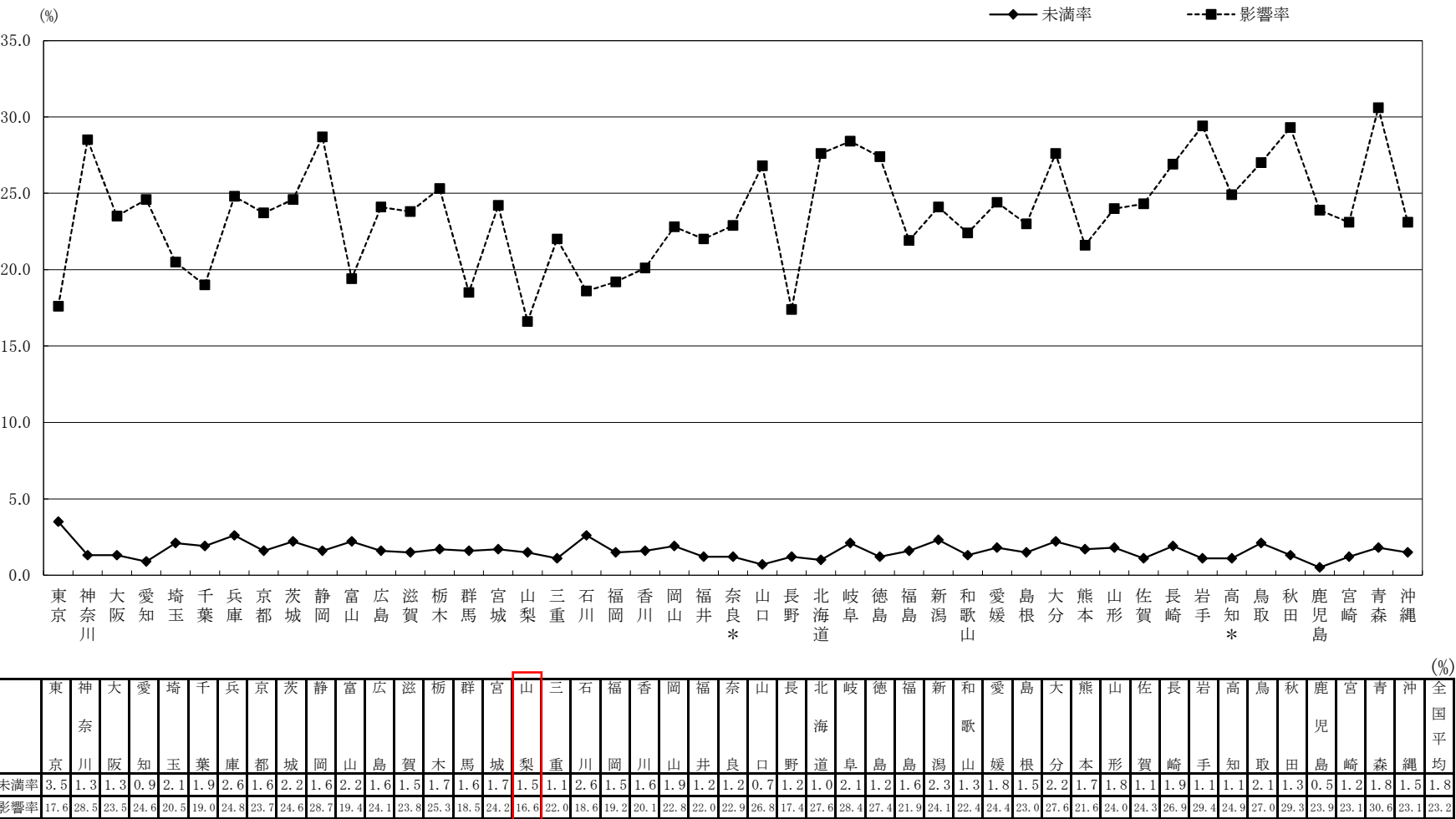
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成27～令和6年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より3ランクとなっている。
5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(2024年)

未満率(全国加重平均) 1.8%
影響率(全国加重平均) 23.2%

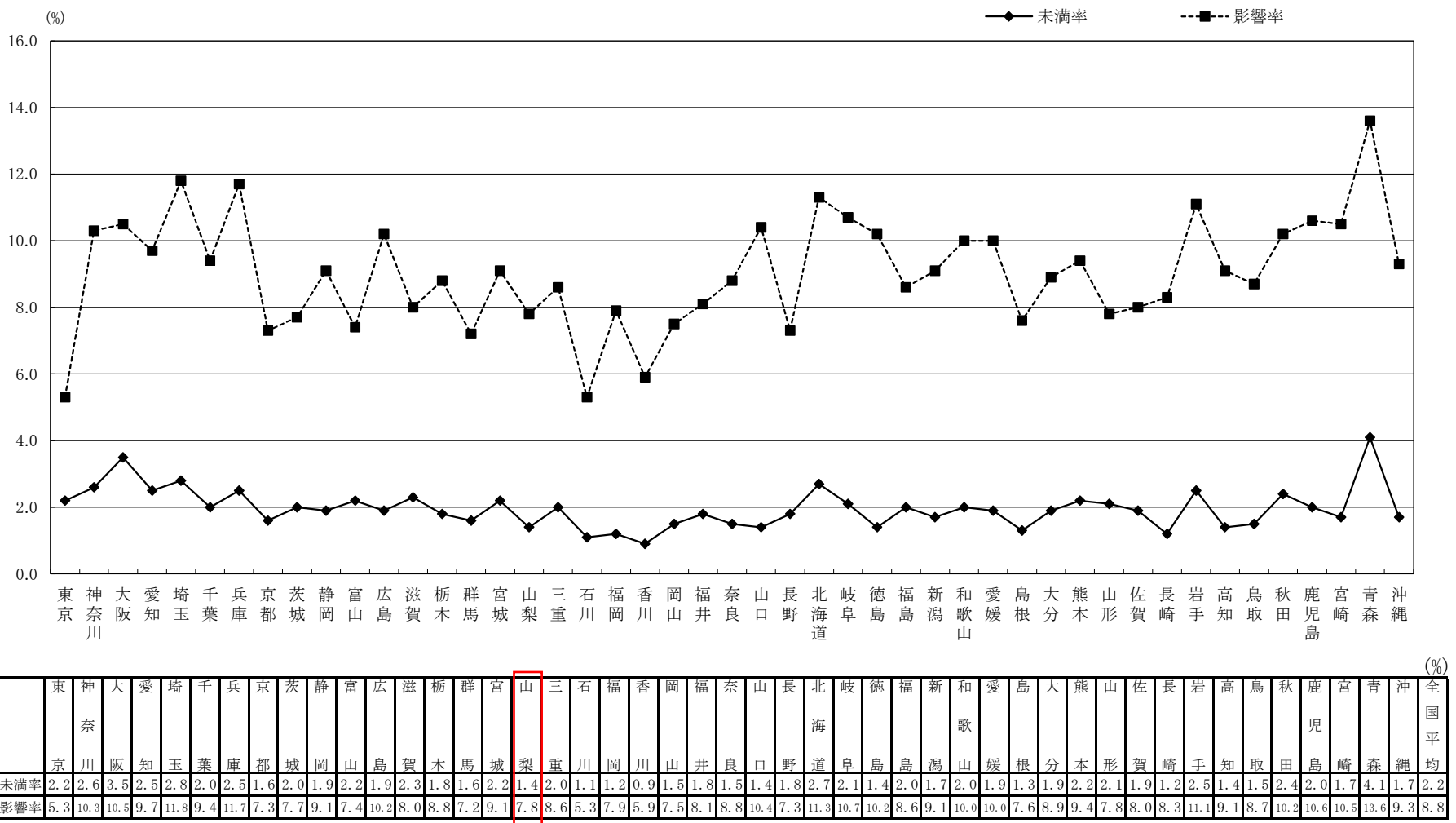


資料出所 厚生労働省「令和6年最低賃金に関する基礎調査」
(注1) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
(注2) 上記の影響率、未満率は、2024年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(2024年)

未満率(全国加重平均) 2.2%

影響率(全国加重平均) 8.8%

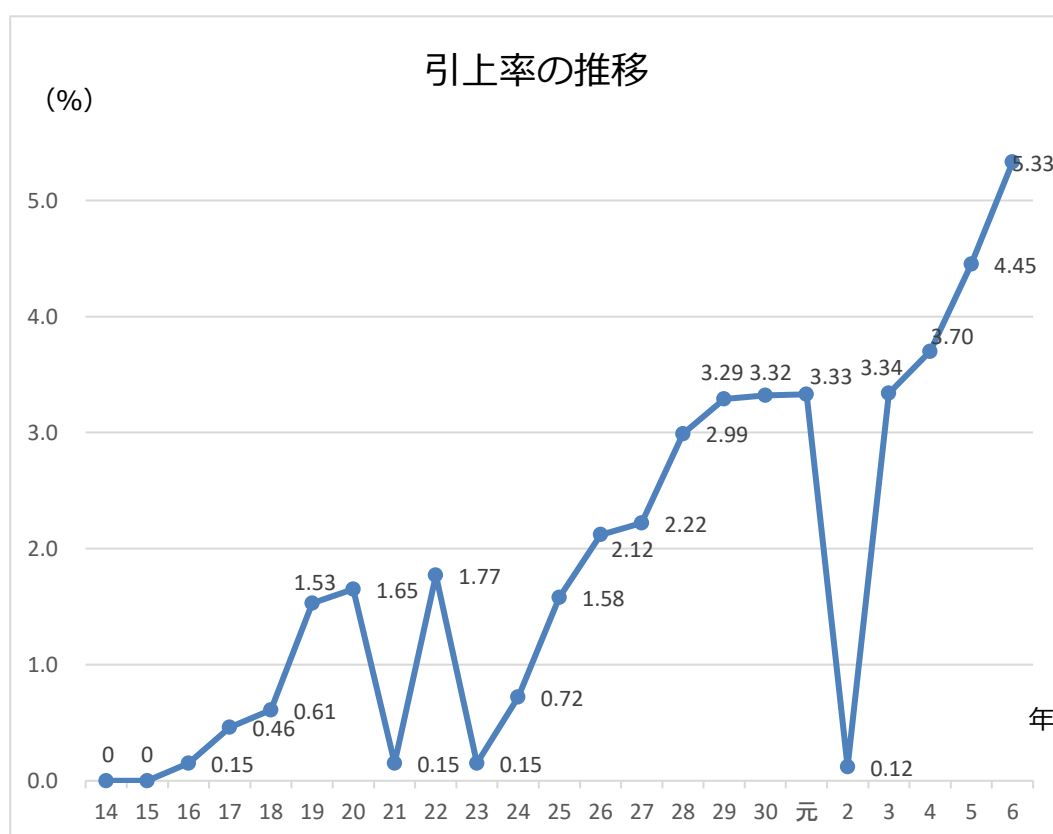


資料出所 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）を対象としている。
2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

山梨県最低賃金推移一覧（平成14年～令和6年）

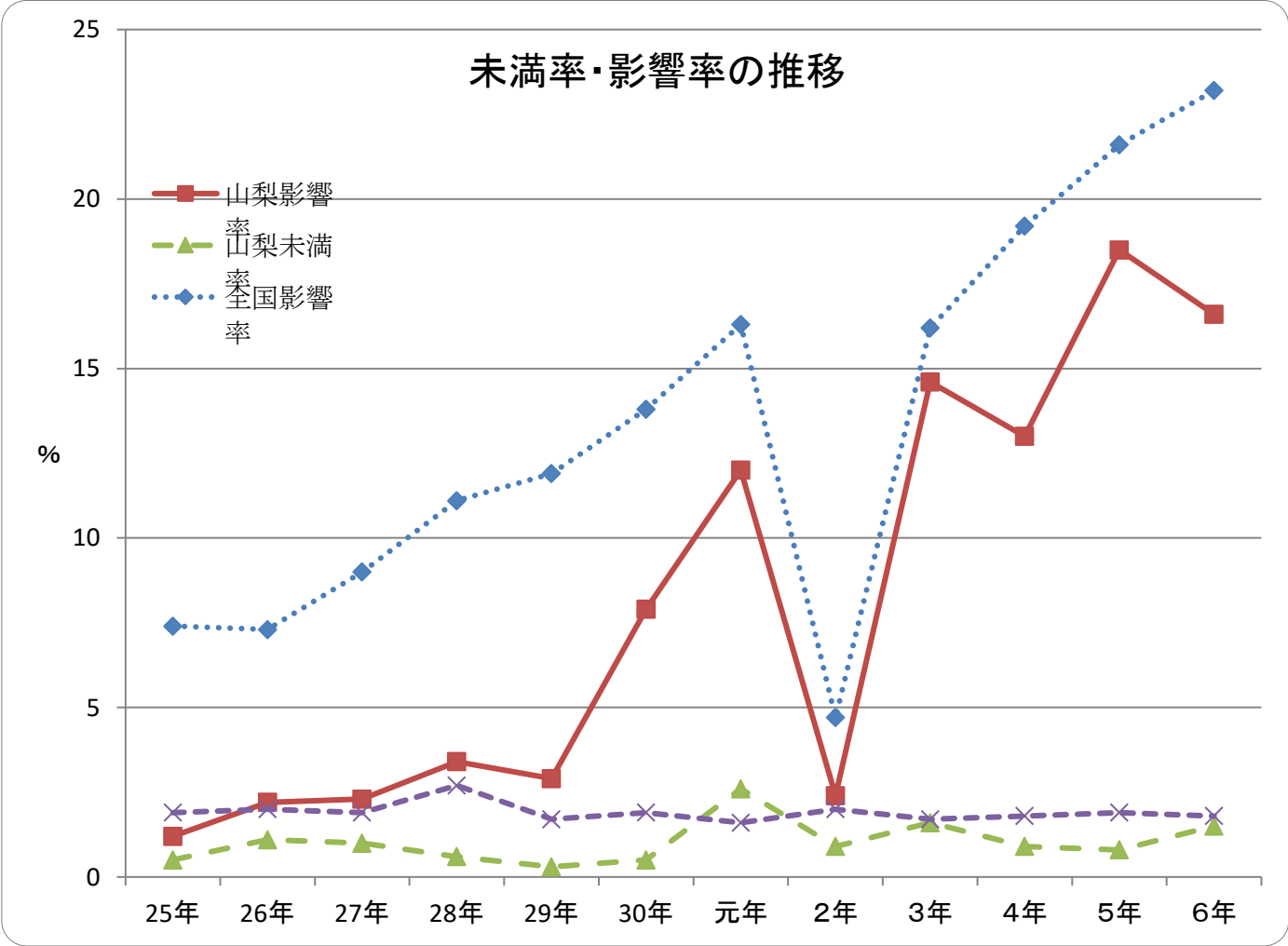
年	時間額(円)	引上額(円)	目安額との差	引上率(%)
14	647	0	—	0
15	647	0	±0	0
16	648	1	—	0.15
17	651	3	±0	0.46
18	655	4	+1	0.61
19	665	10	±0	1.53
20	676	11	+1	1.65
21	677	1	—	0.15
22	689	12	+2	1.77
23	690	1	±0	0.15
24	695	5	+1	0.72
25	706	11	+1	1.58
26	721	15	+1	2.12
27	737	16	±0	2.22
28	759	22	±0	2.99
29	784	25	±0	3.29
30	810	26	±0	3.32
元	837	27	±0	3.33
2	838	1	—	0.12
3	866	28	±0	3.34
4	898	32	+1	3.70
5	938	40	±0	4.45
6	988	50	±0	5.33



山梨県最低賃金の未満率と影響率

単位(%)

		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
山梨	影響率	1.2	2.2	2.3	3.4	2.9	7.9	12.0	2.4	14.6	13.0	18.5	16.6
	未満率	0.5	1.1	1.0	0.6	0.3	0.5	2.6	0.9	1.6	0.9	0.8	1.5
	最賃時間額(円)	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988
全国	影響率(加重)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2
	未満率(加重)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
	最賃時間額(円)	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1004	1055



資料出所：最低賃金に関する基礎調査

令和7年度 最低賃金実態調査（基礎調査） 賃金階層別・業種別・規模別一覧

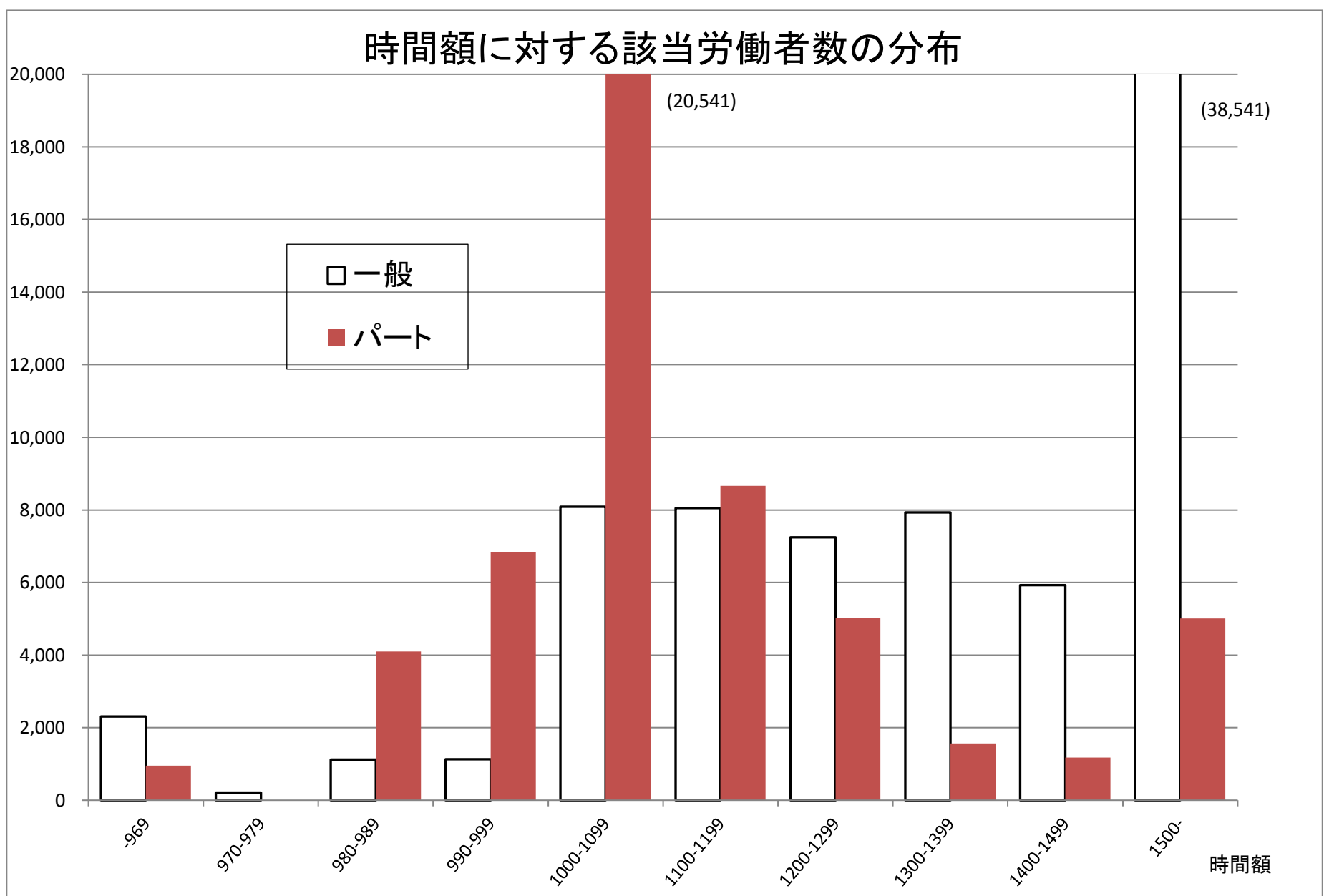
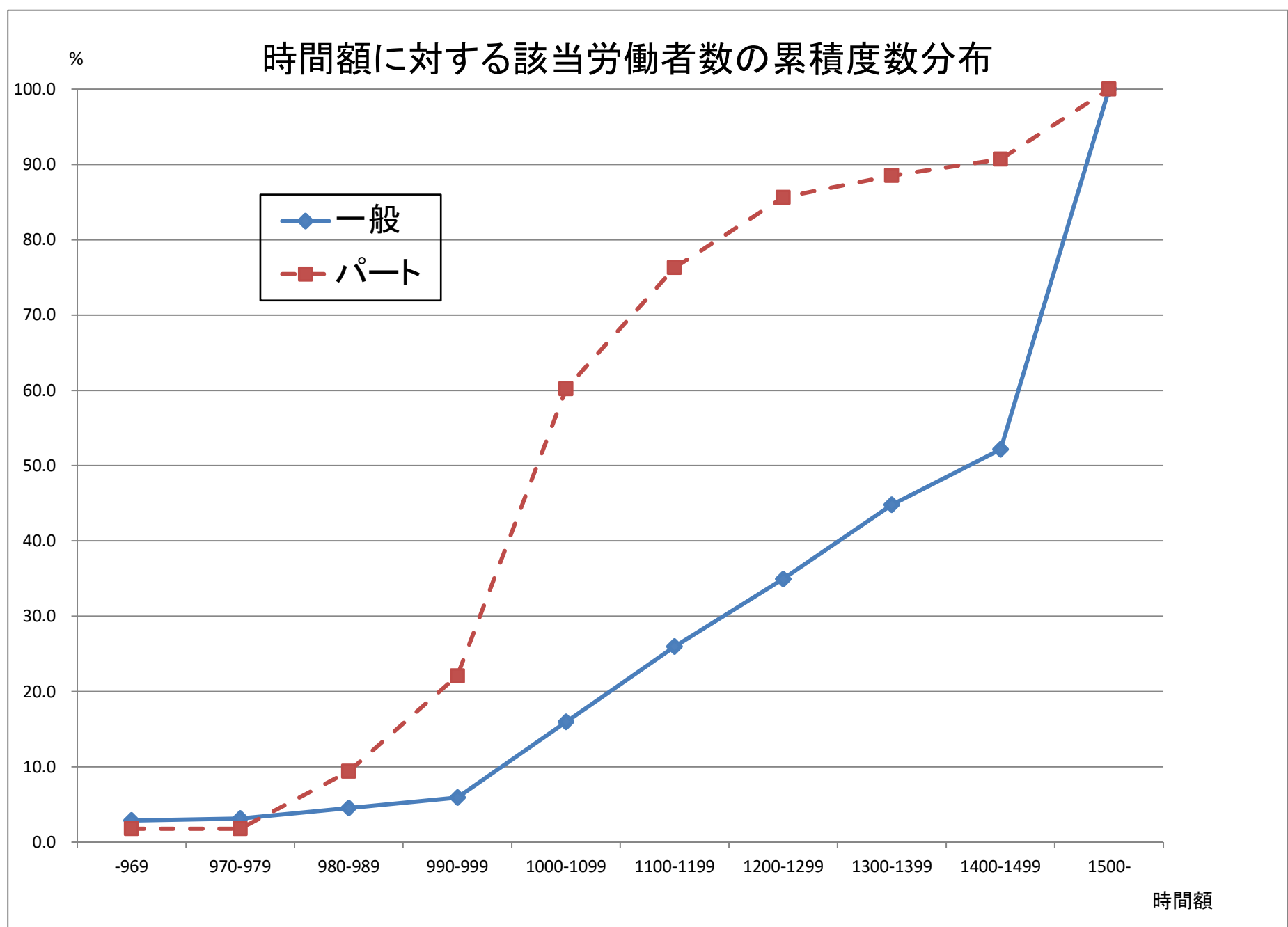
時間当たり所定 内賃金額 （3手当を除く）	（1）全業種				（2）地域別最低賃金適用産業計				（3）製造業（特定最低賃金適用業種を除く）				（4）新聞・出版業				（5）卸・小売業				（6）学術・専門・技術サービス業				（7）宿泊・飲食サービス業				（8）生活関連サービス・娯楽業				（9）医療・福祉業				（10）その他のサービス業			
	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人				
計	134,435	53,748	62,629	18,058	127,738	52,989	60,872	13,877	29,619	6,160	9,582	13,877					37,205	17,809	19,396		4,412	2,655	1,757		20,553	9,371	11,182		7,379	3,908	3,471		18,871	7,510	11,361		9,699	5,576	4,123	
円	3,402	2,490	719	192	3,312	2,458	717	137	503	262	104	137					1,253	1,183	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
- 977	(2.5)	(4.6)	(1.1)	(1.1)	(2.6)	(4.6)	(1.2)	(1.0)	(1.7)	(4.2)	(1.1)	(1.0)					(3.4)	(6.6)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
978 - 978	3,428	2,490	740	198	3,333	2,458	738	137	524	262	125	137					1,253	1,183	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.6)	(1.2)	(1.1)	(2.6)	(4.6)	(1.2)	(1.0)	(1.8)	(4.2)	(1.3)	(1.0)					(3.4)	(6.6)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
979 - 979	3,470	2,490	782	198	3,375	2,458	780	137	565	262	167	137					1,253	1,183	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.6)	(1.2)	(1.1)	(2.6)	(4.6)	(1.3)	(1.0)	(1.9)	(4.2)	(1.7)	(1.0)					(3.4)	(6.6)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
980 - 980	3,510	2,530	782	198	3,409	2,492	780	137	565	262	167	137					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.1)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.0)	(1.9)	(4.2)	(1.7)	(1.0)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
981 - 981	3,533	2,530	782	221	3,432	2,492	780	160	588	262	167	160					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.2)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.2)	(2.0)	(4.2)	(1.7)	(1.2)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
982 - 982	3,533	2,530	782	221	3,432	2,492	780	160	588	262	167	160					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.2)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.2)	(2.0)	(4.2)	(1.7)	(1.2)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
983 - 983	3,536	2,530	782	224	3,432	2,492	780	160	588	262	167	160					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.2)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.2)	(2.0)	(4.2)	(1.7)	(1.2)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
984 - 984	3,540	2,530	782	228	3,432	2,492	780	160	588	262	167	160					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.3)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.2)	(2.0)	(4.2)	(1.7)	(1.2)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
985 - 985	3,540	2,530	782	228	3,432	2,492	780	160	588	262	167	160					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.3)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.2)	(2.0)	(4.2)	(1.7)	(1.2)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
986 - 986	3,540	2,530	782	228	3,432	2,492	780	160	588	262	167	160					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.3)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.2)	(2.0)	(4.2)	(1.7)	(1.2)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
987 - 987	3,540	2,530	782	228	3,432	2,492	780	160	588	262	167	160					1,288	1,217	71		28	28			608	413	195		283	283			396	69	327		241	221	21	
	(2.6)	(4.7)	(1.2)	(1.3)	(2.7)	(4.7)	(1.3)	(1.2)	(2.0)	(4.2)	(1.7)	(1.2)					(3.5)	(6.8)	(0.4)		(0.6)	(1.1)			(3.0)	(4.4)	(1.7)		(3.8)	(7.2)			(2.1)	(0.9)	(2.9)		(2.5)	(4.0)	(0.5)	
988 - 988	8,692	4,484	3,317	891	8,430	4,436	3,241	753	1,781	357	671	753					2,481	1,739	742		28	28			2,064	1,362	701		471	471			547	69	478		1,058	410	649	
	(6.5)	(8.3)	(3.1)	(4.9)	(6.6)	(8.4)	(5.3)	(5.4)	(6.0)	(5.8)	(7.0)	(5.4)					(6.7)	(9.8)	(3.8)		(0.6)	(1.1)			(10.0)	(14.5)	(6.3)		(6.4)	(12.0)			(2.9)	(0.9)	(4.2)		(10.9)	(7.3)	(15.7)	
989 - 989	8,695	4,484	3,317	894	8,430	4,436	3,241	753	1,781	357	671	753					2,481	1,739	742		28	28			2,064	1,362	701		471	471			547	69	478		1,058	410	649	
	(6.5)	(8.3)	(3.1)	(5.0)	(6.6)	(8.4)	(5.3)	(5.4)	(6.0)	(5.8)	(																													

1034	1034	34,795 (25.9)	14,173 (26.4)	18,062 (28.8)	2,560 (14.2)	33,865 (26.3)	13,934 (30.3)	17,763 (29.2)	2,168 (15.6)	6,218 (21.0)	1,617 (26.3)	2,432 (25.4)	2,168 (15.6)	12,387 (33.3)	5,391 (30.3)	6,995 (36.1)	638 (14.5)	254 (9.6)	383 (21.8)	9,519 (46.3)	4,376 (46.7)	5,143 (46.0)	1,243 (16.8)	989 (25.3)	254 (7.3)	1,901 (10.1)	393 (5.2)	1,508 (13.3)	1,960 (20.2)	914 (16.4)	1,046 (25.4)
1035	1035	34,829 (25.9)	14,173 (26.4)	18,096 (28.9)	2,560 (14.2)	33,890 (26.3)	13,934 (30.3)	17,788 (29.2)	2,168 (15.6)	6,218 (21.0)	1,617 (26.3)	2,432 (25.4)	2,168 (15.6)	12,387 (33.3)	5,391 (30.3)	6,995 (36.1)	638 (14.5)	254 (9.6)	383 (21.8)	9,519 (46.3)	4,376 (46.7)	5,143 (46.0)	1,243 (16.8)	989 (25.3)	254 (7.3)	1,926 (10.2)	393 (5.2)	1,533 (13.5)	1,960 (20.2)	914 (16.4)	1,046 (25.4)
1036	1036	35,037 (26.1)	14,214 (26.4)	18,206 (29.1)	2,616 (14.5)	34,087 (26.4)	13,975 (26.4)	17,898 (29.4)	2,214 (16.0)	6,264 (21.1)	1,617 (26.3)	2,432 (25.4)	2,214 (16.0)	12,387 (33.3)	5,391 (30.3)	6,995 (36.1)	638 (14.5)	254 (9.6)	383 (21.8)	9,599 (46.7)	4,417 (47.1)	5,182 (46.3)	1,243 (16.8)	989 (25.3)	254 (7.3)	1,976 (10.5)	393 (5.2)	1,584 (13.9)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1037	1037	35,043 (26.1)	14,214 (26.4)	18,206 (29.1)	2,623 (14.5)	34,087 (26.4)	13,975 (26.4)	17,898 (29.4)	2,214 (16.0)	6,264 (21.1)	1,617 (26.3)	2,432 (25.4)	2,214 (16.0)	12,387 (33.3)	5,391 (30.3)	6,995 (36.1)	638 (14.5)	254 (9.6)	383 (21.8)	9,599 (46.7)	4,417 (47.1)	5,182 (46.3)	1,243 (16.8)	989 (25.3)	254 (7.3)	1,976 (10.5)	393 (5.2)	1,584 (13.9)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1038	1038	35,198 (26.2)	14,242 (26.5)	18,231 (29.1)	2,724 (15.1)	34,232 (26.8)	14,003 (26.4)	17,923 (29.4)	2,305 (16.6)	6,355 (21.5)	1,617 (26.3)	2,432 (25.4)	2,305 (16.6)	12,387 (33.3)	5,391 (30.3)	6,995 (36.1)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,599 (46.7)	4,417 (47.1)	5,182 (46.3)	1,243 (16.8)	989 (25.3)	254 (7.3)	2,001 (10.6)	393 (5.2)	1,609 (14.2)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1039	1039	35,261 (26.2)	14,277 (26.6)	18,257 (29.2)	2,727 (15.1)	34,292 (26.8)	14,038 (26.5)	17,948 (29.5)	2,305 (16.6)	6,355 (21.5)	1,617 (26.3)	2,432 (25.4)	2,305 (16.6)	12,421 (33.4)	5,426 (30.5)	6,995 (36.1)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,599 (46.7)	4,417 (47.1)	5,182 (46.3)	1,243 (16.8)	989 (25.3)	254 (7.3)	2,027 (10.7)	393 (5.2)	1,634 (14.4)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1040	1040	35,701 (26.6)	14,435 (26.9)	18,490 (29.5)	2,776 (15.4)	34,706 (27.2)	14,191 (26.8)	18,164 (29.8)	2,351 (16.9)	6,514 (22.0)	1,689 (27.4)	2,474 (25.8)	2,351 (16.9)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,052 (10.9)	393 (5.2)	1,659 (14.6)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1041	1041	35,729 (26.6)	14,435 (26.9)	18,518 (29.6)	2,776 (15.4)	34,731 (27.2)	14,191 (26.8)	18,189 (29.9)	2,351 (16.9)	6,514 (22.0)	1,689 (27.4)	2,474 (25.8)	2,351 (16.9)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,052 (10.9)	393 (5.2)	1,659 (14.6)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1042	1042	35,732 (26.6)	14,435 (26.9)	18,521 (29.6)	2,776 (15.4)	34,731 (27.2)	14,191 (26.8)	18,189 (29.9)	2,351 (16.9)	6,514 (22.0)	1,689 (27.4)	2,474 (25.8)	2,351 (16.9)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,052 (10.9)	393 (5.2)	1,659 (14.6)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1043	1043	35,863 (26.7)	14,435 (26.9)	18,629 (29.7)	2,799 (15.5)	34,862 (27.3)	14,191 (26.8)	18,297 (29.7)	2,374 (17.1)	6,620 (22.4)	1,689 (27.4)	2,558 (26.7)	2,374 (17.1)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,102 (11.0)	393 (5.2)	1,709 (15.0)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1044	1044	35,870 (26.7)	14,435 (26.9)	18,629 (29.7)	2,805 (15.5)	34,862 (27.3)	14,191 (26.8)	18,297 (29.7)	2,374 (17.1)	6,620 (22.4)	1,689 (27.4)	2,558 (26.7)	2,374 (17.1)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,102 (11.0)	393 (5.2)	1,709 (15.0)	1,981 (20.4)	914 (16.4)	1,067 (25.9)
1045	1045	35,876 (26.8)	14,467 (26.9)	18,700 (29.9)	2,809 (15.6)	34,965 (27.4)	14,223 (26.8)	18,368 (30.2)	2,374 (17.1)	6,641 (22.4)	1,689 (27.4)	2,579 (26.9)	2,374 (17.1)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,152 (11.1)	393 (5.2)	1,759 (15.0)	2,012 (20.4)	945 (16.4)	1,067 (25.9)
1046	1046	36,001 (26.8)	14,467 (26.9)	18,725 (29.9)	2,809 (15.6)	34,990 (27.4)	14,223 (26.8)	18,394 (30.2)	2,374 (17.1)	6,641 (22.4)	1,689 (27.4)	2,579 (26.9)	2,374 (17.1)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	666 (15.1)	282 (10.6)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,177 (11.2)	393 (5.2)	1,785 (15.0)	2,012 (20.4)	945 (16.4)	1,067 (25.9)
1047	1047	36,276 (27.0)	14,495 (27.0)	18,821 (30.0)	2,960 (16.4)	35,044 (27.4)	14,251 (26.9)	18,419 (30.3)	2,374 (17.1)	6,641 (22.4)	1,689 (27.4)	2,579 (26.9)	2,374 (17.1)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	694 (15.7)	311 (11.7)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,203 (11.7)	393 (5.2)	1,810 (15.9)	2,012 (20.4)	945 (16.4)	1,067 (25.9)
1048	1048	36,345 (27.0)	14,495 (27.0)	18,883 (30.2)	2,967 (16.4)	35,106 (27.5)	14,251 (26.9)	18,481 (30.4)	2,374 (17.1)	6,641 (22.4)	1,689 (27.4)	2,579 (26.9)	2,374 (17.1)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	694 (15.7)	311 (11.7)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,203 (11.7)	393 (5.2)	1,810 (15.9)	2,012 (20.4)	945 (16.4)	1,067 (25.9)
1049	1049	36,345 (27.0)	14,495 (27.0)	18,883 (30.2)	2,967 (16.4)	35,106 (27.5)	14,251 (26.9)	18,481 (30.4)	2,374 (17.1)	6,641 (22.4)	1,689 (27.4)	2,579 (26.9)	2,374 (17.1)	12,527 (33.7)	5,461 (30.7)	7,066 (36.4)	694 (15.7)	311 (11.7)	383 (21.8)	9,677 (47.1)	4,417 (47.1)	5,260 (47.0)	1,290 (17.5)	1,036 (26.5)	254 (7.3)	2,203 (11.7)	393 (5.2)	1,810 (15.9)	2,012 (20.4)	945 (16.4)	1,067 (25.9)
1050	1050	39,723 (29.7)	16,009 (32.4)	20,290 (32.4)	3,424 (18.8)	38,325 (29.9)	15,753 (32.5)	19,810 (31.7)	2,762 (26.2)	7,791 (31.7)	1,950 (30.9)	3,079 (19.7)	2,762 (19.7)	13,576 (36.4)	6,122 (34.2)	7,455 (38.4)	754 (17.1)	339 (12.8)	415 (23.6)	10,321 (50.2)	4,789 (51.1)	5,533 (49.5)	1,379 (18.7)	1,083 (27.7)	296 (8.5)	2,322 (12.3)	462 (6.2)	1,860 (16.4)	2,180 (22.2)	1,008 (17.5)	1,172 (28.4)
1051	1051	39,723 (29.7)	16,009 (32.4)	20,290 (32.4)	3,424 (18.8)	38,325 (29.9)	15,753 (32.5)	19,810 (31.7)	2,762 (26.2)	7,791 (31.7)	1,950 (30.9)	3,079 (19.7)	2,762 (19.7)	13,576 (36.4)	6,122 (34.2)	7,455 (38.4)	754 (17.1)	339 (12.8)	415 (23.6)	10,321 (50.2)	4,789 (51.1)	5,533 (49.5)	1,379 (18.7)	1,083 (27.7)	296 (8.5)	2,322 (12.3)	462 (6.2)	1,860 (16.4)	2,180 (22.2)	1,008 (17.5)	1,172 (28.4)
1052	1052	39,769 (29.6)	16,055 (32.4)	20,290 (32.4)	3,424 (19.0)	38,371 (30.0)	15,799 (32.5)	19,810 (31.7)	2,762 (26.3)	7,791 (31.7)	1,950 (30.9)	3,079 (19.9)	2,762 (19.9)	13,576 (36.5)	6,122 (34.4)	7,455 (38.4)	754 (17.1)	339 (12.8)	415 (23.6)	10,321 (50.2)	4,789 (51.1)	5,533 (49.5)	1,379 (18.7)	1,083 (27.7)	296 (8.5)	2,368 (12.6)	508 (6.8)	1,860 (16.4)	2,180 (22.5)	1,008 (18.1)	1,172 (28.4)
1053	1053	39,839 (29.9)	16,097 (32.5)	20,316 (32.5)	3,427 (19.0)	38,437 (30.6)	15,840 (32.5)	19,835 (31.9)	2,762 (26.3)	7,791 (31.7)	1,950 (30.9)	3,079 (19.9)	2,762 (19.9)	13,576 (36.5)	6,122 (34.4)	7,455 (38.4)	754 (17.1)	339 (12.8)	415 (23.6)	10,363 (50.4)	4,830 (51.5)	5,533 (49.5)	1,379 (18.7)	1,083 (27.7)	296 (8.5)	2,393 (12.8)	508 (6.8)	1,885 (16.8)	2,180 (22.5)	1,008 (18.1)	1,172 (28.4)
1054	1054	39,864 (29.7)	16,097 (32.5)	20,341 (32.5)	3,427 (19.0)	38,462 (30.3)	15,840 (32.6)	19,860 (31.9)	2,762 (26.3)	7,791 (31.7)	1,950 (30.9)	3,079 (19.9)	2,762 (19.9)	13,576 (36.5)	6,122 (34.4)	7,455 (38.4)	754 (17.1)	339 (12.8)	415 (23.6)	10,363 (50.4)	4,830 (51.5)	5,533 (49.5)	1,379 (18.7)	1,083 (27.7)	296 (8.5)	2,419 (12.8)	508 (6.8)	1,910 (16.8)	2,180 (22.5)	1,008 (1	

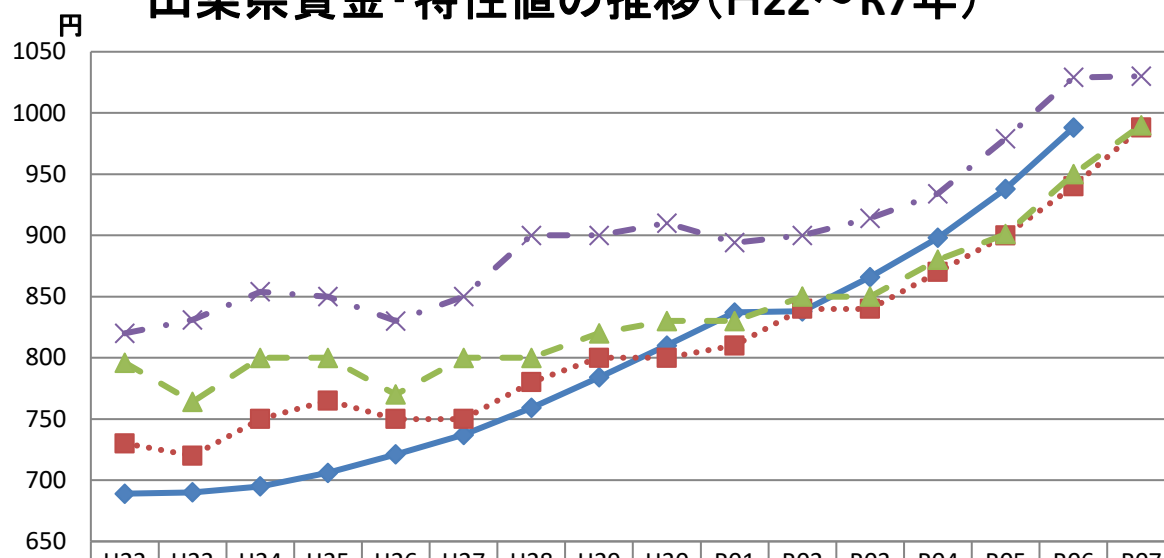
1150	1159	57,970 (43.1)	22,521 (41.9)	30,403 (48.5)	5,046 (27.9)	55,636 (43.6)	22,190 (41.9)	29,703 (48.8)	3,743 (27.0)	10,179 (34.4)	2,331 (37.8)	4,105 (42.8)	3,743 (27.0)						18,200 (48.9)	8,661 (48.6)	9,539 (49.2)		1,260 (28.6)	621 (23.4)	639 (36.4)		15,140 (73.7)	5,945 (63.4)	9,195 (82.2)		2,396 (32.5)	1,507 (38.6)	889 (25.6)		5,327 (28.2)	1,456 (19.4)	3,871 (34.1)		3,135 (32.3)	1,670 (29.9)	1,465 (35.5)	
1160	1169	59,189 (44.0)	22,930 (42.7)	31,036 (49.6)	5,223 (28.9)	56,745 (44.4)	22,584 (42.6)	30,327 (49.8)	3,834 (27.6)	10,377 (35.0)	2,355 (38.2)	4,188 (43.7)	3,834 (27.6)						18,270 (49.1)	8,696 (48.8)	9,574 (49.4)		1,289 (29.2)	650 (24.5)	639 (36.4)		15,541 (75.6)	6,151 (65.6)	9,390 (84.0)		2,438 (33.0)	1,507 (38.6)	931 (26.8)		5,622 (29.8)	1,525 (20.3)	4,097 (36.1)		3,208 (33.1)	1,701 (30.5)	1,507 (36.5)	
1170	1179	60,174 (44.8)	23,278 (43.3)	31,525 (50.3)	5,370 (29.7)	57,680 (45.2)	22,933 (43.3)	30,799 (50.6)	3,949 (28.5)	10,599 (35.8)	2,378 (38.6)	4,272 (44.6)	3,949 (28.5)						18,480 (49.7)	8,835 (49.6)	9,645 (49.7)		1,384 (31.4)	650 (24.5)	735 (41.8)		15,541 (75.6)	6,151 (65.6)	9,390 (84.0)		2,527 (34.3)	1,554 (39.8)	974 (28.0)		5,836 (30.9)	1,664 (22.2)	4,172 (36.7)		3,313 (34.2)	1,701 (30.5)	1,612 (39.1)	
1180	1189	61,253 (45.6)	23,738 (44.2)	32,095 (51.2)	5,419 (30.0)	58,685 (45.9)	23,390 (44.1)	31,347 (51.5)	3,949 (28.5)	10,685 (36.1)	2,402 (39.0)	4,335 (45.2)	3,949 (28.5)						18,690 (50.2)	8,939 (50.2)	9,751 (50.3)		1,473 (33.4)	706 (26.6)	767 (43.6)		15,541 (75.6)	6,151 (65.6)	9,390 (84.0)		2,622 (35.5)	1,648 (42.2)	974 (28.0)		6,027 (31.9)	1,779 (23.7)	4,248 (37.4)		3,648 (37.8)	1,764 (31.6)	1,884 (45.7)	
1190	1199	62,017 (46.1)	24,034 (44.7)	32,468 (51.8)	5,514 (30.5)	59,384 (46.5)	23,681 (44.7)	31,709 (52.1)	3,994 (28.8)	10,901 (36.8)	2,426 (39.4)	4,481 (46.8)	3,994 (28.8)						18,970 (51.0)	9,113 (51.2)	9,857 (50.8)		1,473 (33.4)	706 (26.6)	767 (43.6)		15,580 (75.8)	6,151 (65.6)	9,429 (84.3)		2,669 (36.2)	1,695 (43.4)	974 (28.0)		6,124 (32.4)	1,826 (24.3)	4,298 (37.8)		3,669 (37.8)	1,764 (31.6)	1,905 (46.2)	
1200	1299	74,287 (55.3)	29,445 (54.8)	38,200 (61.0)	6,642 (36.8)	71,042 (55.6)	29,012 (54.8)	37,260 (61.2)	4,770 (34.4)	13,081 (44.2)	2,973 (48.3)	5,338 (55.7)	4,770 (34.4)						22,160 (59.6)	10,713 (60.2)	11,447 (59.0)		1,954 (44.3)	932 (35.1)	1,022 (58.2)		17,199 (83.7)	7,224 (77.1)	9,974 (89.2)		4,094 (55.5)	2,401 (61.4)	1,693 (48.8)		8,036 (42.6)	2,657 (35.4)	5,379 (47.3)		4,518 (46.6)	2,111 (37.9)	2,407 (58.4)	
1300	1399	83,781 (62.3)	33,004 (61.4)	42,404 (67.7)	8,374 (46.4)	79,994 (62.6)	32,518 (61.4)	41,337 (67.9)	6,140 (44.2)	15,685 (53.0)	3,496 (56.8)	6,049 (63.1)	6,140 (44.2)						24,017 (64.6)	11,687 (65.6)	12,330 (63.6)		2,359 (53.5)	1,011 (38.3)	1,342 (76.4)		17,804 (86.6)	7,596 (81.1)	10,208 (91.3)		5,007 (67.9)	2,637 (67.5)	2,370 (68.3)		9,640 (51.1)	3,281 (43.7)	6,359 (56.0)		5,483 (56.5)	2,804 (50.3)	2,679 (65.0)	
1400	1499	90,885 (67.6)	36,366 (67.7)	44,750 (71.5)	9,769 (54.1)	86,642 (67.8)	35,840 (71.5)	43,543 (71.5)	7,258 (52.3)	17,399 (58.7)	3,734 (60.6)	6,407 (66.9)	7,258 (52.3)						25,590 (68.8)	12,765 (71.7)	12,825 (66.1)		2,564 (58.1)	1,158 (43.6)	1,406 (80.0)		18,499 (90.0)	8,174 (87.2)	10,325 (92.3)		5,101 (69.1)	2,731 (69.9)	2,370 (68.3)		11,398 (60.4)	4,159 (55.4)	7,239 (63.7)		6,091 (62.8)	3,119 (55.9)	2,972 (72.1)	
1500	1599	99,366 (73.9)	39,909 (74.3)	47,710 (76.2)	11,747 (65.1)	94,740 (74.2)	39,344 (74.2)	46,426 (76.3)	8,970 (64.6)	20,147 (68.0)	4,352 (70.7)	6,824 (71.2)	8,970 (64.6)						27,202 (73.1)	13,635 (76.6)	13,567 (69.9)		2,946 (66.8)	1,412 (53.2)	1,533 (87.3)		18,783 (91.4)	8,380 (89.4)	10,403 (93.0)		5,605 (76.0)	3,108 (79.5)	2,497 (72.0)		13,160 (69.7)	4,991 (66.5)	8,169 (71.9)		6,898 (71.1)	3,465 (62.1)	3,432 (83.2)	
1600	1699	104,933 (78.1)	42,100 (78.3)	49,971 (79.8)	12,862 (71.2)	99,983 (78.3)	41,497 (78.3)	48,609 (79.9)	9,883 (71.2)	21,655 (73.1)	4,614 (74.9)	7,158 (74.7)	9,883 (71.2)						28,641 (77.0)	14,226 (79.9)	14,415 (74.3)		3,151 (71.4)	1,553 (58.5)	1,597 (90.9)		19,060 (92.7)	8,463 (90.3)	10,598 (94.8)		6,014 (81.5)	3,390 (86.7)	2,624 (75.6)		14,003 (74.2)	5,407 (72.0)	8,596 (75.7)		7,464 (77.0)	3,843 (68.9)	3,621 (87.8)	
1700	1799	109,795 (81.7)	43,733 (81.4)	52,419 (83.7)	13,643 (75.5)	104,612 (81.9)	43,093 (81.3)	50,997 (83.8)	10,522 (75.9)	22,985 (77.8)	4,804 (79.9)	7,659 (75.8)	10,522 (75.8)						29,837 (80.2)	14,539 (81.6)	15,298 (78.9)		3,409 (77.3)	1,779 (67.0)	1,629 (92.7)		19,345 (94.1)	8,669 (92.5)	10,675 (95.5)		6,367 (86.3)	3,531 (90.4)	2,836 (81.7)		14,974 (79.4)	5,800 (71.2)	9,174 (80.8)		7,695 (79.3)	3,969 (71.2)	3,725 (90.4)	
1800	1899	114,122 (84.9)	45,781 (85.2)	53,875 (86.0)	14,466 (80.1)	108,708 (85.1)	45,122 (85.2)	52,403 (86.1)	11,184 (80.6)	24,125 (81.5)	4,947 (80.3)	7,994 (83.4)	11,184 (80.6)						30,991 (83.3)	15,305 (85.9)	15,686 (80.9)		3,635 (82.4)	2,005 (75.5)	1,629 (92.7)		19,505 (94.9)	8,752 (93.4)	10,753 (96.2)		6,504 (88.1)	3,625 (92.8)	2,878 (82.9)		15,729 (83.4)	6,077 (80.9)	9,652 (85.0)		8,219 (84.7)	4,410 (79.1)	3,809 (92.4)	
1900	1999	117,200 (87.2)	46,837 (87.1)	55,279 (88.3)	15,084 (83.5)	111,588 (87.4)	46,160 (87.1)	53,765 (88.3)	11,663 (84.0)	25,027 (84.5)	5,161 (83.8)	8,203 (85.6)	11,663 (84.0)						31,905 (85.8)	15,618 (87.7)	16,287 (84.0)		3,783 (85.7)	2,090 (78.7)	1,693 (96.4)		19,822 (96.4)	8,834 (94.3)	10,987 (98.3)		6,593 (89.4)	3,673 (94.0)	2,921 (84.1)		16,019 (84.9)	6,216 (82.8)	9,803 (86.3)		8,440 (87.0)	4,568 (81.9)	3,872 (93.9)	
2000		134,435 (100.0)	53,748 (100.0)	62,629 (100.0)	18,058 (100.0)	127,738 (100.0)	52,989 (100.0)	60,872 (100.0)	13,877 (100.0)	29,619 (100.0)	6,160 (100.0)	9,582 (100.0)	13,877 (100.0)						37,205 (100.0)	17,809 (100.0)	19,396 (100.0)		4,412 (100.0)	2,655 (100.0)	1,757 (100.0)		20,553 (100.0)	9,371 (100.0)	11,182 (100.0)		7,379 (100.0)	3,908 (100.0)	3,471 (100.0)		18,871 (100.0)	7,510 (100.0)	11,361 (100.0)		9,699 (100.0)	5,576 (100.0)	4,123 (100.0)	
月平均		196,049	188,631	185,887	253,375	193,698	188,472	184,655	253,318	232,454	205,230	219,738	253,318						187,848	186,807	188,803		237,746	253,191	214,406		113,052	115,579	110,935		193,549	165,793	224,801		207,427	222,274	197,612		222,046	237,338	201,366	
時間当		1,441	1,451	1,390	1,588	1,437	1,451	1,389	1,593	1,519	1,458	1,452	1,593						1,422	1,370	1,470		1,544	1,708	1,297		1,160	1,193	1,132		1,406	1,344	1,476		1,593	1,806	1,451		1,500	1,612	1,348	
月一人		131	126	128	160	130	125	127	160	151	135	148	160						126	130	123		154	147	164		93	93	92		131	119	145		130	126	133		148	149	146	
第1・		988	988	988	990	988	988	988	988	988	988	988	988						988	944	990		1,000	1,000	990		988	988	988		988	750	1,020		1,000	1,028	990		988	988	988	
第1・		990	990	990	1,000	990	990	990	998	991	990	990	998						990	990	990		1,010	1,038	1,010		988	988	990		1,000	988	1,070		1,032	1,100	1,015		988	990	988	
第1・		1,030	1,020	1,020	1,110	1,028	1,029	1,020	1,110	1,050	1,000	1,030	1,110						1,000	1,000	1,000		1,130	1,187	1,100		1,000	1,000	1,010		1,120	1,030	1,150		1,140	1,200	1,100		1,074	1,115	1,019	
中位数		1,234	1,236	1,175	1,231	1,238	1,237	1,237	1,232	1,369	1,300	1,221	1,460						1,187	1,188	1,180		1,362	1,580	1,263		1,050	1,050	1,060		1,250	1,250	1,300		1,386	1,440	1,329		1,358	1,397	1,250	
偏差係		0.2411	0.2407	0.2379	0.2358	0.2410	0.2405	0.2368	0.2312	0.2538	0.2715	0.2744	0.2312						0.2704	0.2285	0.2975		0.2280	0.2161	0.1116		0.0781	0.1190	0.0519		0.1856	0.2040	0.2077		0.2063	0.1934	0.2118		0.2180	0.2634	0.1992	

【上段】累積労働者数 【下段】累積構成比

令和7年 最低賃金実態調査結果(基礎調査)

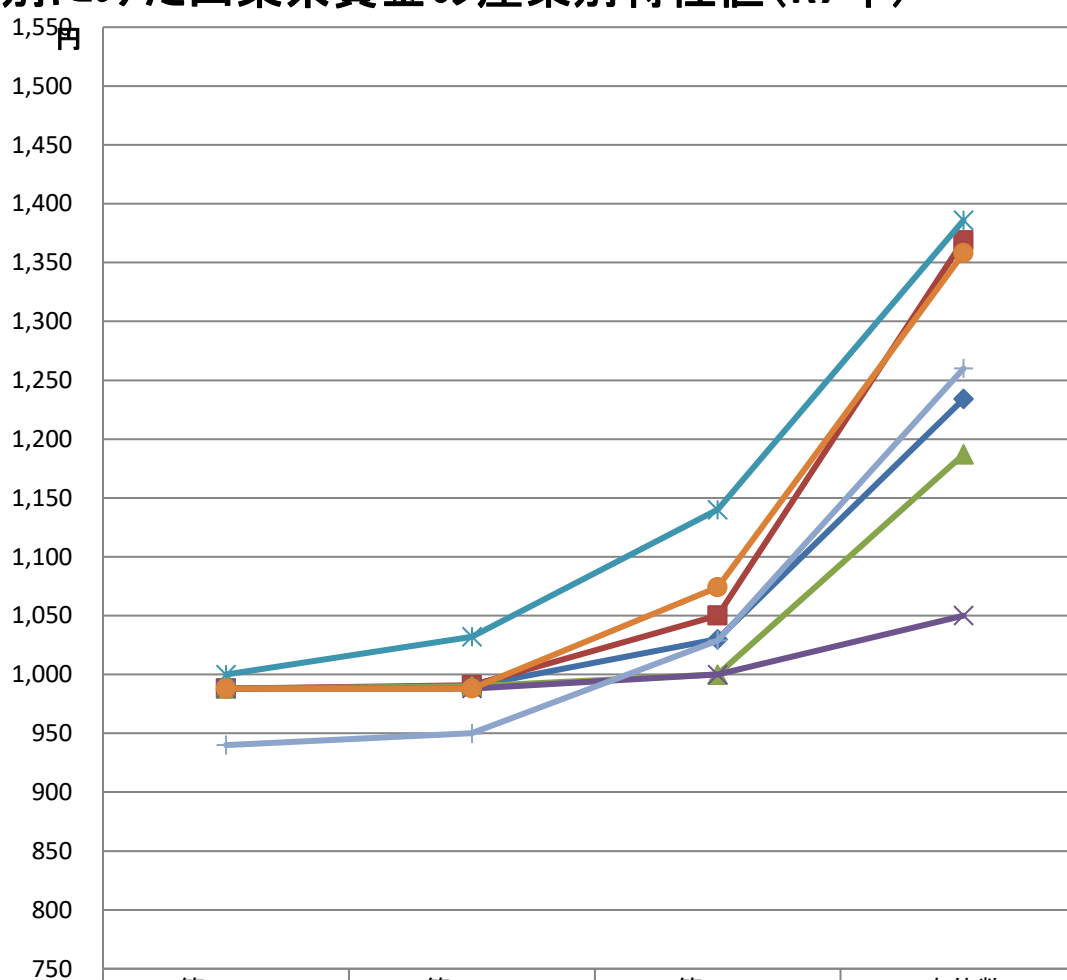


山梨県賃金・特性値の推移(H22～R7年)



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
◆ 地域別最賃	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988	
● 第1・20	730	720	750	765	750	750	780	800	800	810	840	840	870	900	940	988
▲ 第1・10	796	764	800	800	770	800	800	820	830	830	850	850	880	901	950	990
× 第1・4	820	831	854	850	830	850	900	900	910	894	900	914	934	979	1,029	1,030

業種別にみた山梨県賃金の産業別特性値(R7年)



	第1・20	第1・10	第1・4	中位数
◆ R07年産業計	988	990	1,030	1,234
■ 製造業(特賃適用業種除く)	988	991	1,050	1,369
▲ 卸・小売	988	990	1,000	1,187
× 宿泊・飲食サービス業	988	988	1,000	1,050
✱ 医療・福祉	1,000	1,032	1,140	1,386
● その他のサービス業	988	988	1,074	1,358
✚ R06年産業計	940	950	1,029	1,260

未満率の算定及び影響率の試算について

本年の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、未満率を算定し、また、影響率の試算を行った。

【未満率】現在の山梨県最低賃金額 988 円を下回っている労働者の割合
2.6 %

【影響率】改定された場合に当該改定額を下回ることとなる労働者の割合

改定額（円）	引上げ額（円）	影響率（％）
988	0	－
989	1	6.5
990	2	6.5
991	3	11.5
992	4	11.9
993	5	12.1
994	6	12.1
995	7	12.1
996	8	12.2
997	9	12.2
998	10	12.2
999	11	12.3
1,000	12	12.4
1,001	13	20.5
1,002	14	20.5
1,003	15	20.5
1,004	16	20.5
1,005	17	20.5
1,006	18	20.6
1,007	19	20.6
1,008	20	20.6
1,009	21	20.8
1,010	22	20.8
1,011	23	22.1
1,012	24	22.2
1,013	25	22.2
1,014	26	22.2
1,015	27	22.6
1,016	28	22.6
1,017	29	22.6
1,018	30	22.7
1,019	31	22.8
1,020	32	22.9
1,021	33	24.1
1,022	34	24.1
1,023	35	24.2

改定額（円）	引上げ額（円）	影響率（％）
1,024	36	24.2
1,025	37	24.3
1,026	38	24.3
1,027	39	24.3
1,028	40	24.4
1,029	41	24.4
1,030	42	24.6
1,031	43	25.6
1,032	44	25.6
1,033	45	25.8
1,034	46	25.8
1,035	47	25.9
1,036	48	25.9
1,037	49	26.1
1,038	50	26.1
1,039	51	26.2
1,040	52	26.2
1,041	53	26.6
1,042	54	26.6
1,043	55	26.6
1,044	56	26.7
1,045	57	26.7
1,046	58	26.8
1,047	59	26.8
1,048	60	27.0
1,049	61	27.0
1,050	62	27.0
1,051	63	29.5
1,052	64	29.5
1,053	65	29.6
1,054	66	29.6
1,055	67	29.7
1,056	68	29.8
1,057	69	29.9
1,058	70	29.9
1,059	71	29.9
1,060	72	30.0
1,061	73	30.2
1,062	74	30.3
1,063	75	30.3
1,064	76	30.4
1,065	77	30.4
1,066	78	30.5
1,067	79	30.6
1,068	80	30.6

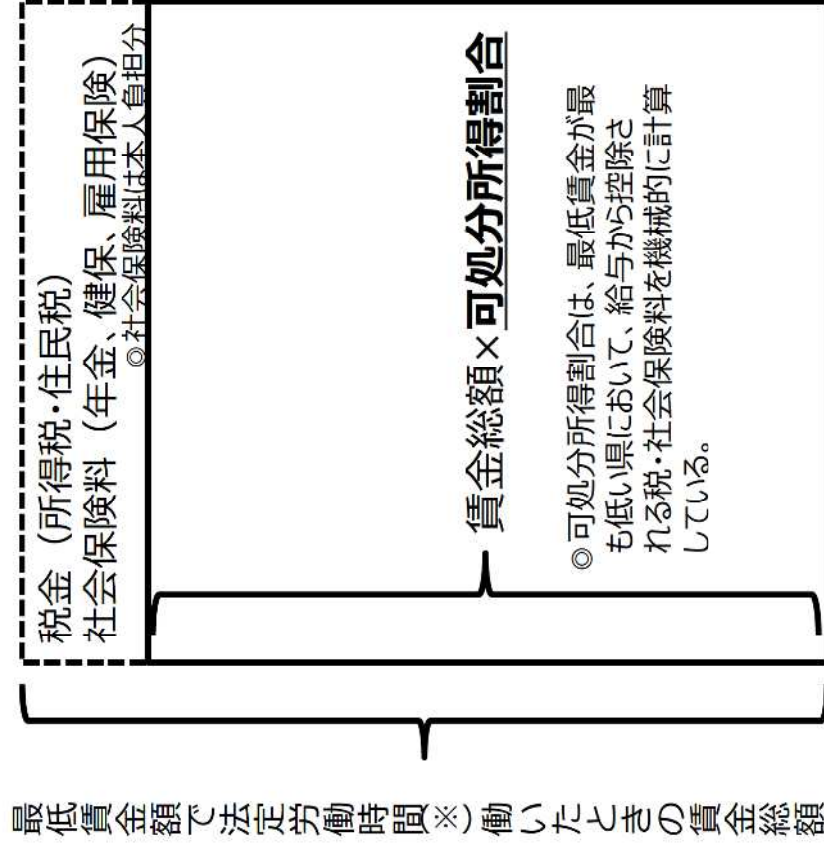
最低賃金と生活保護の比較について

○ 地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢及び世帯の構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助がある。また、地域別最低賃金額は時間額であるのに対し、生活保護は月額で決定される。このため単純な比較は困難。平成20年度の中央最低賃金審議会で、比較方法を整理し、以下の前提で比較を行っている。

- ・ 最低賃金の水準＝地域別最低賃金額×173.8(1箇月の労働時間)×可処分所得比率
- ・ 生活保護の水準＝生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値

【最低賃金】

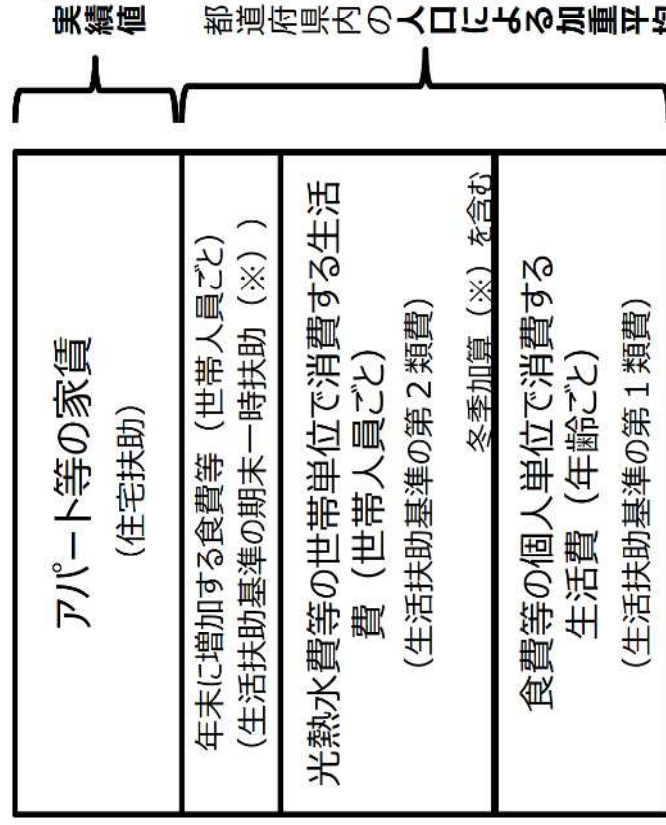
最低賃金額で働いたときの手取額



【生活保護】

若年単身世帯の生活保護

(注) 高卒後働いてすぐの年齢を想定



比較

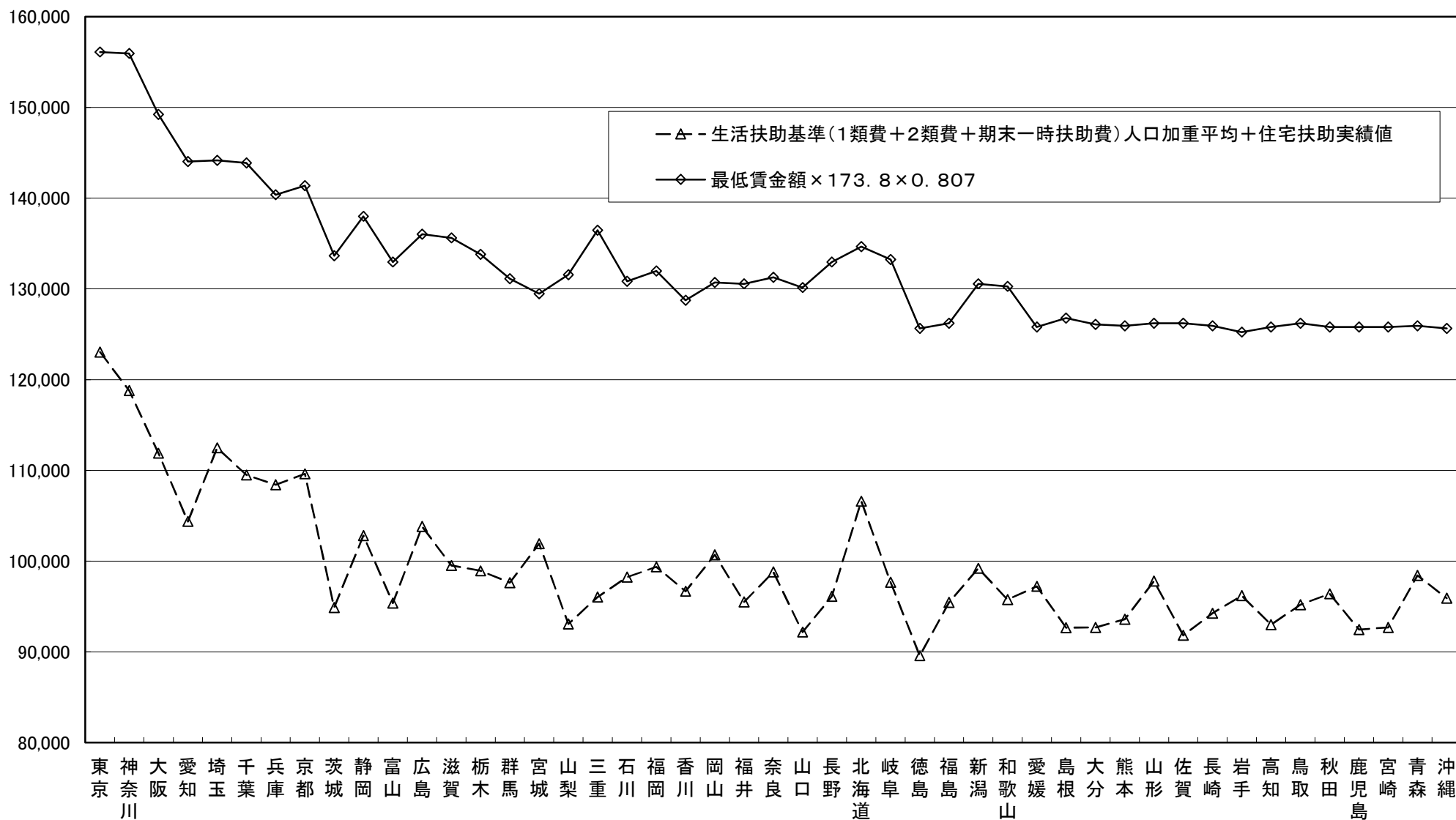
※週40時間÷7日×365日÷12か月 = 173.8時間

※1か月あたりの平均額

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

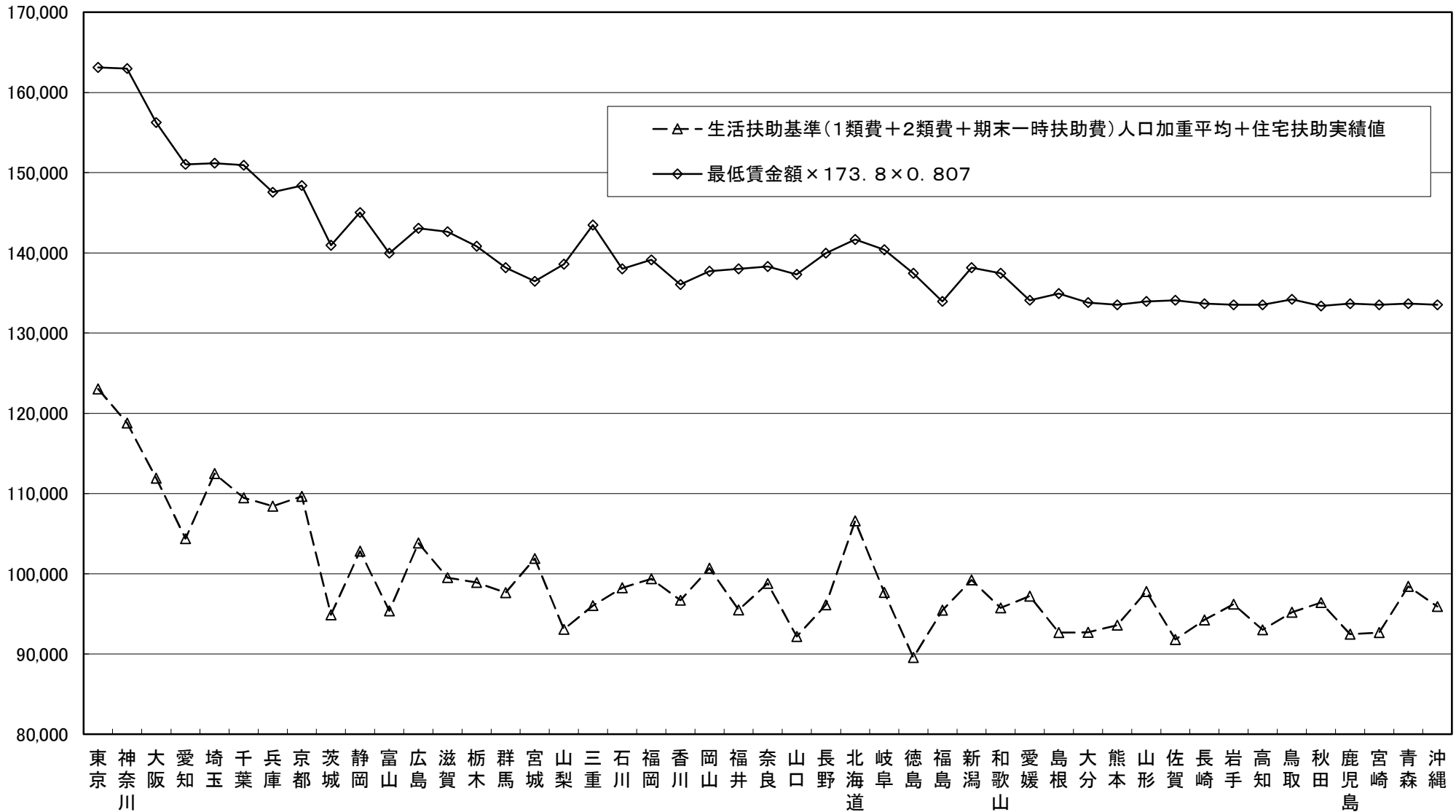
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度 データに基 づく乖離額	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京都	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川県	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡県	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪府	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫県	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

最低賃金と生活保護との比較について（山梨県）

（令和 7 年 7 月計算）

1 前提

別添 1「生活扶助基準額（令和 5 年 10 月改定反映）」による。

（１）生活保護の対象となる者について

年齢区分を 18 歳から 19 歳とした単身世帯

（２）山梨県の生活保護における級地区分

ア 2 級地－1 甲府市

イ 3 級地－1 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、昭和町（10 市 1 町）

ウ 3 級地－2 南アルプス市、北杜市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（2 市 7 町 6 村）

※ 令和 5 年 4 月 1 日現在

（３）級地区分別人口（令和 2 年国勢調査による）

ア 2 級地－1 189,591 人

イ 3 級地－1 408,851 人

ウ 3 級地－2 211,532 人

エ 合 計 809,974 人

※ 平成 22 年 10 月 1 日以降市町村合併なし

（４）最低生活費の算出について（令和 5 年度）

ア 生活扶助基準（第 1 類費及び第 2 類費）年齢：18～19 歳

① 2 級地－1 72,430 円

② 3 級地－1 70,080 円

③ 3 級地－2 67,740 円

イ 冬季加算（11 月から 3 月まで）

地域：V 区・1 人 4,630 円

ウ 期末一時扶助費（12 月のみ）1 人

① 2 級地－1 12,880 円

② 3 級地－1 11,610 円

③ 3 級地－2 10,970 円

エ 住宅扶助実績値（令和５年度実績）

単身被保護世帯数 甲府市： 2,025世帯

山梨県（甲府市を除く）： 2,956世帯

合 計 4,981世帯

住宅扶助実績値 甲府市： 21,029.8円

山梨県（甲府市を除く）： 19,559.5円

$(21,029.8円 \times 2,025世帯 + 19,559.5円 \times 2,956世帯) \div 4,981世帯$

$= 20,157.2429231\cdots円$ （計算過程で１円未満四捨五入せず）

住宅扶助実績値 20,157円

２ 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の公益委員見解において算出された生活保護水準及び最低賃金との比較について

（１）手取額でみた最低賃金額について

時給938円（令和５年度山梨県最低賃金）で月173.8時間（40時間×365／7÷12か月）働いた場合の１か月の収入（手取額）は、

$938円 \times 173.8時間 \times 0.807$ （可処分所得の総所得に対する比率） $= 131,560円$

※ 0.807は、令和５年度の可処分所得割合として、厚生労働省労働基準局賃金課から示された比率

※ １円未満四捨五入

（２）生活保護水準について

衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたもの。

ア 生活扶助基準（令和５年度）

① 第１類費及び第２類費基準額（冬季加算を除く）

第１類費と第２類費の人口加重平均を求めると

$[(72,430円 \times 189,591人) + (70,080円 \times 408,851人) + (67,740円 \times 211,532人)] \div 809,974人 = 70,018.9円$

② 第２類費のうち冬季加算（１か月平均）

冬季加算は、毎年11月から３月までの５か月のみ支給されるので、１か月平均を算出する。

県内の冬季加算（１か月平均）

$4,630 \times 5 \div 12 = 1,929.2円$

③ 期末一時扶助費（１か月平均）

期末一時扶助費は、毎年12月に一時金として支給されるもので、１か月平均を算出する。

a ２級地－１ $12,880円 \div 12 = 1,073.3円$

b ３級地－１ $11,610円 \div 12 = 967.5円$

$$c \quad 3 \text{級地} - 2 \quad 10,970 \text{円} \div 12 = 914.2 \text{円}$$

(人口加重平均)

$$\begin{aligned} & [(1,073.3 \text{円} \times 189,591 \text{人}) + (967.5 \text{円} \times 408,851 \text{人}) + (914.2 \text{円} \times 211,532 \text{人})] \div 809,974 \text{人} \\ & = 978.3 \text{円} \end{aligned}$$

④ 生活扶助基準の合計

生活扶助の合計 = 1 類費及び 2 類費 + 2 類費冬季加算 (1 か月平均) + 期末一時扶助費 (1 か月平均)

以上の結果、生活扶助の合計は、72,926円

※ なお、④は人口加重平均による小数点以下の端数処理を 1 類費及び 2 類費 + 2 類費冬季加算 + 期末一時扶助費を足し合わせた後に四捨五入しているため、①から③を足し合わせた額と一致しない場合がある。

イ 住宅扶助

住宅扶助実績値 20,157円

※ 令和 5 年度被保護者調査年次調査 (個別調査) 第 3 - 10 表 (別添 2) による山梨県の単身被保護世帯 1 世帯当たり住宅扶助値の値

ウ 生活扶助と住宅扶助の合計について

$$\begin{aligned} & \text{生活扶助基準 (72,926円) + 住宅扶助実績値 (20,157円)} \\ & = \underline{93,083 \text{円}} \end{aligned}$$

3 生活保護水準及び最低賃金との比較について

① 山梨県における手取額でみた 1 か月当たりの最低賃金額は、

131,560円

② 山梨県における年齢区分を 18 歳から 19 歳とした単身世帯で県内人口加重平均をした生活保護水準額は、93,083円

③ 以上のことから、131,560円 - 93,083円 = 38,477円となり、手取額でみた 1 か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を上回っている。

したがって、山梨県の場合は、最低賃金との乖離があるとして引き上げを要する額は認められない。

生活扶助基準額（令和 5 年10月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費、特例加算、経過の加算 合算額（単位：円）

年齢区分・世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19歳・ 1 人	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740

※令和 5 年10月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12, 780	10～4月
II 区・ 1 人	9, 030	10～4月
III 区・ 1 人	7, 460	11～4月
IV 区・ 1 人	6, 790	11～4月
V 区・ 1 人	4, 630	11～3月
VI 区・ 1 人	2, 630	11～3月

（冬季加算地区区分）

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14, 160	13, 520	12, 880	12, 250	11, 610	10, 970

2023年度被保護者調査(年次調査)

第3－10表 一世帯当たり保護の決定状況額、世帯人員・都道府県－指定都市－中核市・保護の決定状況別
注：都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

都道府県－指定都市－中核市	都道府県－指定都市－中核市	保護の決定状況	保護の決定状況	保護の決定状況		世帯人員総数	1人	2人	3人
都道府県	山梨県	世帯数			(世帯)	3435	2956	361	67
都道府県	山梨県	最低生活費			(円)	96179.7	85979.6	138547.0	196451.0
都道府県	山梨県	最低生活費	生活扶助		(円)	73093.2	64091.2	113503.6	156518.8
都道府県	山梨県	最低生活費	生活扶助	(再)介護保険料	(円)	212.0	205.4	306.1	154.6
都道府県	山梨県	最低生活費	住宅扶助		(円)	20300.6	19559.5	22167.3	31835.1
都道府県	山梨県	最低生活費	住宅扶助	(再)家賃・間代	(円)	19710.3	19010.2	21672.2	30977.6
都道府県	山梨県	最低生活費	教育扶助		(円)	226.6	－	269.8	2885.3
都道府県	山梨県	最低生活費	出産扶助		(円)	－	－	－	－
都道府県	山梨県	最低生活費	生業扶助		(円)	147.5	－	662.2	2403.9
都道府県	山梨県	最低生活費	生業扶助	(再)高等学校等就学費	(円)	144.0	－	628.9	2403.9
都道府県	山梨県	最低生活費	一時扶助		(円)	2411.8	2328.8	1944.2	2808.0
都道府県	山梨県	最低生活費	葬祭扶助		(円)	－	－	－	－
都道府県	山梨県	収入充当額			(円)	35846.0	30248.5	61094.3	99409.7
都道府県	山梨県	収入充当額	(再)生活扶助相当額		(円)	32381.8	26877.4	57832.0	91368.7
都道府県	山梨県	扶助額			(円)	62098.1	57516.8	78810.2	100353.0
都道府県	山梨県	本人支払額			(円)	1725.8	1741.0	1357.4	3311.7
都道府県	山梨県	収入認定額			(円)	38221.5	31839.6	67197.9	111044.4
都道府県	山梨県	収入認定額	就労に伴う収入		(円)	5508.6	3351.7	15509.9	33729.1
都道府県	山梨県	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入		(円)	32712.9	28487.9	51687.9	77315.3
都道府県	山梨県	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入	(再)他法による収入	(円)	29632.4	25826.9	48058.6	62640.3
都道府県	山梨県	控除額			(円)	2375.5	1591.1	6103.6	11634.6
都道府県	山梨県	控除額	実費控除		(円)	269.5	120.9	1053.6	1856.2
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除		(円)	2091.8	1461.5	5019.5	9688.9
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)基礎控除	(円)	2076.2	1457.5	5019.5	9240.2
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)特別控除	(円)	－	－	－	－
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)新規就労控除	(円)	3.5	4.0	－	－
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)20歳未満控除	(円)	12.1	－	－	448.7
都道府県	山梨県	控除額	その他の控除		(円)	14.2	8.7	30.5	89.6
中核市(別掲)	甲府市	世帯数			(世帯)	2301	2025	215	34
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費			(円)	99930.4	90244.0	150085.7	206088.1
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生活扶助		(円)	77120.4	68604.4	122816.0	167800.0
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生活扶助	(再)介護保険料	(円)	852.3	798.6	1475.8	589.4
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	住宅扶助		(円)	21711.0	21029.8	25230.7	31585.3
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	住宅扶助	(再)家賃・間代	(円)	21140.3	20459.1	25183.7	27250.0
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	教育扶助		(円)	321.2	－	613.9	5072.9
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	出産扶助		(円)	－	－	－	－
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生業扶助		(円)	82.2	－	270.5	1291.8
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生業扶助	(再)高等学校等就学費	(円)	77.6	－	245.8	1291.8
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	一時扶助		(円)	695.5	609.9	1154.6	338.1
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	葬祭扶助		(円)	－	－	－	－
中核市(別掲)	甲府市	収入充当額			(円)	32622.4	27865.2	59966.7	81859.1
中核市(別掲)	甲府市	収入充当額	(再)生活扶助相当額		(円)	30548.1	25672.6	58562.0	80951.6
中核市(別掲)	甲府市	扶助額			(円)	68439.3	63647.5	90283.0	124195.3
中核市(別掲)	甲府市	本人支払額			(円)	1120.5	1255.8	164.0	－
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額			(円)	35235.2	29586.8	65673.9	96535.2
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	就労に伴う収入		(円)	5613.9	3484.5	13260.4	32543.3
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入		(円)	29621.3	26102.3	52413.6	63991.9
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入	(再)他法による収入	(円)	28481.5	25096.0	50678.3	62383.3
中核市(別掲)	甲府市	控除額			(円)	2612.9	1721.6	5707.2	14676.2
中核市(別掲)	甲府市	控除額	実費控除		(円)	414.8	171.0	820.1	4454.4
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除		(円)	2157.4	1546.3	4576.2	10163.0
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)基礎控除	(円)	2140.8	1546.3	4468.3	10062.4
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)特別控除	(円)	－	－	－	－
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)新規就労控除	(円)	－	－	－	－
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)20歳未満控除	(円)	16.6	－	107.9	100.6
中核市(別掲)	甲府市	控除額	その他の控除		(円)	40.6	4.3	310.9	58.8

令和7年度
労使からの意見聴取
結果について

山梨労働局労働基準部賃金室

【 事 例 1 】

○会 社 名：A社（匿名）

○事業の概要

：精密切削部品及びキャリアテープ製造

○労 働 者 数：52名（男41名、女11名）

正社員44名（男34名、女10名）

パート 7名（男 6名、女 1名）

外国人 0名、障がい者1名

事例 1－1

使用者側からの意見聴取

対象者：総務部総務課課長代理

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：1日7時間00分、週35時間00分

所定休日：週休2日制

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給181,000円

（職種：製造部門）

パート社員の最も低い賃金額：時給1,000円

（職種：品質管理（検査員））

最近の景況感（新型コロナウイルス感染症の影響も含む）及び今後の見込み

- 売上計画及び営業利益は昨年より増収、増益予測。
- 自動車部品は一部低下しているが医療関係、ミラーレスカメラは戻ってきているため好調となっている。
- アメリカの関税に対する影響は今後の情報収集が必要で懸念点でもある。
- 新規部品の取引も今後開始される予定。

近年の労働者数の推移

- 労働者の入れ替わりがあるが全体数では大きく変化していない。
- 新卒及び中途採用者による年齢層は上がっている。
- 再雇用者の雇用満了（65歳）に伴い若い年齢層の雇用を実施している。
- 正規・非正規の比率については正社員の比率が増加しているが、派遣社員の雇用（5名）も増加している。
- 退職した者に理由を聞いてみると、
 - ・仕事があわない などの理由であった。
- 求人を出す際の単価を上げることも検討している。

初任給や賃金改定の際に参考とする事項と改定状況①

- 会社で等級表を作成している。
- 新卒については、最終学歴によって判断。
- 中途入社については、最終学歴、年齢、スキル及び転職状況、また在職中の従業員との兼ね合いをみて判断。
- 賃金改定をする際には、新卒者の初任給平均や一般企業の水準を基準としている。

初任給や賃金改定の際に参考とする事項と改定状況②

- 昨年もベースアップを実施したが、続く物価高や情勢の賃金アップ状況を踏まえ、一昨年より増額し2.5%のベースアップ実施。定期昇給を含む全体では6.02%の賃上げを実施した。
- ベースアップは増えているが、全体の賃金改定では一昨年とほぼ同じ結果になっている。（役職定年等）

最低賃金に係る認識

- 最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。
- 最低賃金を下回らないよう意識している。
- 現在の最低賃金額について、現在の物価高等を考えると、妥当もしくは不足しているのではと思う。
- 近年の最低賃金の改定状況に対する感想としては、年々上昇する物価等に対する対応としてやむを得ない改定であると思う。

最低賃金が定められていることによる企業経営への影響

- 最低賃金が上昇すればそれに対応せざるを得ないので、コストアップにはつながるが、賃金決定時の基準となり、就職希望者にとって水準がわかりやすいと思う。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況

- 物価上昇による価格転嫁は行っているが、人件費に対する価格転嫁が厳しく実施できていない。現状のキャパ以上の注文等の対応ということであれば交渉可能な場合がある。

働き手のスキルアップ、企業の収益アップ・ 働く人の賃金アップへの取り組み

- 従業員のスキルアップに対して、外部講習や資格取得等を実施している。
- 補助金などの利用を検討している。

最低賃金に関する行政及び 審議会への意見・要望

- 働く側と雇用する側の負担とバランスが取れた賃金改正を期待します。
- 最低賃金について2020年代に全国平均1,500円としているが、そうすると毎年100円近く上げることとなり、かなり厳しい状況である。

事例 1－2

労働者からの意見聴取
対象者：製造部門主任

最低賃金に係る認識

- 最低賃金制度があること、最低賃金は罰則付きの法律ということを知っている。
- 山梨県の最低賃金額の具体的な金額及び最低賃金が毎年見直されていることは知っている。
- 最低賃金の引上げ額、今の山梨県の最低賃金は、物価の上昇が続いているので良い改善だと思う。
- 山梨県の最低賃金1時間988円について、家賃・光熱費などを除くと1日の生活費が2,000円くらいなため、貯金、ローンなどを考えると安いと思う。
- 最低賃金が法律で定められていることは、最低の生活を確保するという事で良いと思う。

最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 物価の上昇及び消費税に見合うように考慮してもらいたい。
- 今後も最低賃金を上げるようにしてほしい。

【事例 2】

○会社名：B社（匿名）

○事業の概要

：飲食サービス業（レストラン）

○労働者数：22名（男 9名、女13名）

正社員3名（男3名、女0名）

パート19名（男6名、女13名）

外国人 0名、障がい者 0名

事例2-1

使用者側からの意見聴取
対象者：代表取締役社長

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日7時間15分、週40時間00分

パート：3～4時間（シフトによる）

所定休日：火曜日

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給234,000円

（職種：業務全般）

パート社員の最も低い賃金額：時給1,000円

（職種：業務全般）

最近の景況感 (新型コロナウイルス感染症の影響も含む)

- 最近の景況感は横ばいといった感じである。
- 物価高の影響か客数は減ったが客単価は上がっている。
- 今後の見込みについては不明である。

近年の労働者数の推移

- ほとんど変わらず推移している。
- 正社員は20歳代、40歳代、50歳代となっている。
- 飲食店ということもあり、パートは学生が多くなっている。
- パートはおおむね20名前後で推移している。

初任給や賃金改定の際に参考とする事項と改定状況

- 初任給の決定の際には、能力、経験、同業他社の水準等を参考にしている。
- 給与改定の際には、売上、利益、人件費率、仕事への姿勢などを参考にしている。
- 正社員の最も低い賃金額を月額284,000円にアップした。
- パートの賃金についても能力に応じて、採用後3か月で単価を50円程度上げている者もいる。

最低賃金に係る認識

- 最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。
- 法令遵守の観点から、最低賃金は普段から意識している。
- 山梨県の最低賃金額1時間988円は厳しい額だが企業努力で遵守している。
- 最低賃金の改定状況について、急激に負担が増えた気がすることから、もう少しなだらかにかにと思っている。

最低賃金が定められていることによる企業経営への影響

○コストアップにつながっていると思う。

働き手のスキルアップ、企業の収益アップ・働く人の賃金アップへの取り組み

- パートへの賄を廃止し、作り手の軽減を図るとともに、賄分を賃金にあてている。
- 助成金等の活用を検討している。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況

- 仕入金額が上がった場合は、価格転嫁できているが、人件費が上がった分は価格転嫁できていない。
- 人件費の価格転嫁はなかなかむずかしい。

最低賃金に関する行政及び 審議会への意見・要望

○賃金アップ関連の補助金等、わかりやすく、申請も簡素化してほしい。

事例 2-2

労働者からの意見聴取
対象者：一般労働者

最低賃金に係る認識

- 最低賃金制度があること、最低賃金は罰則付きの法律ということを知っている。
- 山梨県の最低賃金額の具体的な金額は知らない。
- 最低賃金が毎年見直されていることは知っている。
- 最低賃金の引上げについて、ニュース等で認知しているが、給料に反映されていないので実感がわからない。
- 山梨県の最低賃金1時間988円について、物価高に追いつていなく生活が苦しいと感じるため、安いと思う。
- 最低賃金が法律で定められているので最低保証は守られていると思う。

最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 最低賃金について実際労働している側に大きく反映されているかわかりにくいのでもっとわかりやすく上げるべきだと思う。

2025年7月22日

山梨労働局

局長 岩崎 充 殿

電機連合山

議長

山梨県甲府

甲府労働局

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

山梨県において、電気機械器具等製造業を営む使用者に使用される労働者。

【10,767名】

2. 改正決定を申出る最低賃金の件名

【山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、

情報通信機械器具製造業最低賃金】

3. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 申出産業は、山梨県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

5. 添付書類

① 労働協約の写、② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写、③ 協議組織における合意の内容を表す書面の写、④ 機関決定の写、⑤ 個々の労働者又は従業員組織における合意書、⑥ 申出代表者に対する委任状、⑦ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

6. 疎明資料

- 2022年経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ）
- 山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き（毎月勤労統計調査結果報告）

山梨県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

	産業分類	事業所数	労働者数
E 2 8	電子部品・デバイス・電子回路	1 4 7	6, 0 8 3 人
E 2 9	電気機械器具	1 2 6	2, 9 2 8 人
E 3 0	情報通信機械器具	3 2	1, 7 5 6 人
	計	3 0 5	1 0, 7 6 7 人

資料出所：令和３年経済センサス－活動調査（山梨県）

適用労働者数 1 0, 7 6 7 人

総務省「令和３年経済センサス－活動調査」の値から令和６年度実態調査で
復元した適用除外労働者を差し引き算出した人数。

（上記のうち最低賃金の必要性に合意する者の内訳）

合意ケース	組合支部、事業所数	合意する人
労働協約適用	9	3, 4 1 5
必要性の機関決議	9	1, 4 1 0
計	1 8	4, 8 2 5

(合意する者の事業所別内訳)

① 労働協約適用労働者

【3, 415人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	(株)甲府明電舎	甲府明電舎労組	176
2	(株)甲府明電舎	明電舎労組広域支部中部分会甲府分室	62
3	NECプラットフォームズ(株)甲府/大月事業所	NECプラットフォームズ 労組山梨支部	550
4	富士通アイ・ネットワークシステムズ(株)	富士通アイ・ネット労組	264
5	ファナック(株)	ファナック労組	956
6	住友電工デバイス・イノベーション(株)	住友電工デバイス・イノベーション労組	914
7	富士電機(株)山梨工場	富士電機労組山梨支部	343
8	ミネベアパワーデバイス(株)山梨工場	ミネベアパワーデバイス労組	109
9	東芝エレベータ(株)上野原事業所	東芝エレベータ労組上野原分会	41

② 必要性の機関決議

【1, 410人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	TDK(株)甲府工場	TDK労組甲府支部	303
2	北富士オリジン(株)	北富士オリジン労組	35
3	(株)光電製作所 上野原事業所	光電製作所労組上野原支部	16
4	丸茂電機(株)山梨工場	丸茂電機(株)従業員組合山梨支部	57
5	シチズン電子(株)	シチズン電子労組	143
6	コニカミノルタメカトロニクス(株)	BMMEユニオン	153
7	横河マニファクチャリング(株)甲府事業所	横河マニファクチャリング労組	456
8	新旭電子工業山梨(株)	新旭電子工業山梨労組	87
9	YITOAマイクロテクノロジー(株)	YITOAマイクロテクノロジー 労組	160

【山梨県における生産額・出荷額・雇用者数】

	生産額(百万円)	出荷額(百万円)	従業員数(人)
製造業合計	2,586,494(107.95%)	2,610,171(107.51%)	58,741(100.15%)
電機産業計	493,297(104.51%)	493,238(104.73%)	12,392(92.68%)
電子部品・デバイス製造業	244,060(97.1%)	241,573(97.7%)	6,934(88.7%)
電気機械器具製造業	108,199(118.2%)	110,449(117.0%)	3,608(111.6%)
情報通信機械器具製造業	141,038(109.3%)	141,216(109.2%)	1,850(79.7%)
電機産業比率	19.07%	18.90%	21.10%

資料出所：2023 年経済構造実態調査（地域別統計表）

従業員 30 人以上（ ）前年度比

【年間所定労働時間の実態】

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

富士通アイ・ネット 24. 4.21～25. 4.20

ファナック 24. 7. 1～25. 6.30

住友電エデバイス 23.12.16～24.12.15

組 合 名	1 日所定労働時間 (H:M)	年間労働日数 (日)	年間所定労働時間 (H:M)	年間休日日数 (日)
甲府明電舎	7:45	237	1836:45	128
明電舎	7:45	240	1860:00	125
NEC プラットフォームズ	7:45	239	1852:15	126
富士通アイ・ネット	7:45	239	1852:15	126
ファナック	7:45	239	1852:15	126
住友電エデバイス・イノベーション	7:45	244	1891:12	122
富士電機	7:45	234	1813:30	131
ミネベアパワーデバイス	7:45	239	1852:15	126
東芝エレベータ	7:45	239	1852:15	126

【疎明資料】

1. 2023 年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)
・都道府県別、東京特別区・政令指定都市別統計表 第1表(全事業所)

	従業者数 (人)	人件費及び 人材派遣会社への支払額 (万円)	平均年収 (万円)
電子部品デバイス	7,603	4,033,900	530.57
電気機械器具	4,354	1,917,400	440.38
情報通信機械器具	2,006	1,203,000	599.70

平均年収は「人件費及び支払額」÷ 従業者数の計算による

2. 山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き(毎月勤労統計調査結果報告)
・産業別・性別・就業形態別月間現金給与額(令和6年平均)

規 模	産 業	決まって支給する給与(円)		
		総 額	男	女
5人以上	産業計	253,262	317,824	188,487
	製造業	287,530	330,035	198,145
30人以上	産業計	272,765	328,856	208,492
	製造業	299,044	339,545	208,090

7

2025 年 7 月 22 日

山梨労働局
局長 岩崎 充 様

基幹労連山梨県センター

委員長

自動車総連山梨地方協議会

議 長

電機連合山梨地方協議会

議 長

JAM甲信山梨県連絡会

会 長

(公印省略)

7.7.2

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により山梨県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

山梨県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者 3,066 人

2. 改正決定を申出る最低賃金の件名

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。

なお、最低賃金額は最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(または使用者数)が、概ね 3 分の 1 以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 (965 人)

山梨県における自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者数 (3,066 人)

労働協約による最低賃金額=1,089 円/時間

現在適用されている法定最低賃金額=1,029 円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し

②申出合意書および委任状

③山梨県における自動車・同附属品製造業の労働者数の概数および、このうち当該労働協約の適用を受ける労働者の概数。

以 上

各組織の内訳

事業所名	組合名	適用 労働者数	年間所定労働 時間	事業内最低 賃金
三井金属㈱ 伊予株式会社	三井金属㈱ 伊予労働組合	111 名	1,928 時間	1,204 円
Astemo株式会社	Astemo労働組合 山梨支部	831 名	1,952 時間	1,260 円
盟和産業株式会社	盟和産業労働組合	23 名	1,952 時間	1,089 円
合 計		965 名		

※令和6年度 自動車・同付属部品製造業 適用労働者数	3,066 名
-------------------------------	---------

地域別最低賃金と特定最低賃金の相違

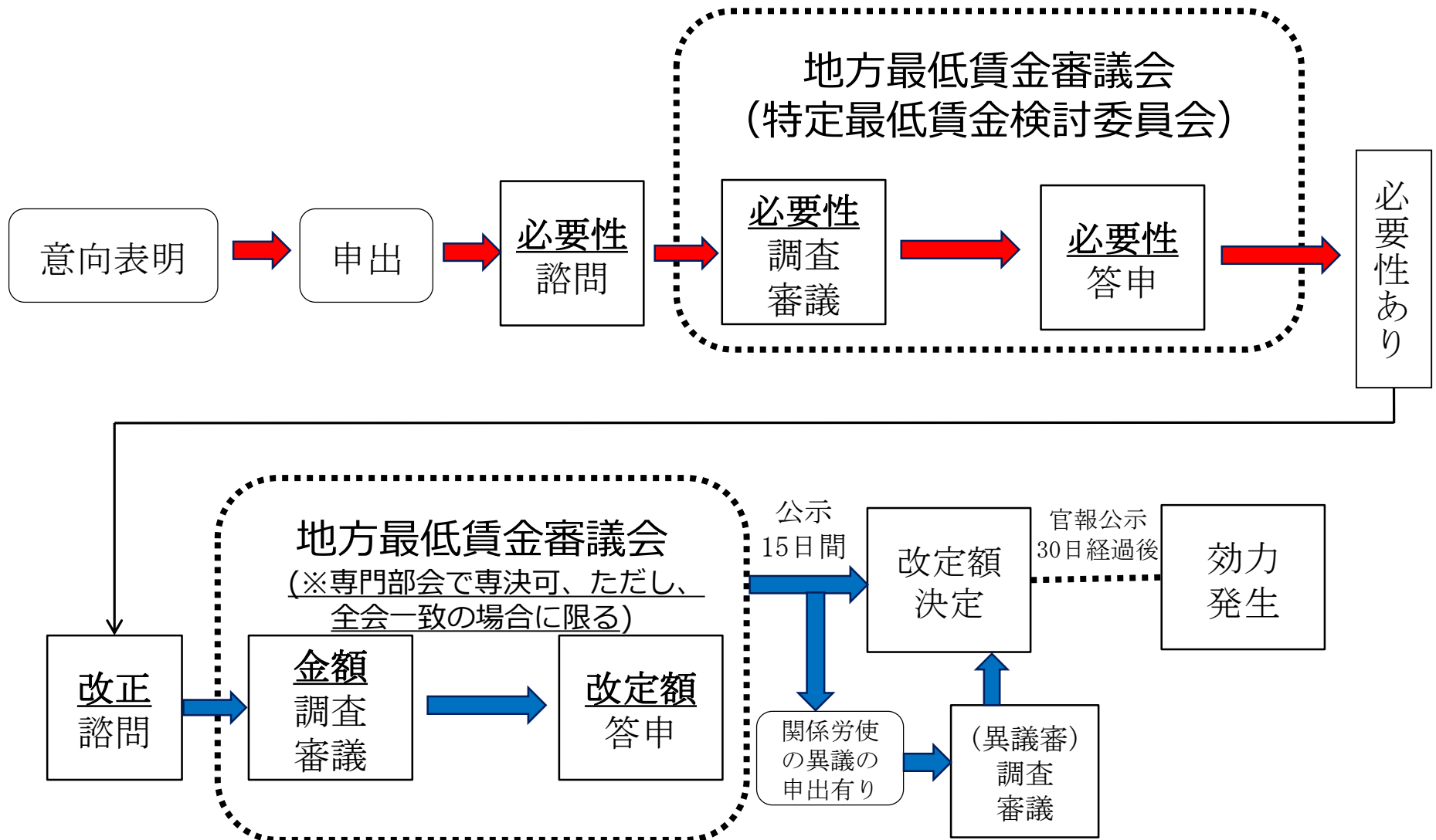
○ 地域別最低賃金

- ・すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット。
- ・都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定（行政機関に決定を義務づけ。）。

○ 特定最低賃金

- ・企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完。公正な賃金決定に資する。
- ・関係労使の申出により新設、改正又は廃止。
（関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定。）
 - * 関係労使のイニシアティブにより設定される民事的なルール
 - * 特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回るものでなければならない（最賃法第16条）。
 - * 産業別最低賃金適用の考え方
 - ・原則として「小くくり」（日本標準産業分類の小または細分類）の産業ごとに適用。
 - ・当該産業の基幹的労働者に適用。

特定最低賃金の改正等の手順



特定最低賃金の決定等のポイント

○ 決定等の申出要件（最低賃金法第15条第1項、昭和61年「運営方針」）

〈決定の場合〉

- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（1／2以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合
[労働協約ケース]
- ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合 [公正競争ケース]

〈改正又は廃止の場合〉

- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（概ね1／3以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合 [労働協約ケース]
- ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合 [公正競争ケース]

○ 必要性の審議

- ・ 必要性の有無は、新産業別最低賃金の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力する。
(昭和57年中賃「了解事項」)

最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申し出に基づく最低賃金の決定、改正または廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

* 現在までのところ全会一致以外の運用はなされていない。

○ 金額審議

- ・ 公労使各3名で構成する専門部会で審議。
- ・ 労使各委員のうち2名は、当該産業に直接関係する労働者・使用者を代表する者で構成。
- ・ 「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。（平成14年中賃全協報告）

○ 昭和57年1月24日中央最低賃金審議会答申

「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項

前述の答申をとりまとめるに当たり、次の事項を了解した。

- 1 最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。
- 2 この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況等をみて昭和60年度に再検討を行うものとする。

○ 昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申

「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」新産業別最低賃金の運用方針（抜粋）

●新運用方針の考え方●

- ①旧運用方針（昭和57年答申）の考え方を踏襲（全会一致了解事項を含む）する。
- ②基幹的労働者の取扱いを拡大する。
- ③改正・廃止申出の要件を緩和する。
- ④転換の場合の経過措置として申出要件等を緩和する。

●基幹的労働者の取扱い●

協約ケースによる申出の場合は、協約の適用労働者を基幹的労働者として取扱うことができる。

●改廃申出の要件緩和●

- ①協約ケースの場合は、概ね1/3以上に協約が適用されていること（新設は、57答申同様、1/2）。
公正競争ケースの場合には、概ね1/3以上の合意がなされている場合が含まれること（57答申では、数値は明記されていなかった）。

●転換（昭和64年度前の転換申出を含む）の場合の経過措置●

①協約ケースの場合の申出要件緩和

概ね1/3以上（通常は概ね1/2以上）に協約適用で申出可。

②公正競争ケースの場合の必要性要件追補。

イ 旧産別最賃と地域最賃との金額差が大きく、廃止による格差拡大が予想されるか等も参考とする。

ロ 概ね1/3以上の合意による申出があった場合は、要件該当として取扱う。

③「くくり方」の取扱い

中分類以上のものは、適用除外状況・団体組織状況・基幹的業務の共通性等を勘案し、合理的なくくり方を地質で決定。

④「基幹的労働者」の取扱い

イ 年齢・業務等の適用除外が適切に行われた後は、基幹的労働者として取扱って差し支えない。

ロ 対象数は、原則1,000人程度を基準に、地域の実情に応じて決定。

○ 平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（抜粋）

●基本的な考え方●

- ①産別最賃のあり方については今後時機を見てさらなる議論を深め、審議していくことが適當。
- ②産別最賃の運用面について一定の改善が図られることが適當。

●個々の産業別最低賃金についての審議の促進等●

- ①「産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての視点」「産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての審議参考資料」を参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。
- ②必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。
- ③公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けての関係労使の努力を期待。

●産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善●

①中小企業関係労使の意見の反映

- イ 中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。
- ロ 合意の当事者に中小企業関係労使がより含まれるように努めることが望ましいこと。

②賃金格差疎明資料添付の徹底及び審議会の効率的運営

- イ 申出者は公正競争ケースによる産業別最低賃金の決定等の申出の際の個別具体的な疎明に当たっては、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底すること。
- ロ 改正の必要性の審議に当たって、制度の趣旨を逸脱することがないと認められる場合には、一括して審議を行うこととする等、審議会の効率的運営に配慮すること。

○ 平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(抜粋)

●基本的な考え方●

- ①産別最賃設定の趣旨である関係労使のイニシアティブ発揮を中心とした改善の在り方について検討。
- ②法改正を伴う事項も含めた産別最賃の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当。

●関係労使のイニシアティブ発揮による改善●

- ①申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ること。
- ②「必要性審議」について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。
- ③「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいこと。
- ④行政の役割とあいまって、当該産別最賃が適用される関係労使がその自主的な努力により、産別最賃の周知及び履行確保に努めることが望ましいこと。

●その他の改善●

- ①公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めること。賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ること。
- ②産別最賃における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて廃止等について調査審議を行うこと。
- ③申出の意向表明後速やかに、事務局から当該産別最賃の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知すること。
- ④産別最賃の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。

令和7年度 最低賃金改正等の推進について

令和7年3月17日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

- 1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

- 2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

- (1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

- (2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に関係する代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

- 1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

- 2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。
- 3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。
- 4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

2025年7月18日

山梨労働局
局長 岩崎 充 様
山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤 光利 様

山梨県労働組合総
議長
甲府市徳行4-3

急激な物価高騰と実質賃金低下のもとで最低賃金1500円以上 への引き上げと全国一律制を求める要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

急激な物価高が継続し、物価高を上回る賃上げは実現せず、実質賃金は連続して低下し続けています。物価高を上回る賃上げは、政府も含めて主張していますが、それが実現する十分な手立ては打たれていません。2025年春闘も、一部大企業の正社員の賃上げはあったものの、労働市場の4割近くを占める非正規労働者や中小零細企業の正社員などの賃上げには波及していません。

全国どこでも誰もが働けばまっとうな生活が送れるだけの賃金水準にしていくことは、社会の安定にとって最低限のことですが、それすら実現できていないのが現在の日本であり、さらに危機的な状況に進みつつあります。そうしたなか、最低賃金を大幅に引き上げること、地域間格差を解消し全国一律にしていくことは喫緊の課題となっています。

ここ数年、諸外国での最低賃金は大きく引き上げられており、日本の最低賃金の水準は極端に低いまです。ヨーロッパ諸国やオーストラリア、韓国よりも低くなっています。政府もようやく最低賃金の大幅引き上げを主張するようになってきています。6月に発表された「骨太の方針」において、最低賃金は大きく位置けられるようになりました。とはいっても、「2020年代に加重平均1,500円をめざす」など、水準においてもスピードにおいても、現在の物価高に対応した方針とは到底言えなません。

最低賃金近傍で働く労働者にとってだけでなく、最低賃金の引き上げは労働者全体の賃上げを押し上げる圧力にもなります。実質賃金を引き上げる上でもっとも効果のある施策であることはまちがいありません。

地域経済の疲弊も深刻です。実質賃金が低下し続けていることは、地域経済にとって大きなマイナス要因となっています。地方の最低賃金が低すぎることによって都市部への若年労働者の流出が起きること、ますます地域経済が疲弊する要因となっています。

継続的な物価高騰は、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり「これでは暮らしていけない」と悲鳴があがっています。また、地域の経済も冷え込ませています。最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定を図る」と定めています。今日のような急激な物価高騰下においては、1年に1回の改定ではその目的を果たすことができておらず、関係機関が前例にとらわれることなくその目的を達するために精励しなければなりません。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額が高い地域は低い地域を考慮して決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。最低賃金法を改正し、全国一律「1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでも普通に働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。

2024 年の最低賃金の改定では、加重平均 1,055 円となり、最高額の東京都が 1,163 円、最低の県は 951 円で 212 円もの大きな地方間格差を生じています。山梨県と東京都では 175 円の開きがあり、1 年間（月 150 時間、年 1800 時間で計算した場合）で 315,000 もの所得格差を生んでいます。

全労連と地方組織が、これまで 28 都道府県で 4 万 8000 人以上の協力を得て取り組んできた最低生計費試算調査で「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 24 万円（時給 1,500 円）以上必要であることが明らかになっています。特にこの間の物価高騰のもとでは、月額 25 万円（時給 1,700 円）が必要との試算結果がでています。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として最低賃金法を改正し、誰もが 8 時間働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、時給 1,500 円以上を求めています。

昨年、第 11 回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を発表し、4 ランクを 3 ランクにすることを打ち出しました。しかし、昨年の改定結果は地域間格差を拡大するものとなりました。ランク方式自体が制度的に限界にきていることは明らかです。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。日本弁護士連合会を始め、全国の多くの弁護士会が地域別最低賃金を廃止して全国一律最低賃金制度の実施を求めています。全労連がとりくむ全国一律最賃制の法制化を求める国会請願署名には、これまでに与野党 130 人を超える国会議員が紹介議員として名前を連ねています。

最低賃金を引き上げにあっては、中小・零細企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の 3 要素のうち、「事業の支払い能力」を除外し、中小・零細企業が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として求めるべきです。

以上の点から、2025 年の最低賃金改定審議にあたって下記の項目について強く要請します。

1. 中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること。
2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年 1 回に限らず改定を行うこと。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう上部機関に働きかけること。
4. 最低賃金の引き上げに欠かせない、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充強化するよう上部機関に働きかけること。
5. 最低賃金審議会労働者代表委員任命については、労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員構成においても多様性を有したものとすること。最低賃金の影響を直接受ける非正規労働者の当事者と女性を 4 割以上任命すること。専門部会委員についても同様とすること。公益委員については、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選任を行うこと。
6. 審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。要望のある組織からの意見陳述を認めること。

以 上

山梨地方最低賃金審議会 様

山梨労働局 様

2025 年度・山梨地方最低賃金改定にあたっての意見書

神奈川、静岡、山梨の3県で事業展開する生活協同組合ユーコープは、従業員の約7割がパートやアルバイトなどの非正規労働者です。神奈川県で働くパート職員の時給は最低賃金とほぼ同水準にあり、最低賃金の改定に伴って時給が引き上げられる状況が続いています。異常な物価高騰が続く中で、春闘での賃上げの成果が得られ難い非正規労働者にとって、実質賃金の低下と生活苦は深刻です。

生活協同組合ユーコープでは神奈川、静岡、山梨それぞれ働く県によってパート労働者の時間給が異なり、最大で114円の格差があり、全国では最低賃金が最高額の東京1,163円と最低額の秋田951円の地域間格差は212円です。さらに、東京1,163円と山梨988円の格差175円は隣接する都道府県の差としては全国最大額です。格差を生み出す根本的要因は、都道府県ごとに最低賃金が決められる最低賃金法にありますが、現行法の最低賃金決定の3要素である「その地域の労働者の①生計費、②賃金、③事業の支払い能力」のうち、「地域の労働者の生計費」については議論が尽くされず、「事業の支払い能力」に重きが置かれていることも大きな問題です。労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。山梨地方最低賃金審議会に置かれましては、8時間働けば普通の生活ができる労働者の生計費やあるべき最低賃金の水準について、独自性を持った調査研究を行い議論してください。

最後に、最低賃金の大幅引き上げには中小企業の支援が欠かせません。価格転嫁、公正取引、社会保険料、税金に対してより具体的な支援を行うことで、社会全体の賃上げに中小企業が取り残されることのないよう国に対してより具体的な策を講じるよう要望してください。物価上昇を上回る最低賃金の大幅引上げ、今すぐ1500円以上の実現によって、どんな働き方であってもまともな生活が保障されることを強く要望します。

2025 年 7 月 17 日

ユーコープ労働

中央執行委員長

7. 2

?

最低賃金審議関係の統計調査について

○ 賃金改定状況調査

【調査の対象】

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数が 30 人未満の企業に属し、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所とする。

（ア）製造業、（イ）卸売業、小売業、（ウ）学術研究、専門・技術サービス業、（エ）宿泊業、飲食サービス業、（オ）生活関連サービス業、娯楽業、（カ）医療、福祉、（キ）サービス業（他に分類されないもの）

【調査事項】

（１）事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容（当年 6 月 1 日現在）
- ロ 事業所の労働者数（当年 6 月 1 日現在）
- ハ 事業所の月間所定労働日数（当年 6 月分）
- ニ 事業所の通常労働日の 1 日の所定労働時間数（当年 6 月分）
- ホ 事業所の年間所定労働日数（前々年度分、前年度分）
- ヘ 賃金改定状況

（２）労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数（当年 6 月 1 日現在）
- ロ 賃金形態（前年 6 月分、当年 6 月分）
- ハ 基本給額（前年 6 月分、当年 6 月分（見込額））
- ニ 諸手当（前年 6 月分、当年 6 月分（見込額））
- ホ 月間所定労働日数（前年 6 月分、当年 6 月分）
- ヘ 1 日の所定労働時間数（前年 6 月分、当年 6 月分）

○ 最低賃金に関する基礎調査

【調査の対象】

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、（ア）及び（イ）の産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。

ただし、次の産業以外の産業であっても、特定最低賃金が設定されている産業（調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合は、当該特定最低賃金が設定されることとなる産業も含む。以下同じ。）については、当該特定最低賃金の審議に必要な場合に限り、調査の対象とする。また、特定最低賃金が設定されている産業が、常用労働者 30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所が多くを占めており、特定最低賃金の審議に必要な場合は、30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所も調査の対象とする。

(ア) 製造業、(イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業、(ウ) 卸売業、小売業、(エ) 学術研究、専門・技術サービス業、(オ) 宿泊業、飲食サービス業、(カ) 生活関連サービス業、娯楽業、(キ) 医療、福祉、(ク) サービス業（他に分類されないもの）

【調査事項】

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容（当年6月1日現在）

ロ 事業所の労働者数、（当年6月1日現在）

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容（当年6月1日現在）

ロ 賃金形態（当年6月分）

ハ 基本給額（当年6月分（見込額））

ニ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（当年6月分（各見込額））

ホ 月間所定労働日数（当年6月分）

ヘ 1日の所定労働時間数（当年6月分）

○ 賃金構造基本統計調査

【調査の対象】

- ・ 産業 日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。））、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕
- ・ 事業所 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とする。

【調査事項】

(1) 事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地並びに法人番号、主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数

(2) 労働者に係る事項

性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年一年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第2回本審議会)
当日配布資料

令和7年8月5日

令和7年度 第2回審議会（R7.8.5）

配 付 資 料 目 次

1	令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申） （中央最低賃金審議会）	1
2	令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解 （中央最低賃金審議会）	3
3	参考資料 （中央最低賃金審議会）	15
4	中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告	67

令和7年8月4日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含め

た価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。
- 8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。
- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和7年8月4日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウェイトとは、基準年(令和2年)

における家計の消費支出金額全体に対する割合（1 万分比）を指す）。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1,215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2,626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5,121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回

未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウェイト 1, 136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.25%（昨年 5.10%）で、平成 3 年（5.66%）以来 33 年ぶりの 5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも 4.65%（昨年 4.45%）で 2 年連続で 4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 5.81%（昨年 5.74%、一昨年 5.01%）となり、3 年連続で 5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.38%（昨年 5.58%）でこちらも 2 年連続で 5%を超え、また中小企業でも 4.35%（昨年 4.01%）で 2 年連続で 4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.03%（昨年 3.62%）、20 人以下の企業で 3.54%（昨年 3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で 4.21%（昨年 3.43%）で、いずれも昨年から約 0.2～0.8 ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの 20 人以下では 3.30%（昨年 3.88%）で、2 年連続の 3%超えとなっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を

上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点（2024年度最低賃金全国加重平均額1,055円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合で

ある労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和6年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（前回20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約6ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、449件（前年同期484件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少

している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%

となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5 %台と 33 年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても 5 %台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 2.5%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均 6.0%（63 円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円（5.6%）、B ランク 63 円（6.3%）、C ランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構

築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経

営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和 5 年全員協議会報告の 3 (1) に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウエイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2

(単位：％)

	ウエイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2	5.4
1か月に1回程度購入	1,136	2.5	5.7	9.6	10.4	7.3	6.4	7.0	6.1	5.7	6.7	1.1
基礎的支出項目	5,121	3.0	4.1	5.4	6.3	5.7	5.5	5.5	5.2	4.6	5.0	2.9
食料	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

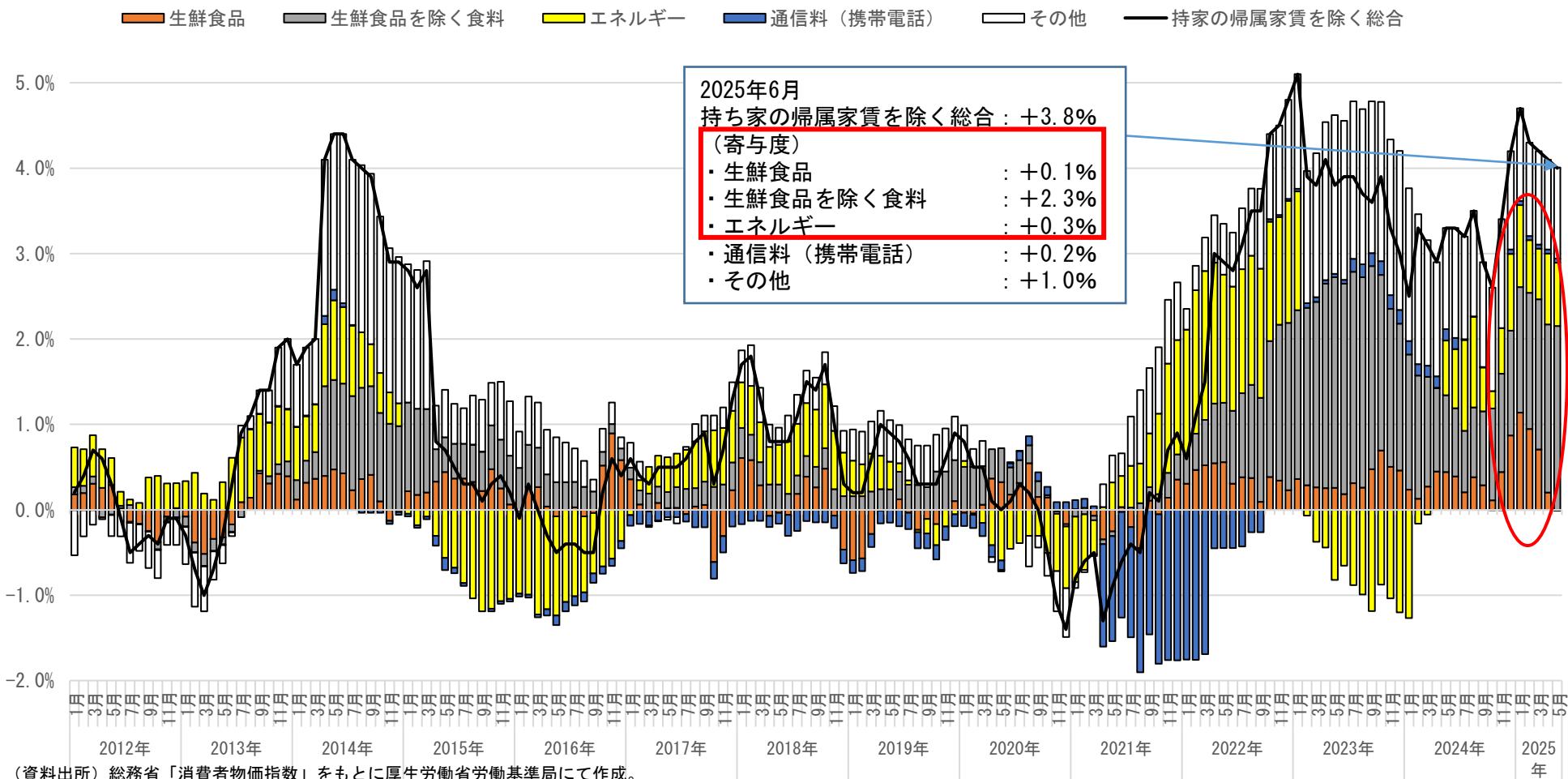
「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	クロック
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

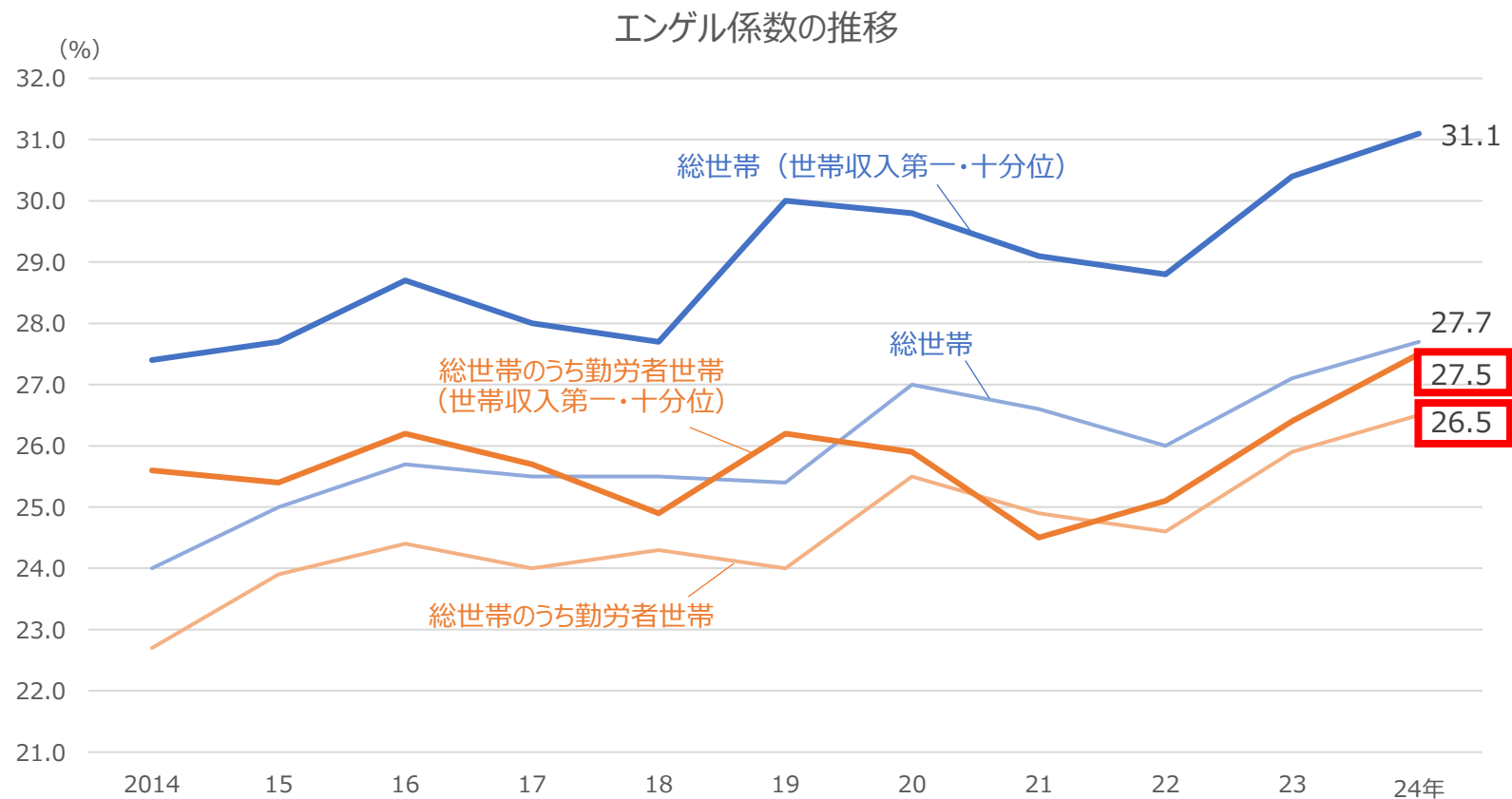
○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年6月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



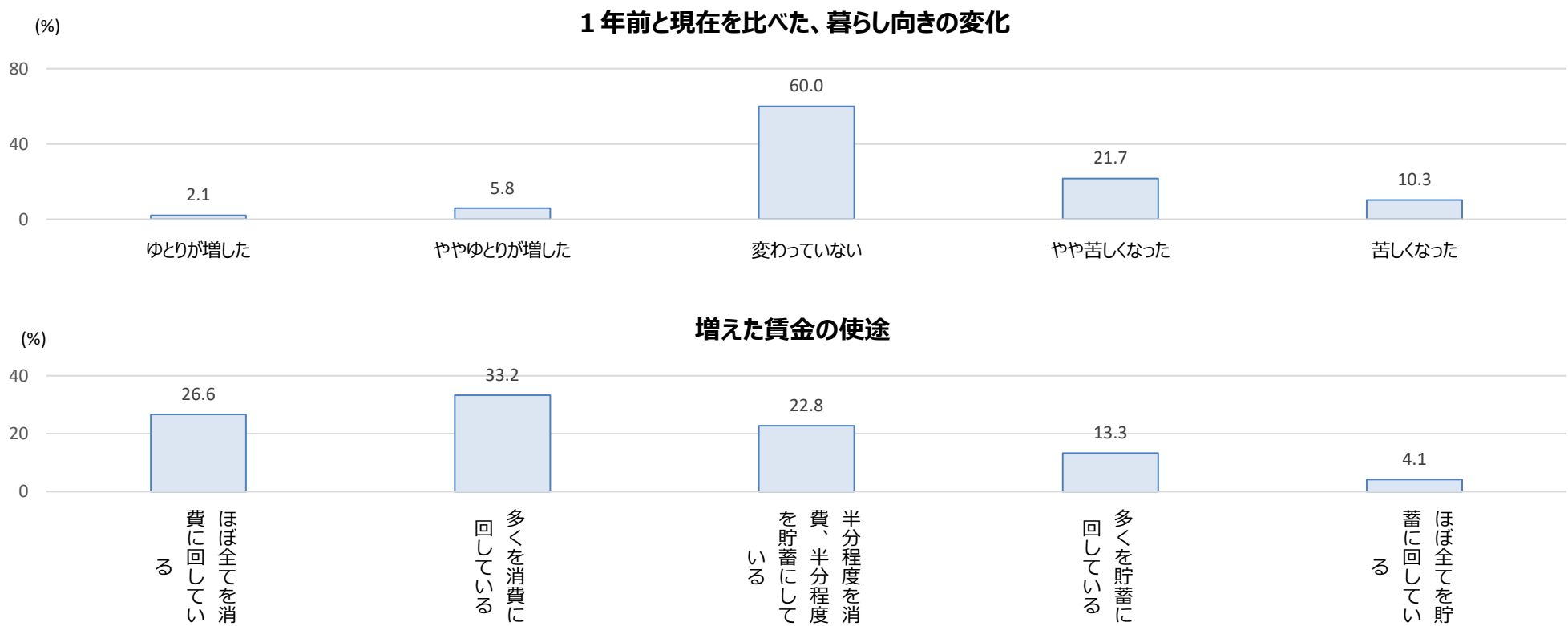
出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

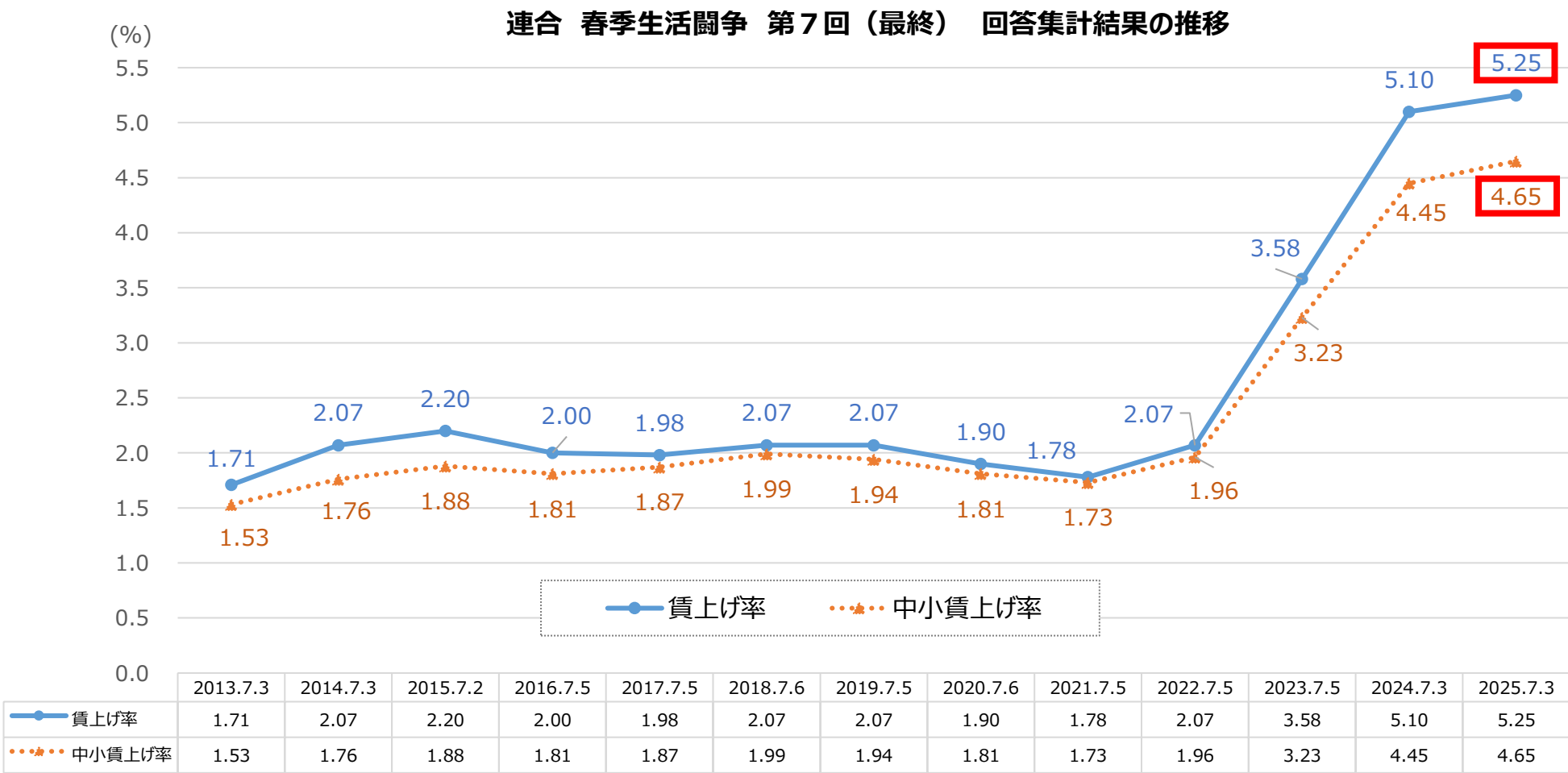
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（1,214人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（707人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。
出所：株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（厚生労働省委託事業）（2025年）の概要（速報）

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合(有期・短時間・契約等労働者)

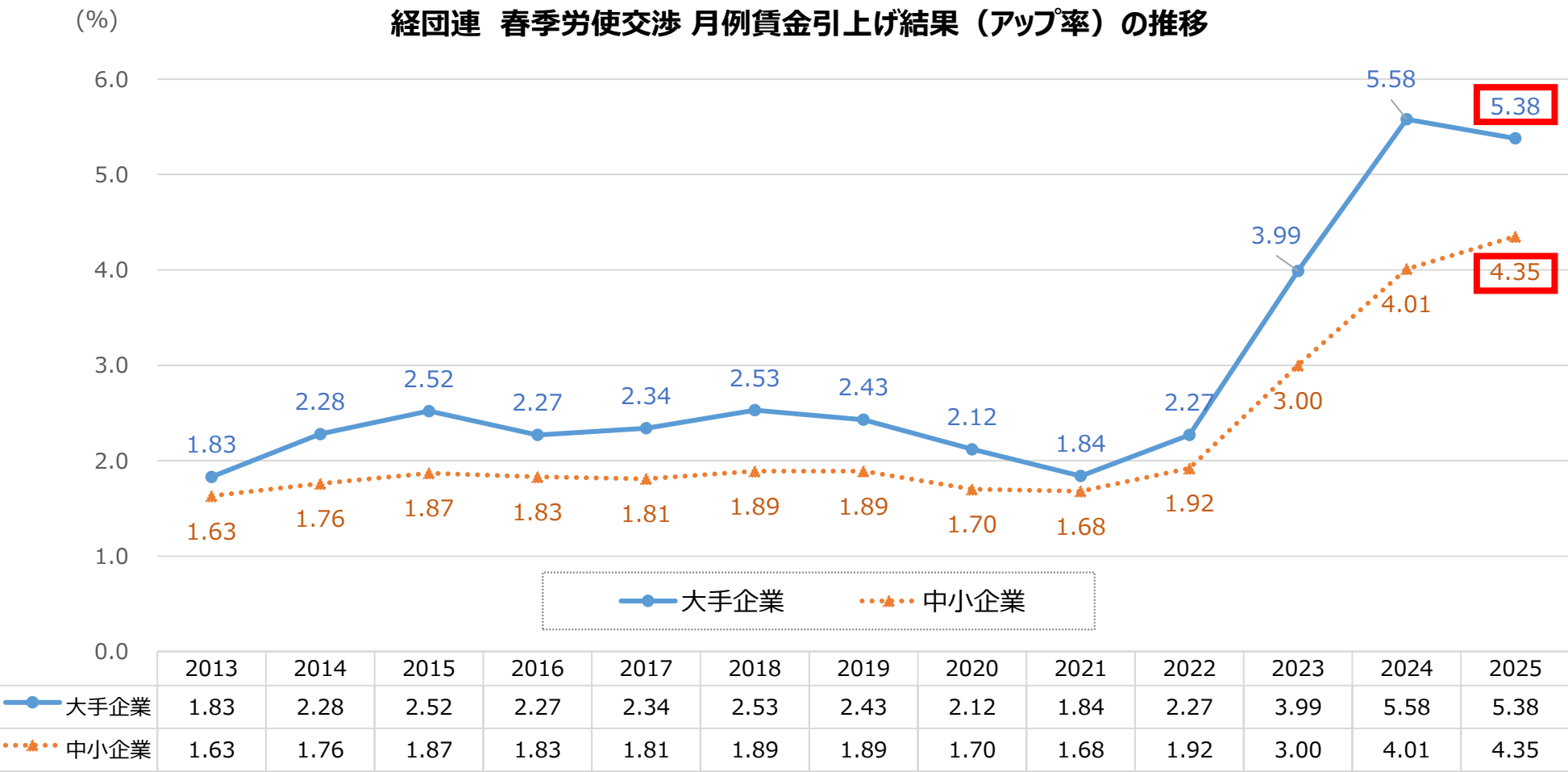
第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)

			単純平均	加重平均
時給	384組合 861,305人	賃上げ額	59.65円(53.78円)	66.98円(62.70円)
		引上げ率	5.17%(4.91%)	5.81%(5.74%)
		平均時給	1,213.28円(1,148.92円)	1,219.70円(1,155.02円)
月給	127組合 25,167人	賃上げ額	9,914円(9,137円)	10,004円(10,869円)
		賃上げ率	4.32%(4.23%)	4.35%(4.98%)

(注) ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

23

9

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

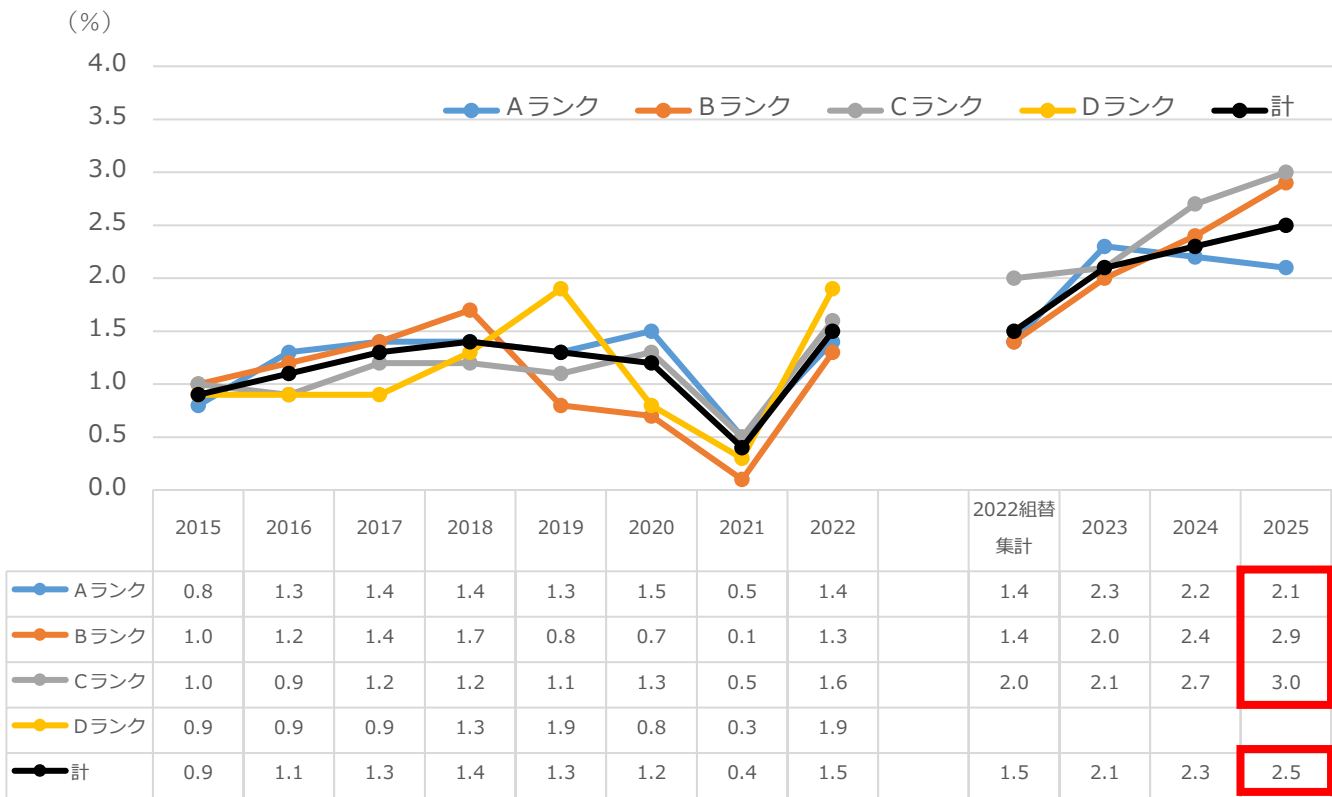
		(加重平均)
正社員 (月給)	全体	11,074円(9,662円)
	2,389社	4.03%(3.62%)
	20人以下	9,568円(8,801円)
	1,111社	3.54%(3.34%)
パート・ アルバイト (時給)	全体	46.5円(37.6円)
	1,537社	4.21%(3.43%)
	20人以下	37.4円(43.3円)
	728社	3.30%(3.88%)

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 () の数値は、2024年6月5日集計結果。2025年と2024年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

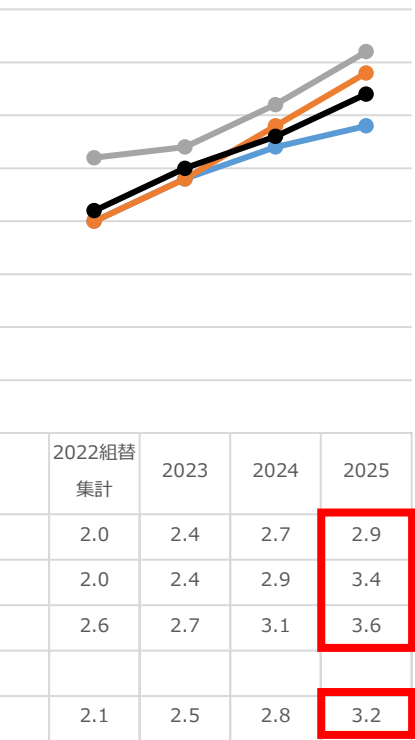
第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

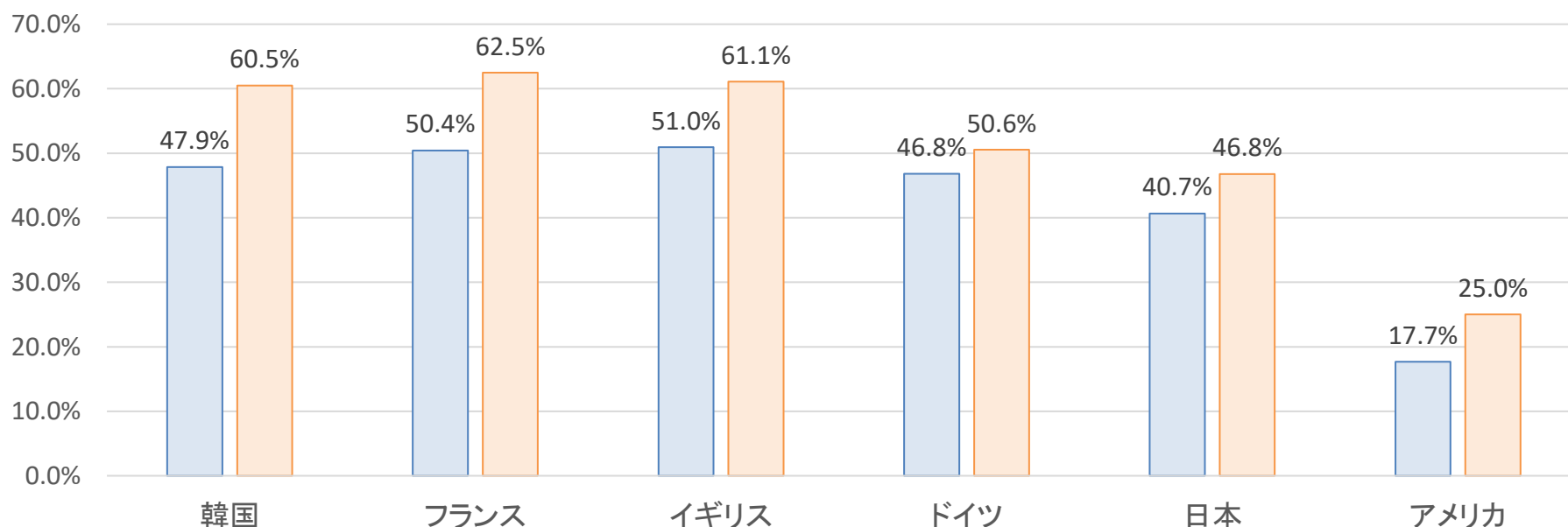


（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）1．各ランクは、各年における適用ランクである。
2．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合(2024年)



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。

(注2) アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

(注3) OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額を、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
	“ 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
	“ 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
	“ 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
売上高経常利益率	“ 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8
	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
	“ 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
	“ 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
	“ 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
	“ 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2023年				2024年				2025年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8
	〃 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7
	〃 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2
	〃 1,000万円～1億円	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759
	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	〃 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4
	〃 1億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6
	〃 1,000万円～1億円	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位：万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金 1 億円以上		資本金 1 千万円以上 1 億円未満		資本金 1 千万円未満		資本金 1 億円以上		資本金 1 千万円以上 1 億円未満		資本金 1 千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2014 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性） = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

(単位：%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
	" 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

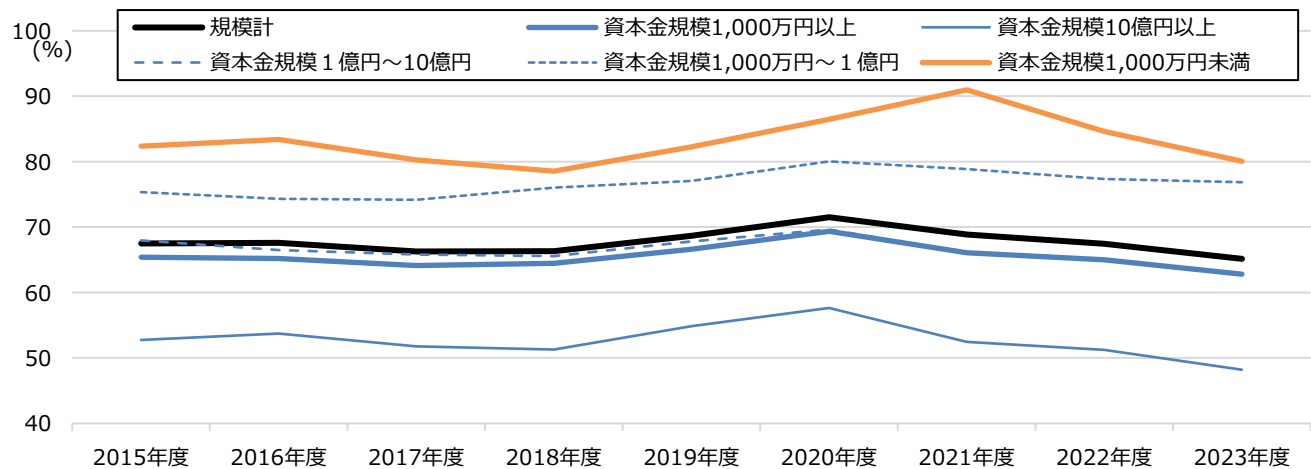
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

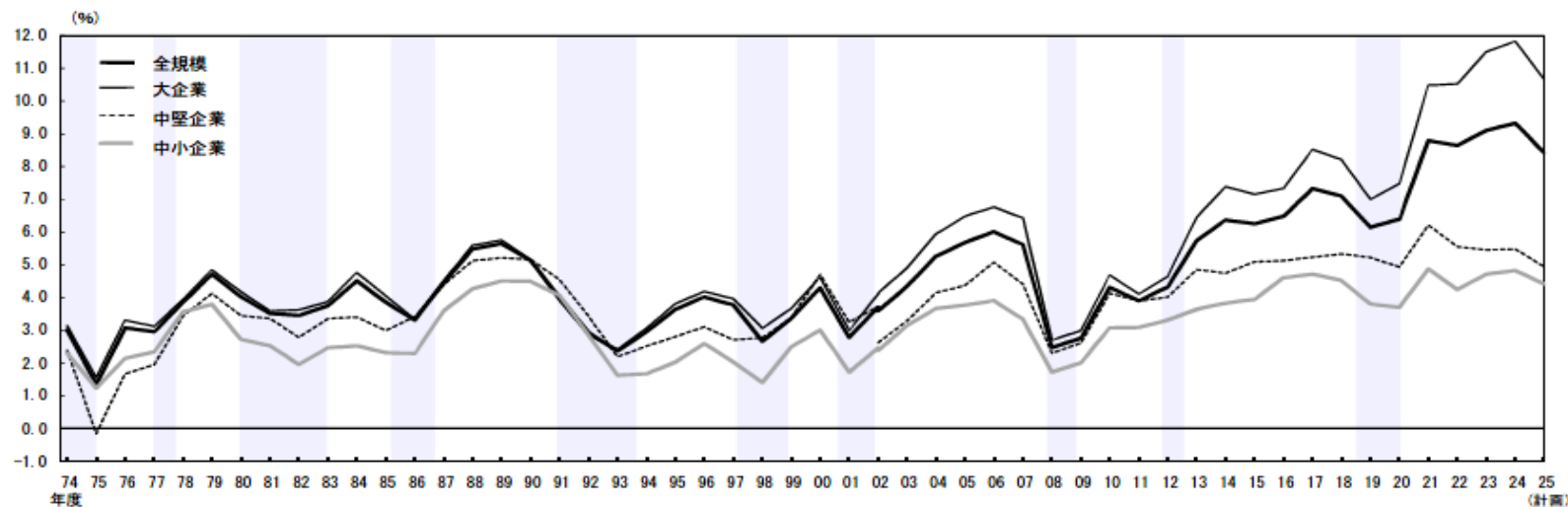
付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。

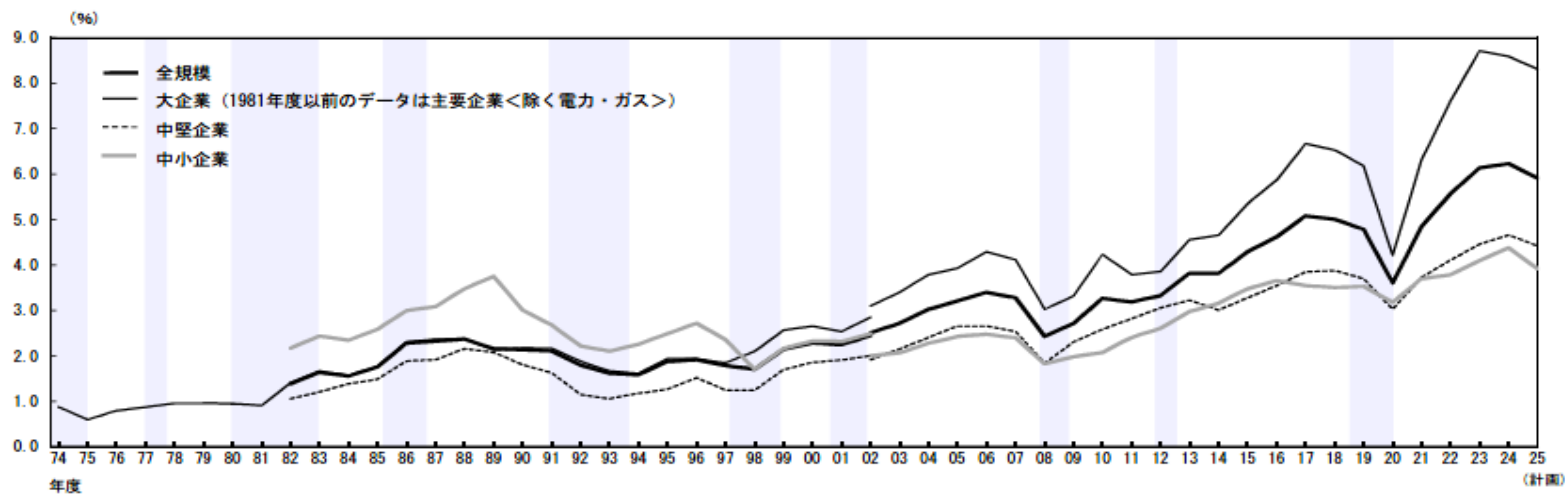


売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



売上高経常利益率の推移（日銀短観）

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
	非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
	非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
	非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
	非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

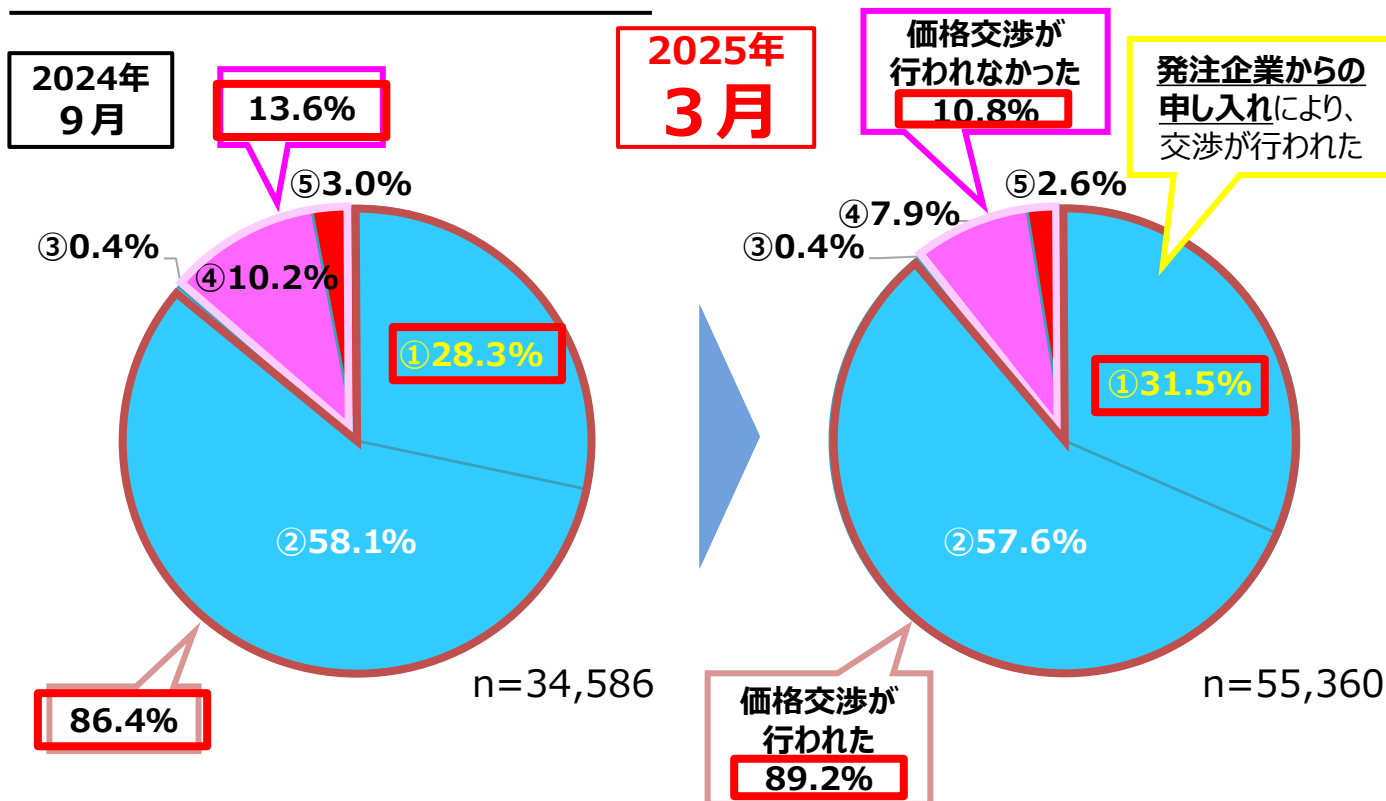
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3ポイント増** の **31.5%**。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 **3ポイント増** の **89.2%**。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は **減少**（前回13.6%→10.8%）。
- **発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。** 引き続き、**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



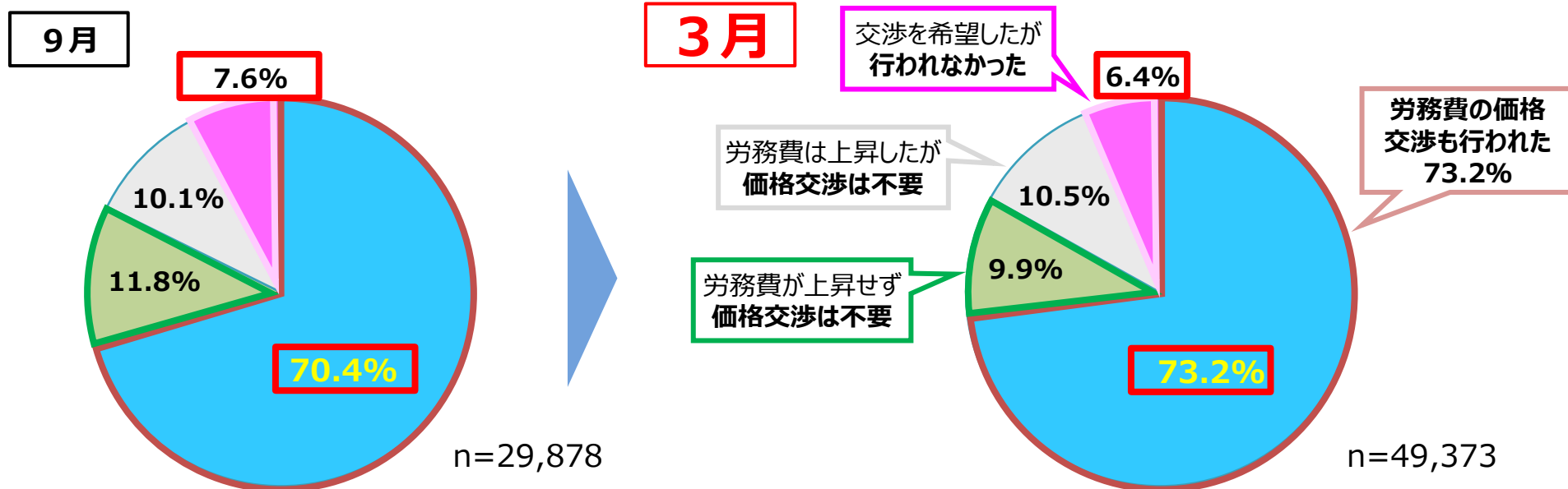
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ 、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ 、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
 - 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

▲ 労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、**交渉の協議を拒否された**。

▲ 労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は**52.4%**。昨年9月より**約3ポイント増加**（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から**約3ポイント増の83.1%**。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→16.9%）。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

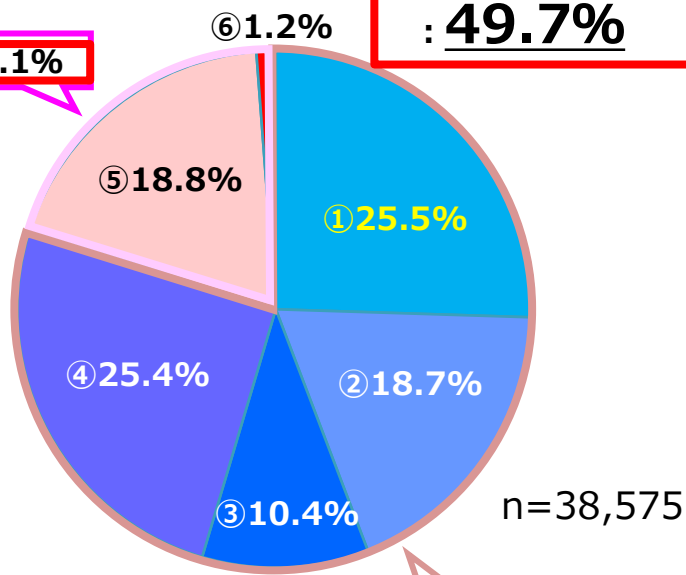
直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

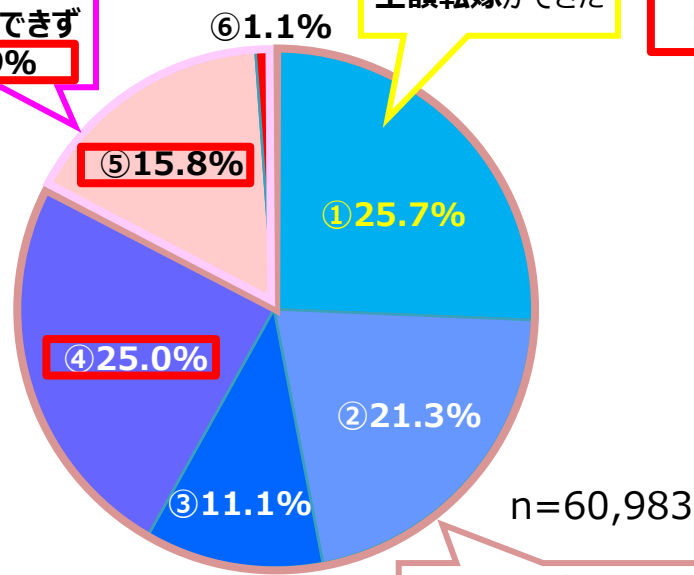
転嫁率【コスト全般】
: **49.7%**

3月

転嫁率【コスト全般】
: **52.4%**



全く転嫁できず
16.9%



- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割
- ⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

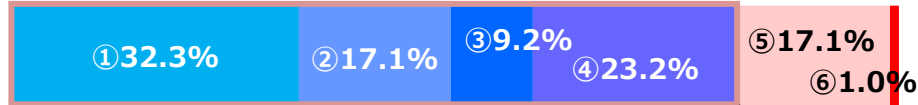
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

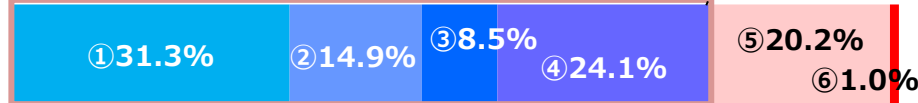
3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



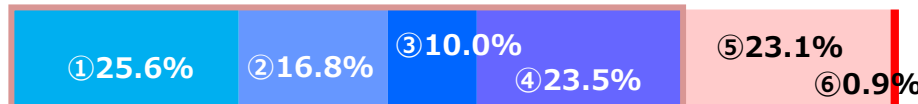
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

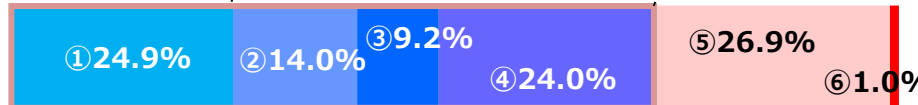
3月

転嫁率：47.8%



9月

転嫁率：44.4%



労務費

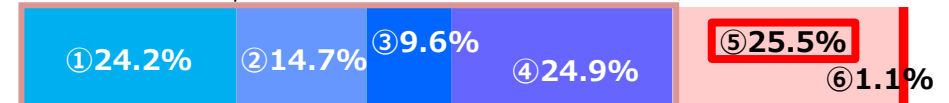
3月

転嫁率：48.6%



9月

転嫁率：44.7%



① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

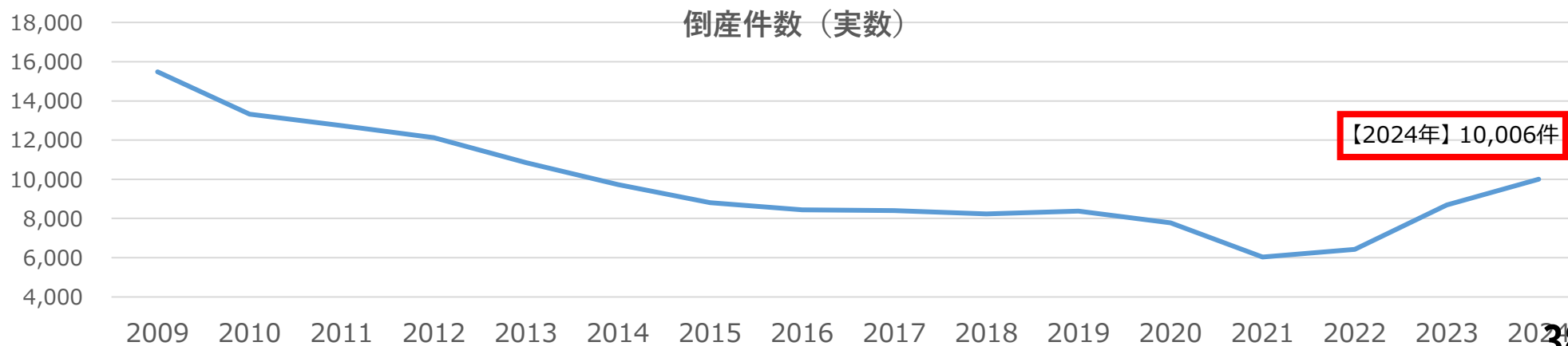
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

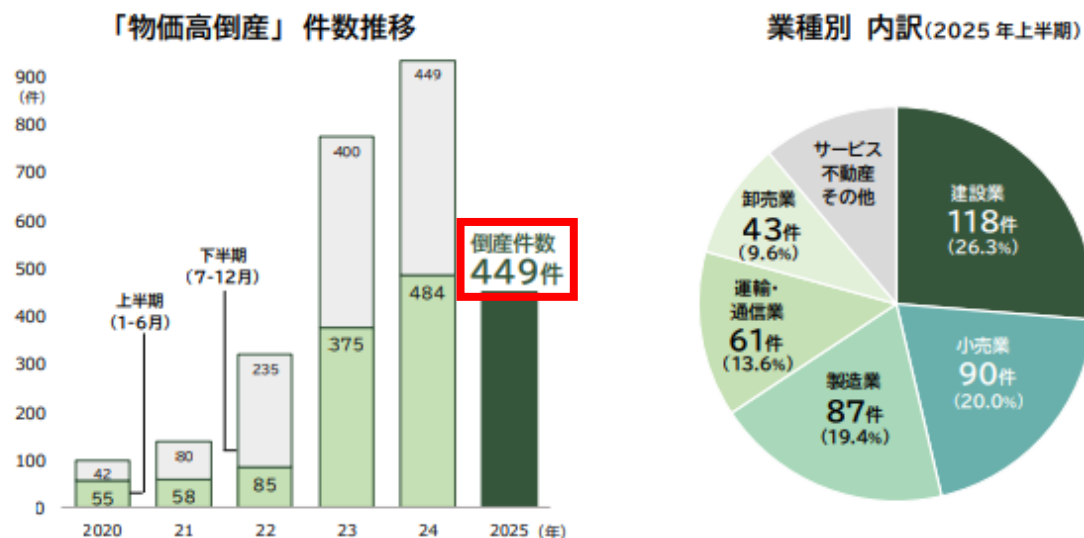
物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

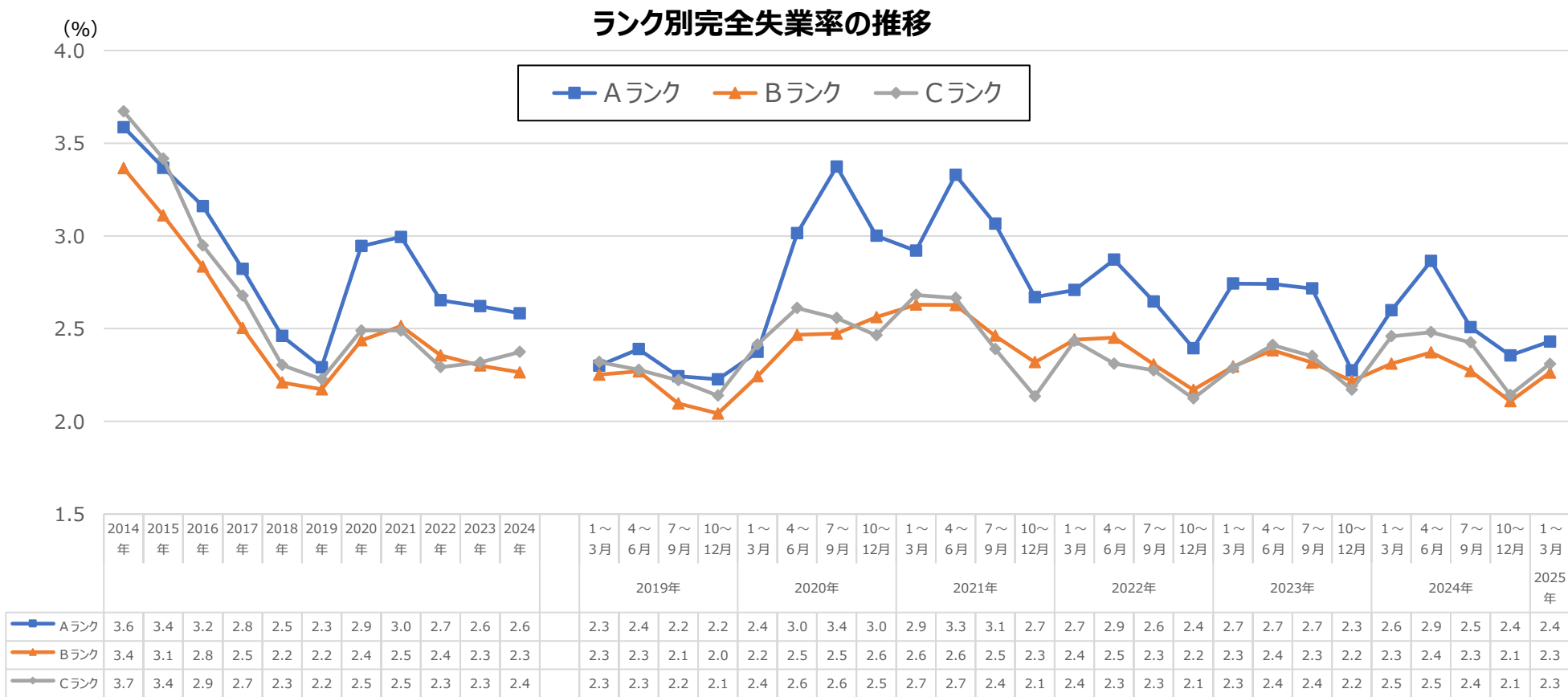


（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年報）」、「全国企業倒産集計（2025年上半期報）」

※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

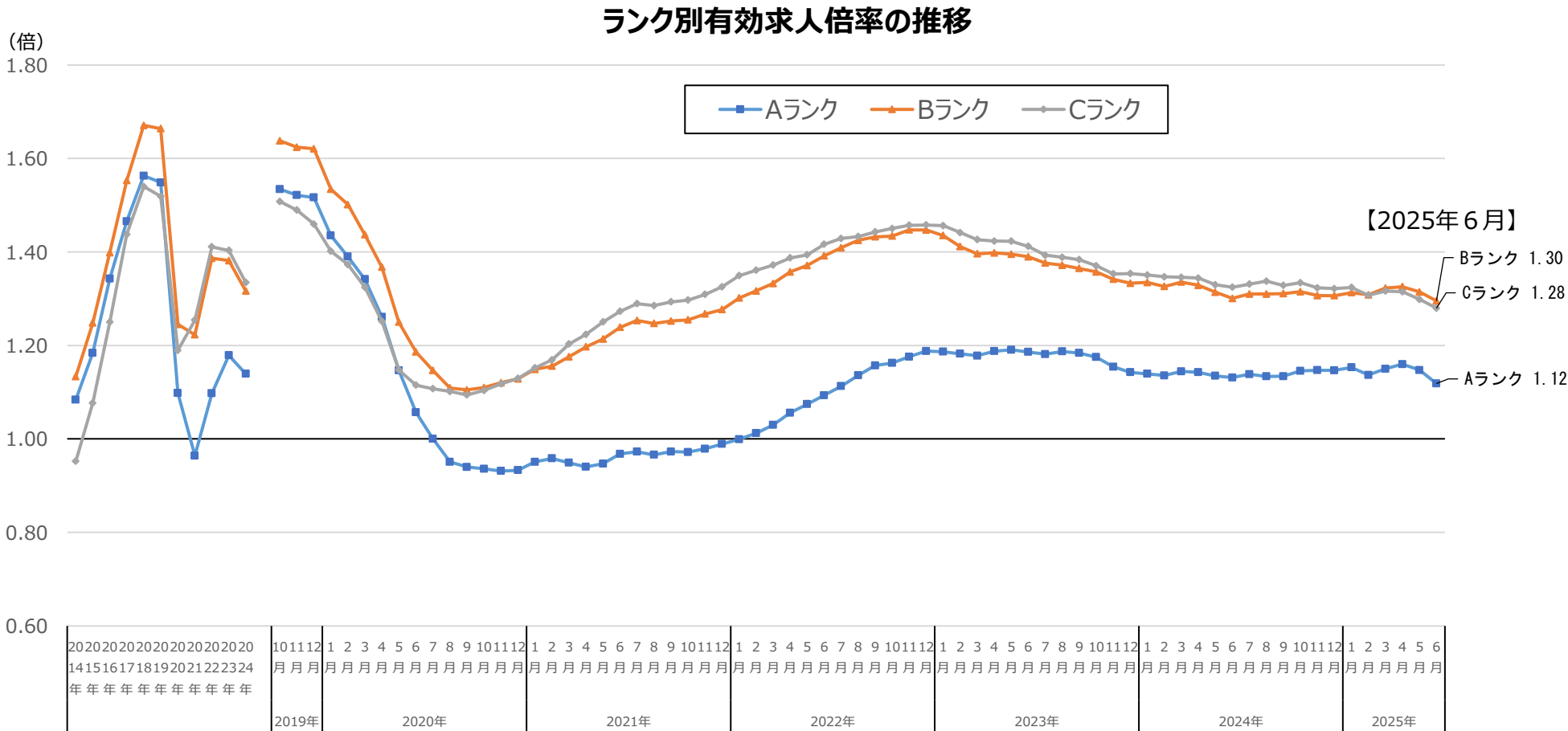
○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

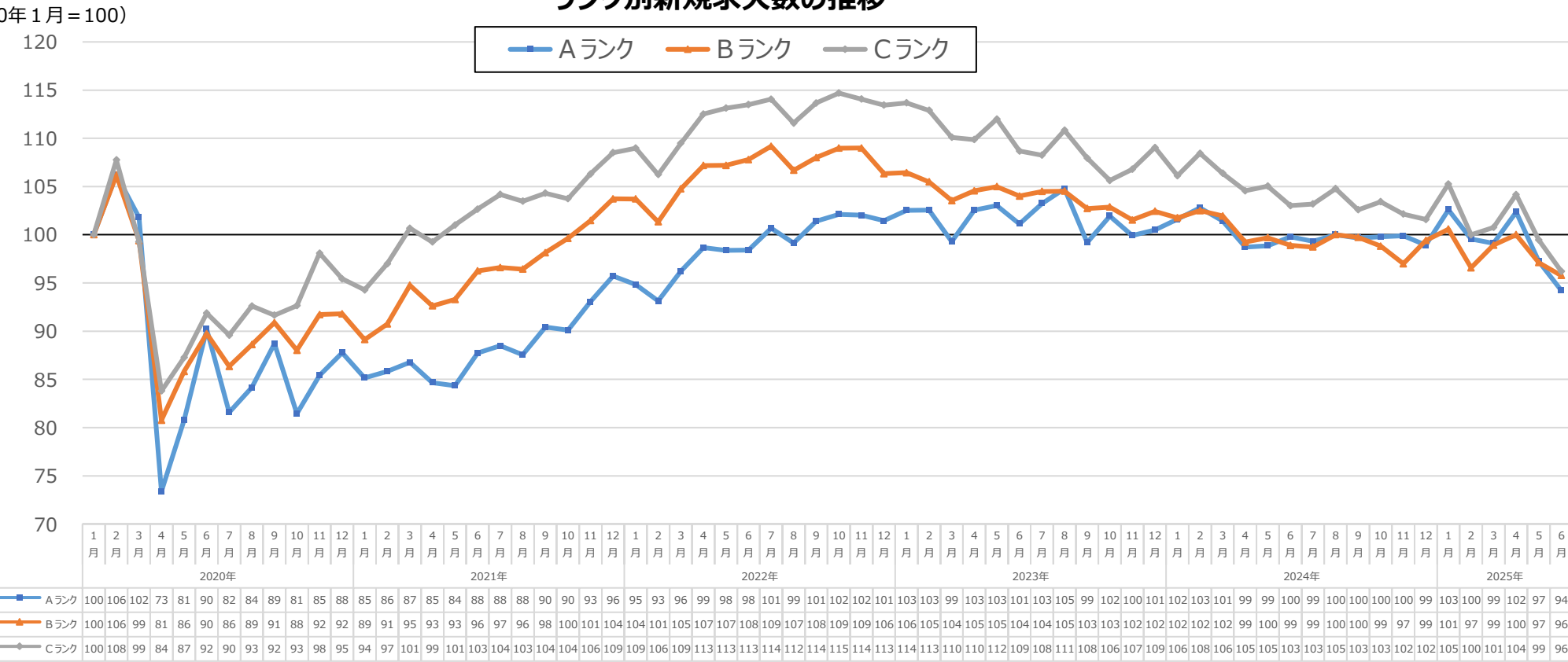


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

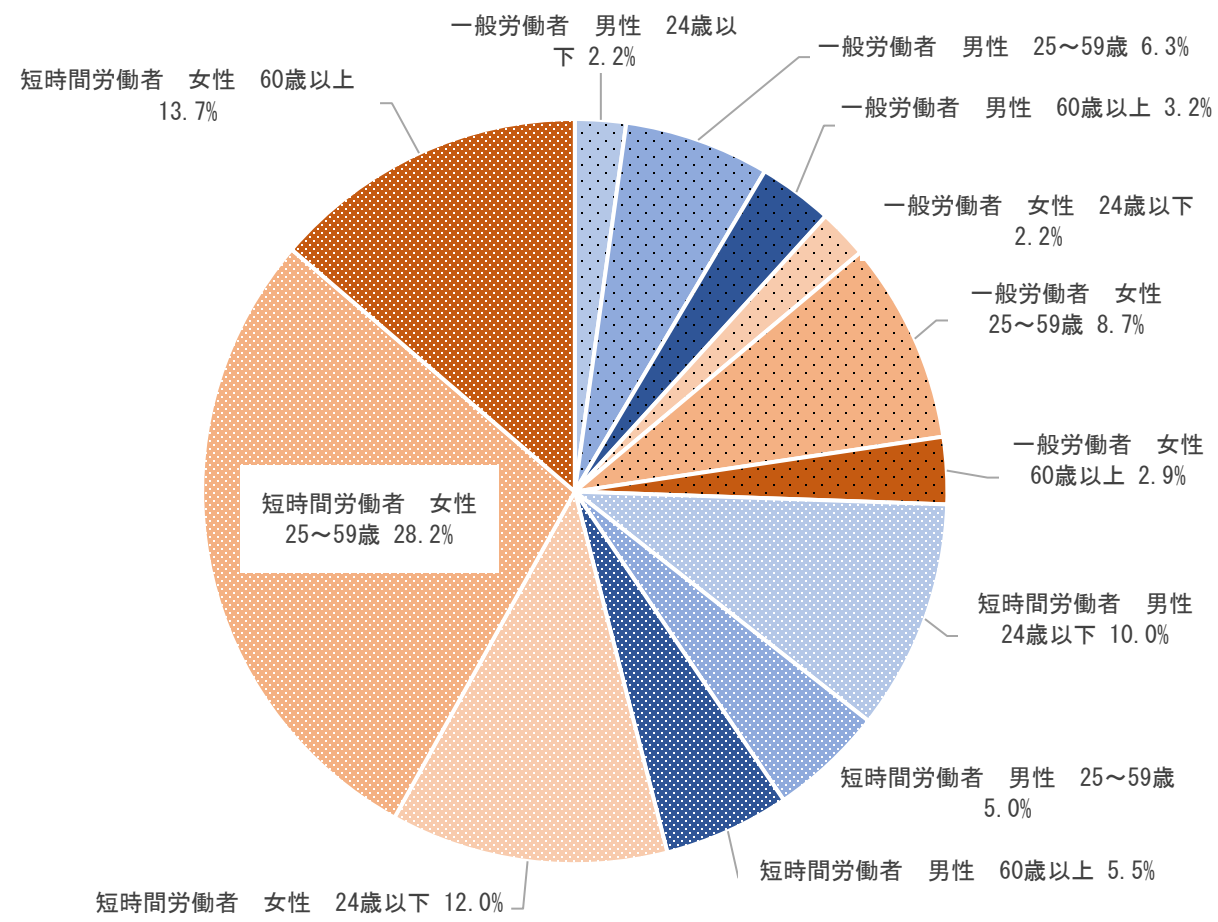
○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2024年）



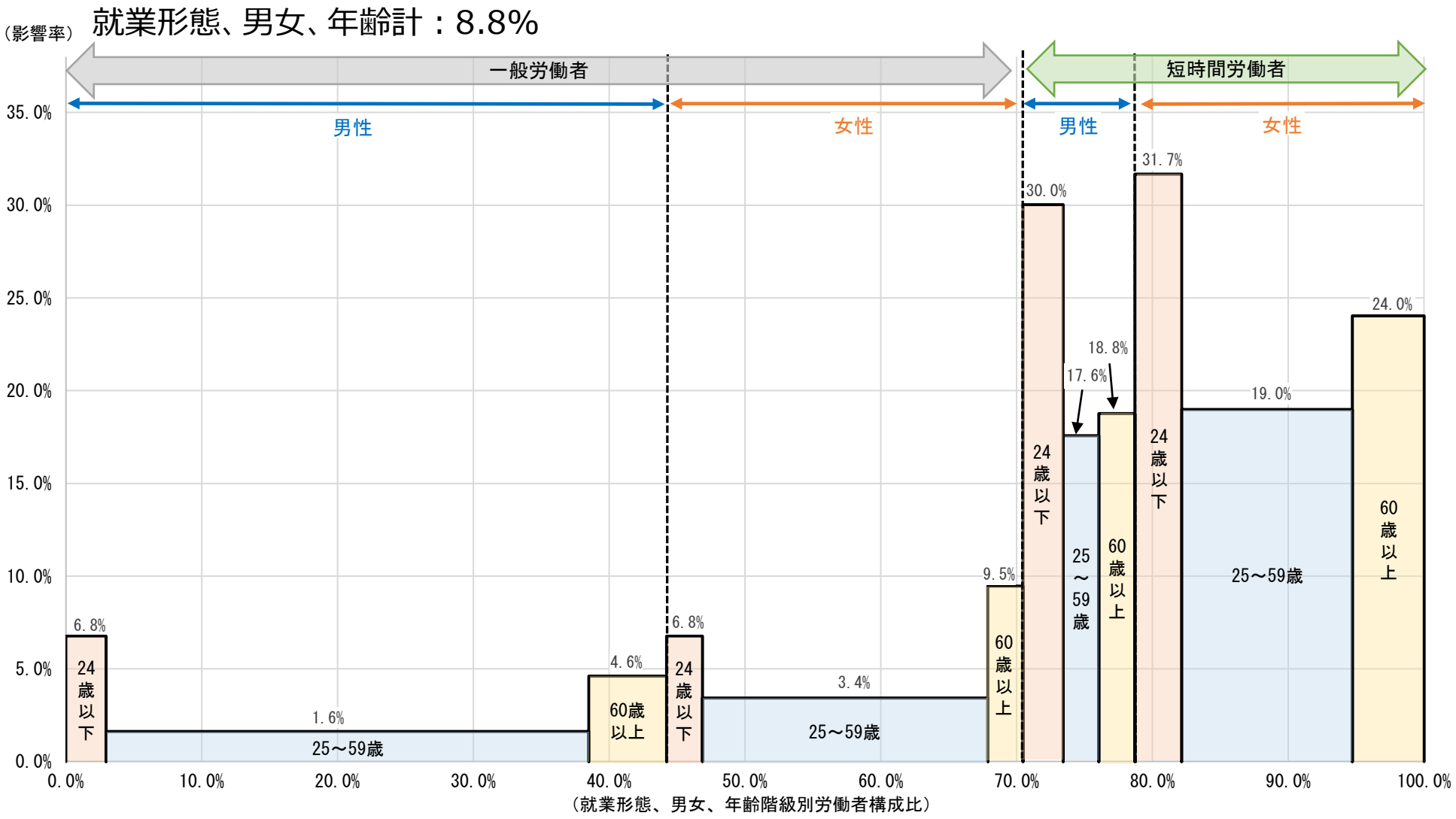
（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）

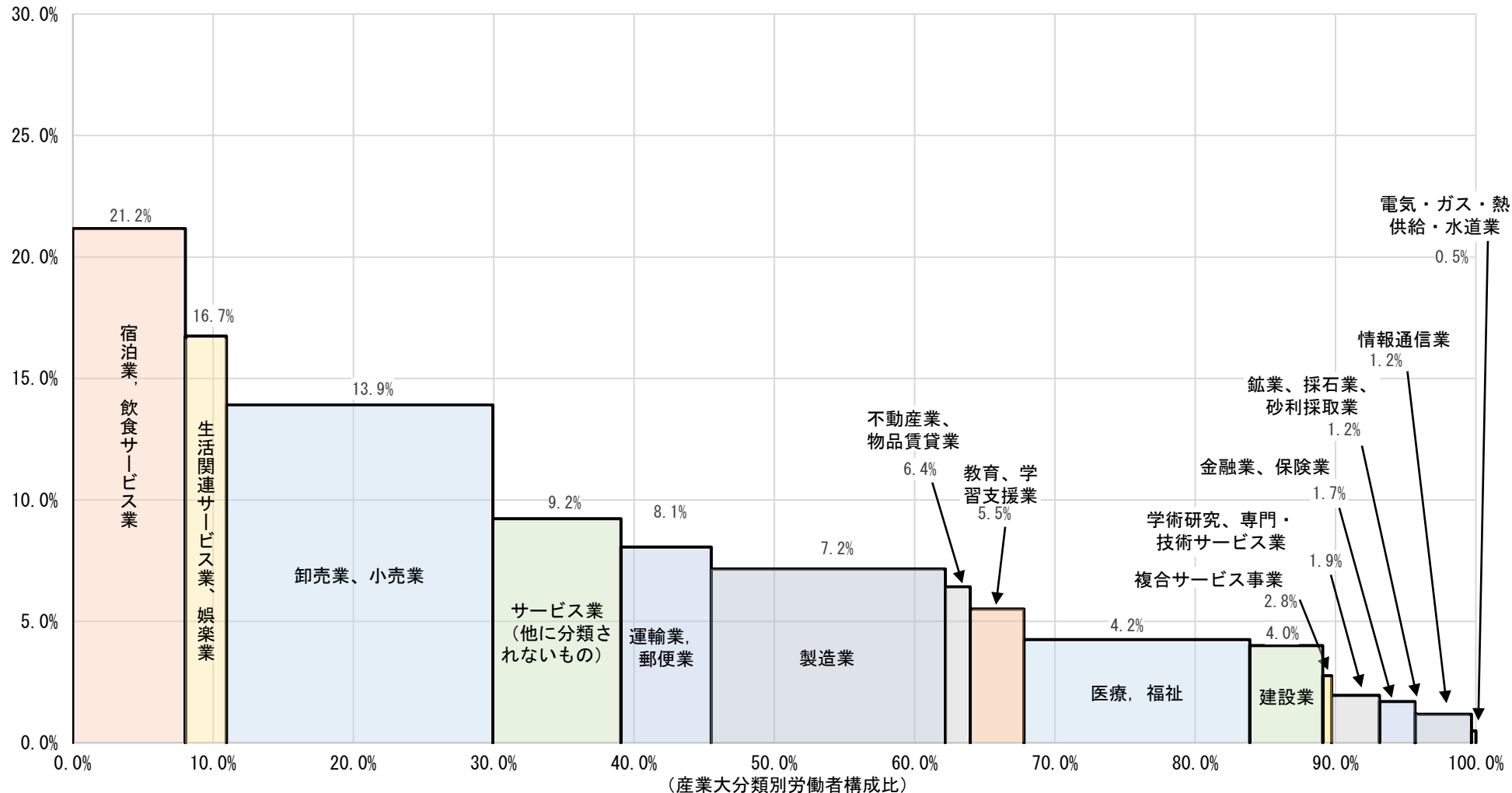


（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

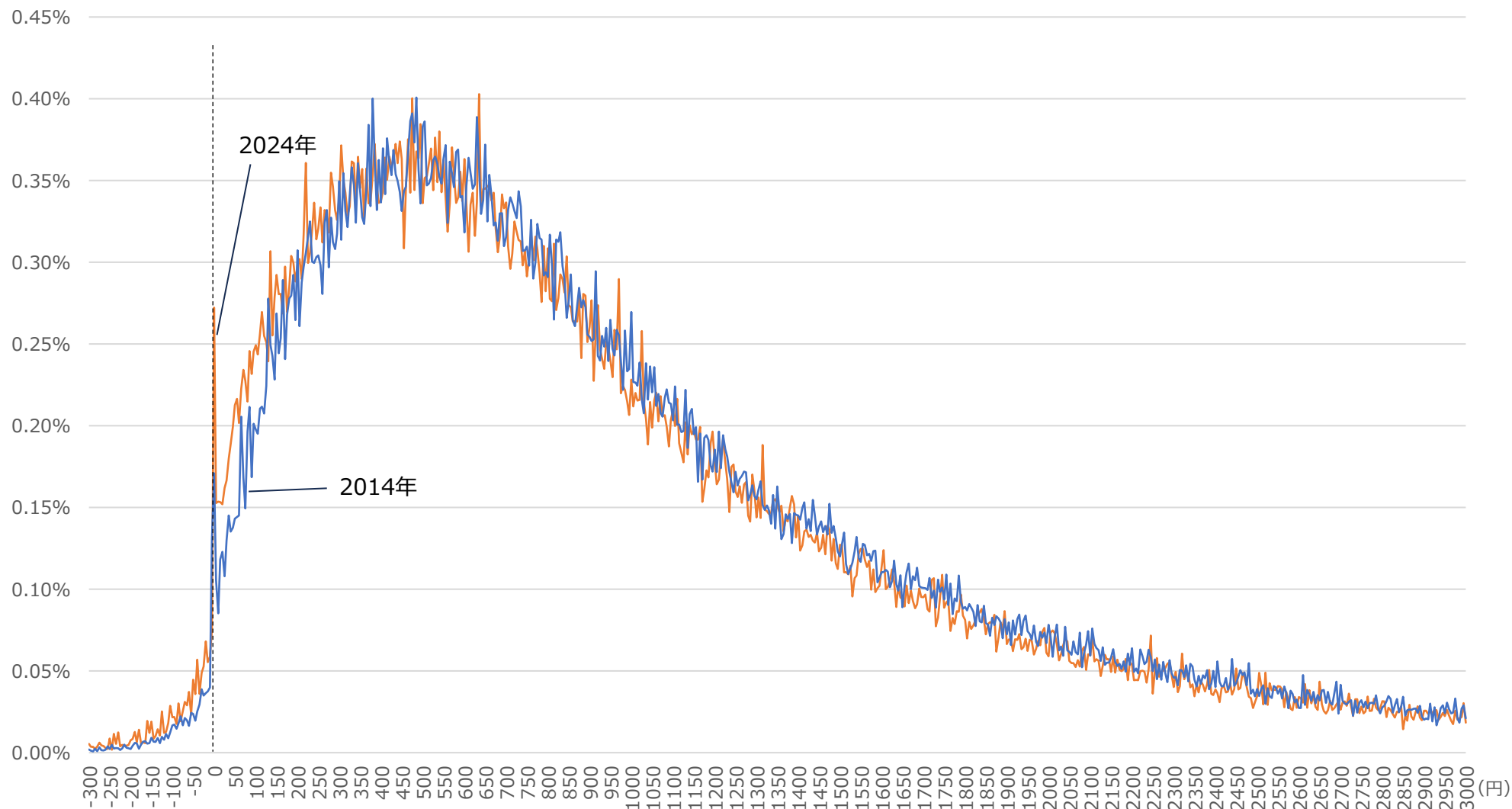
（影響率）産業計：8.8%



（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
 4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

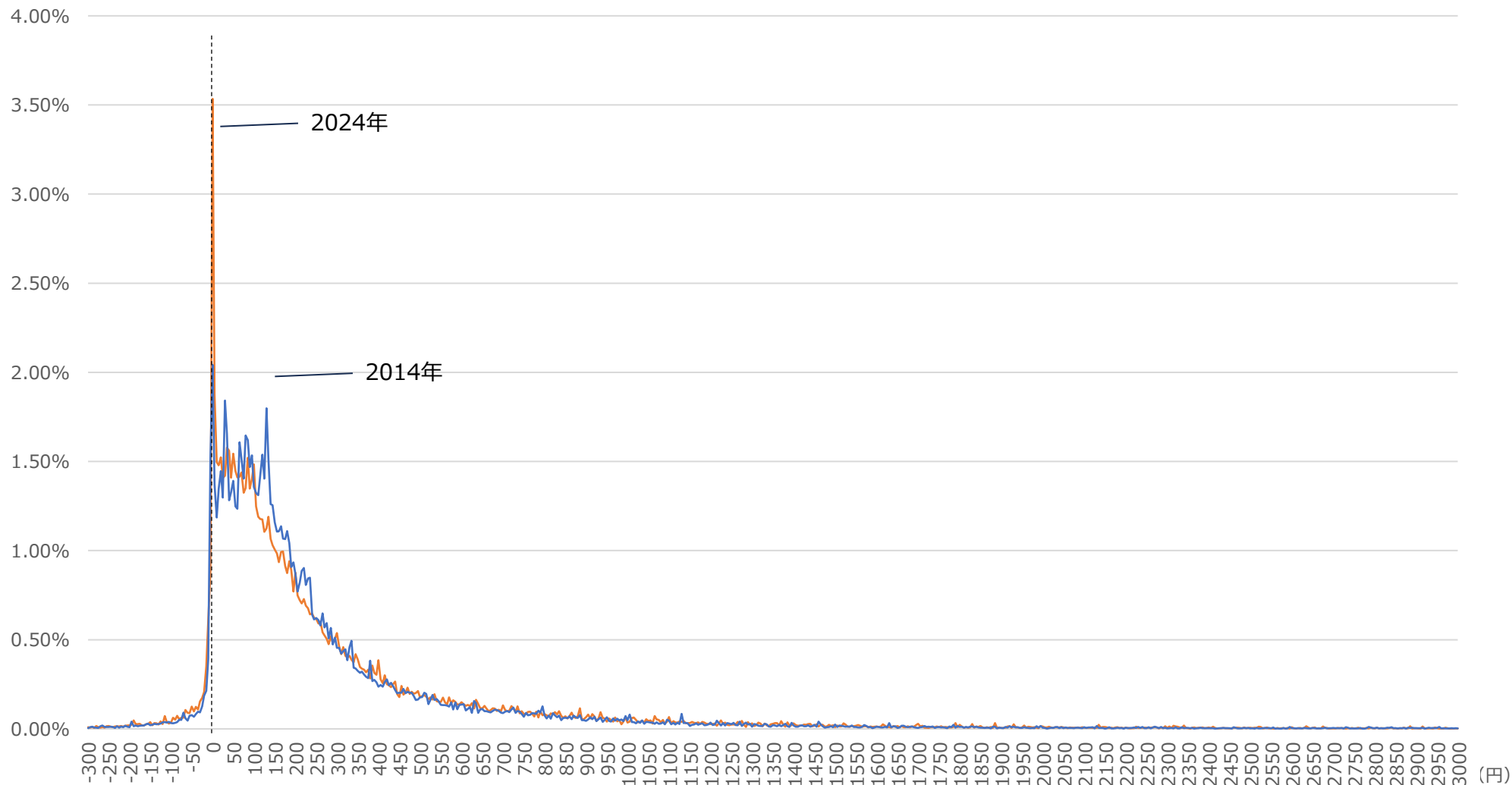
（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

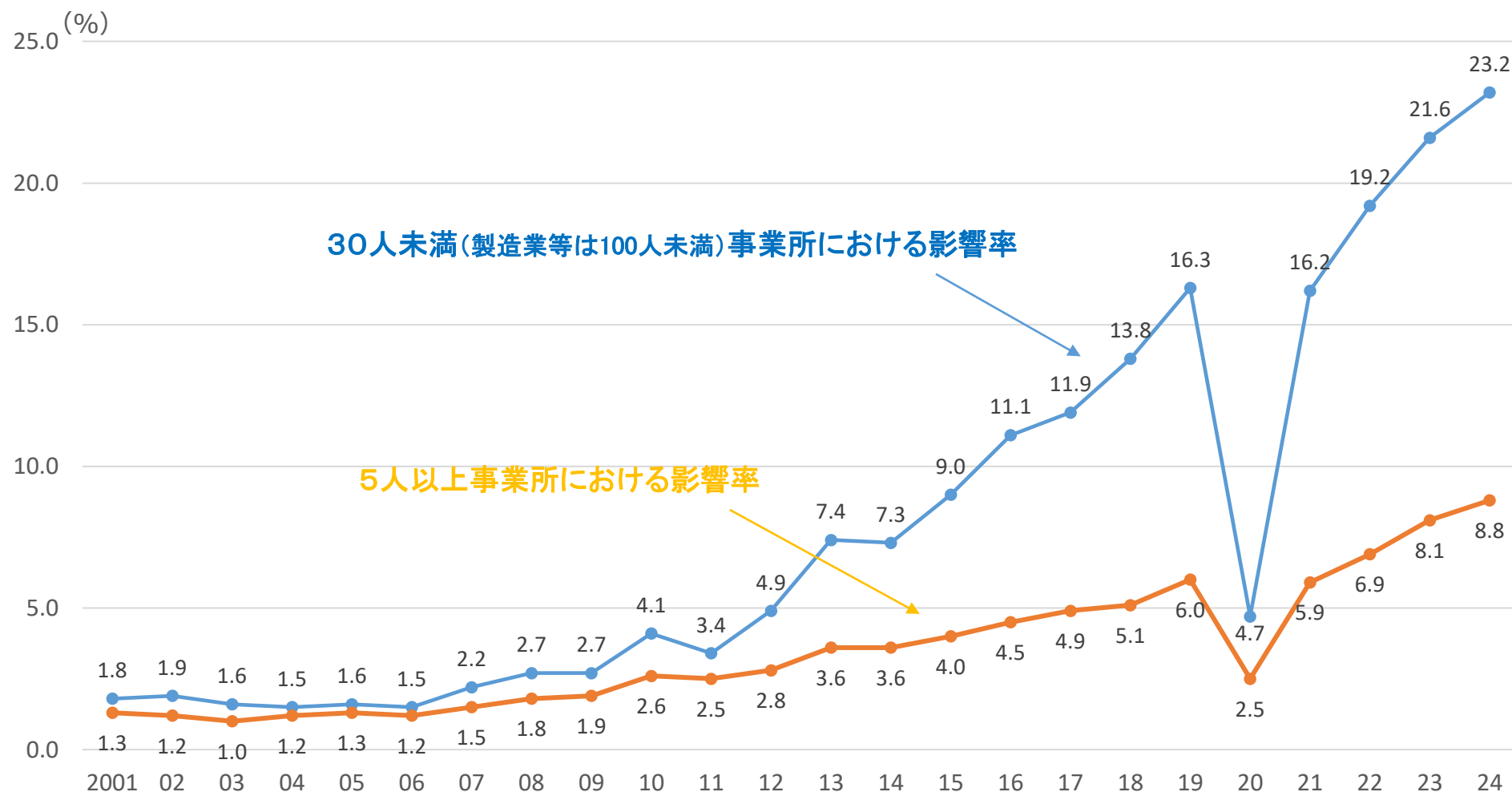
2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

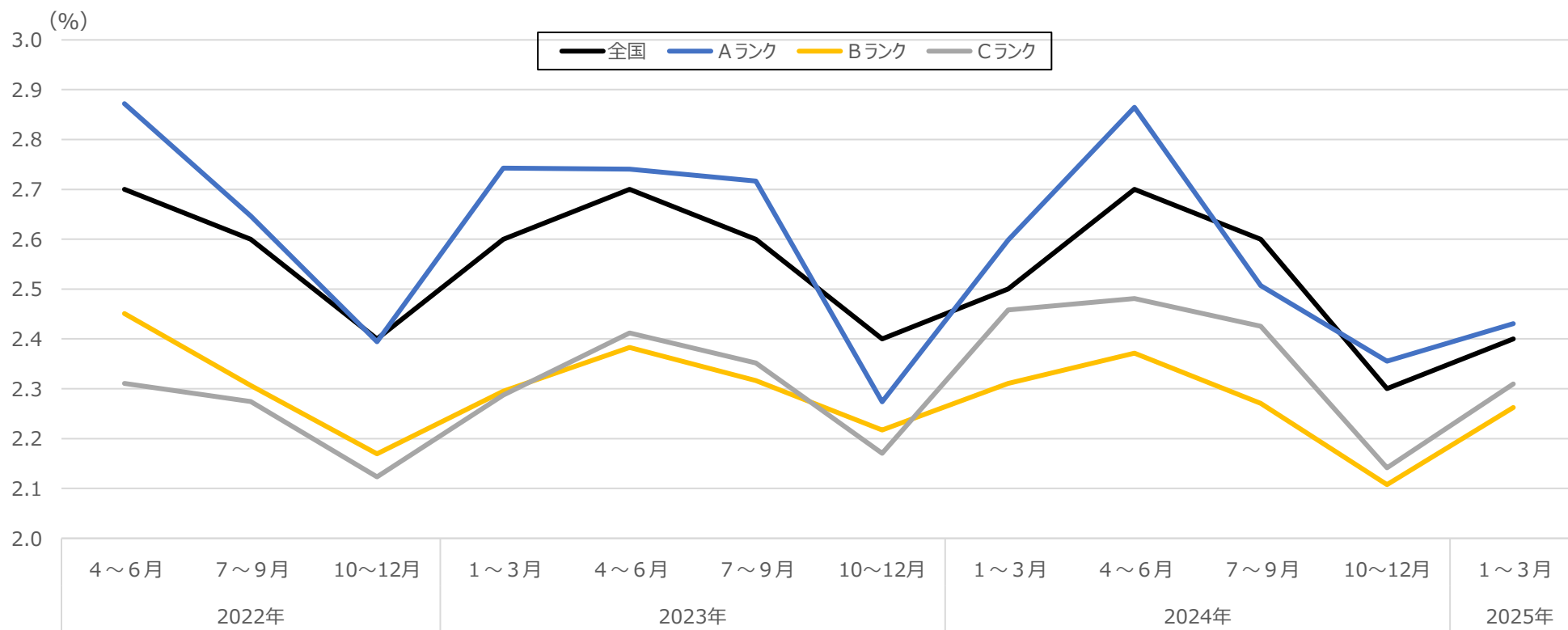
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」 (注) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

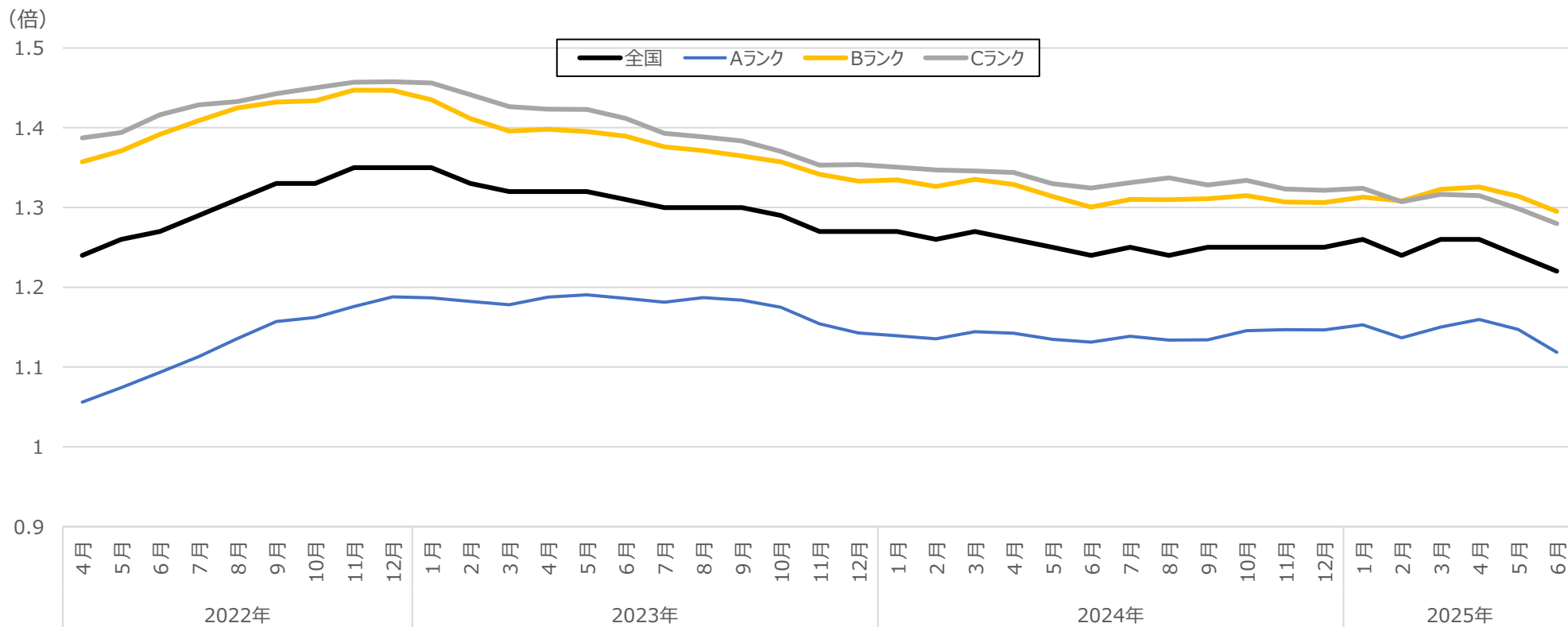
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

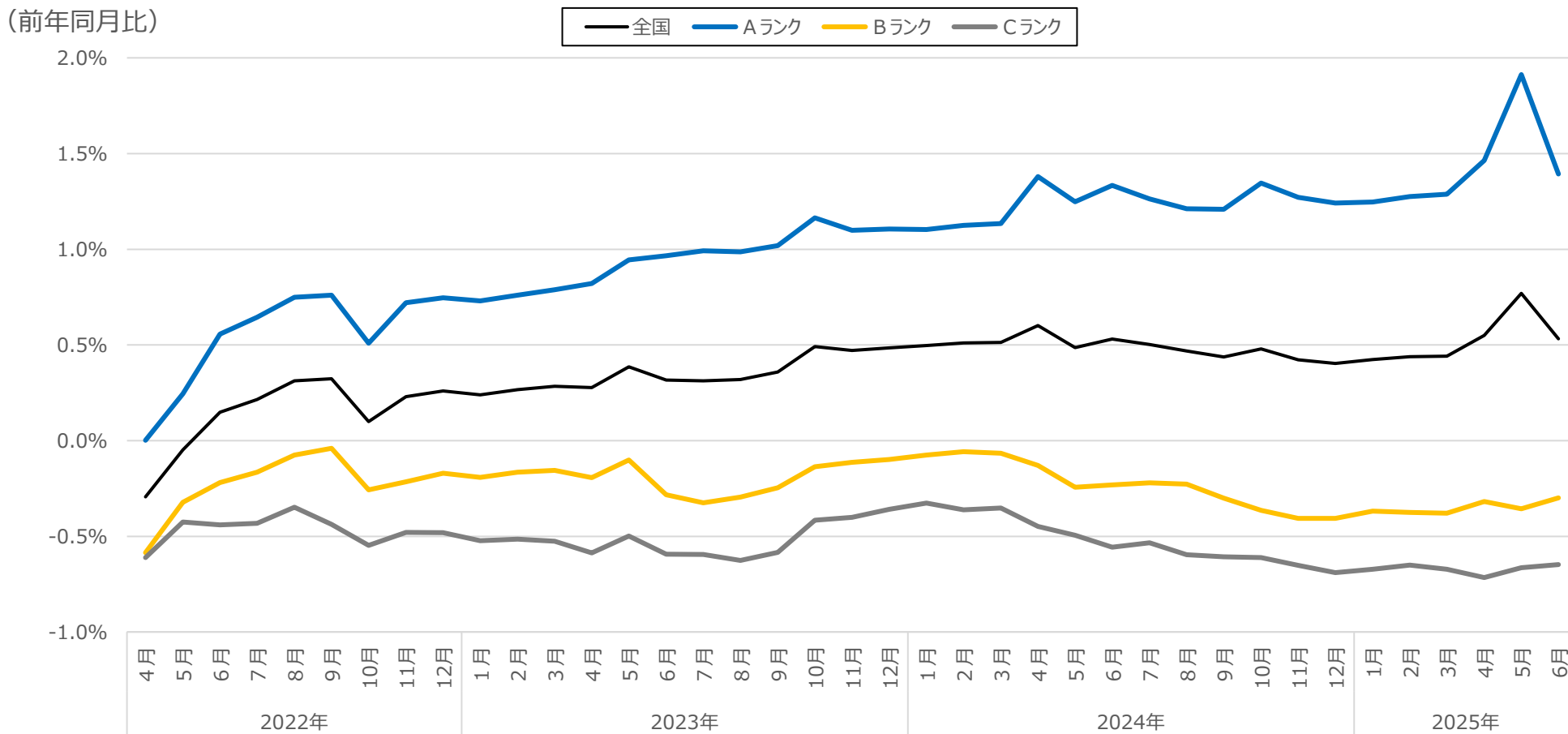
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

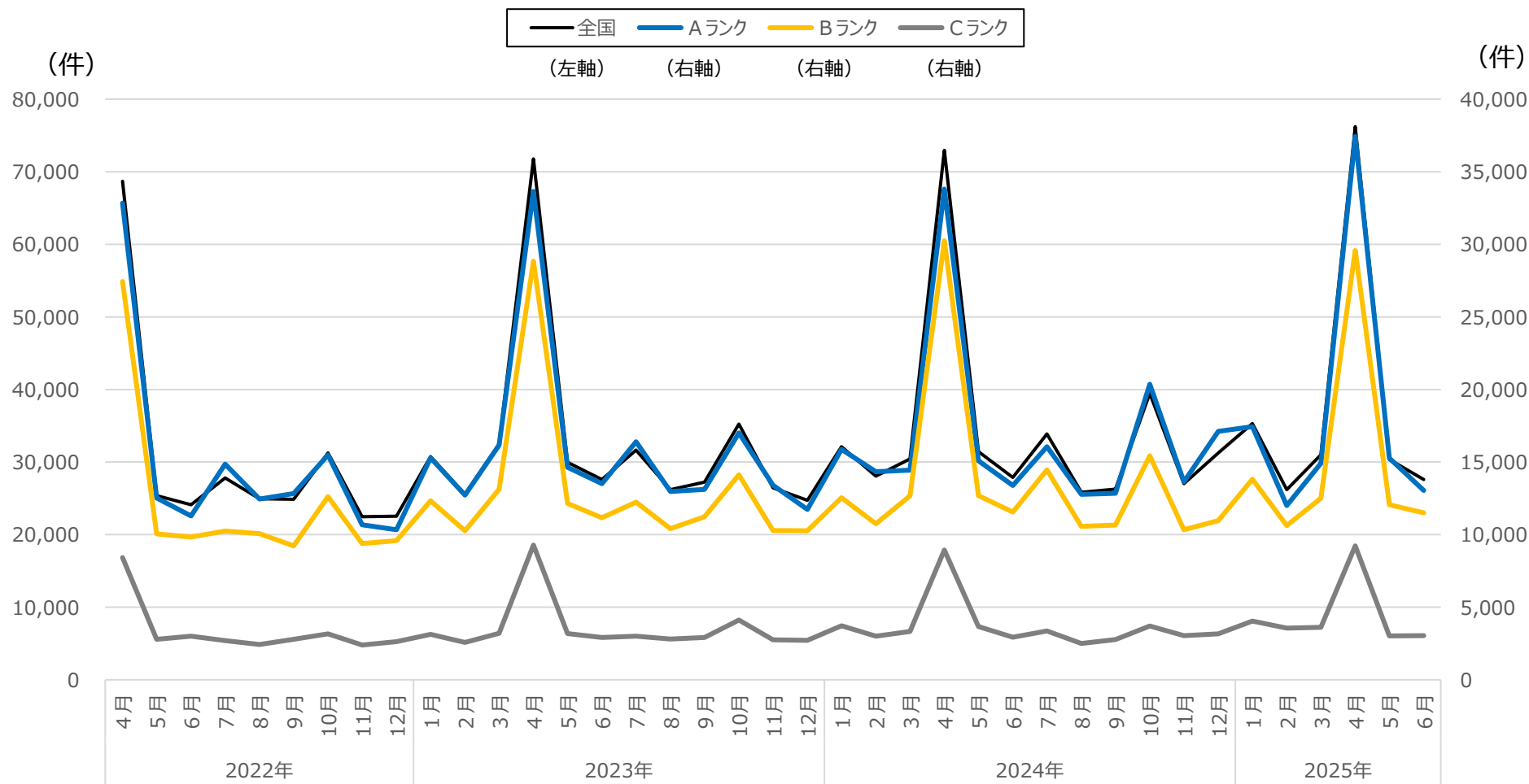
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

○ 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

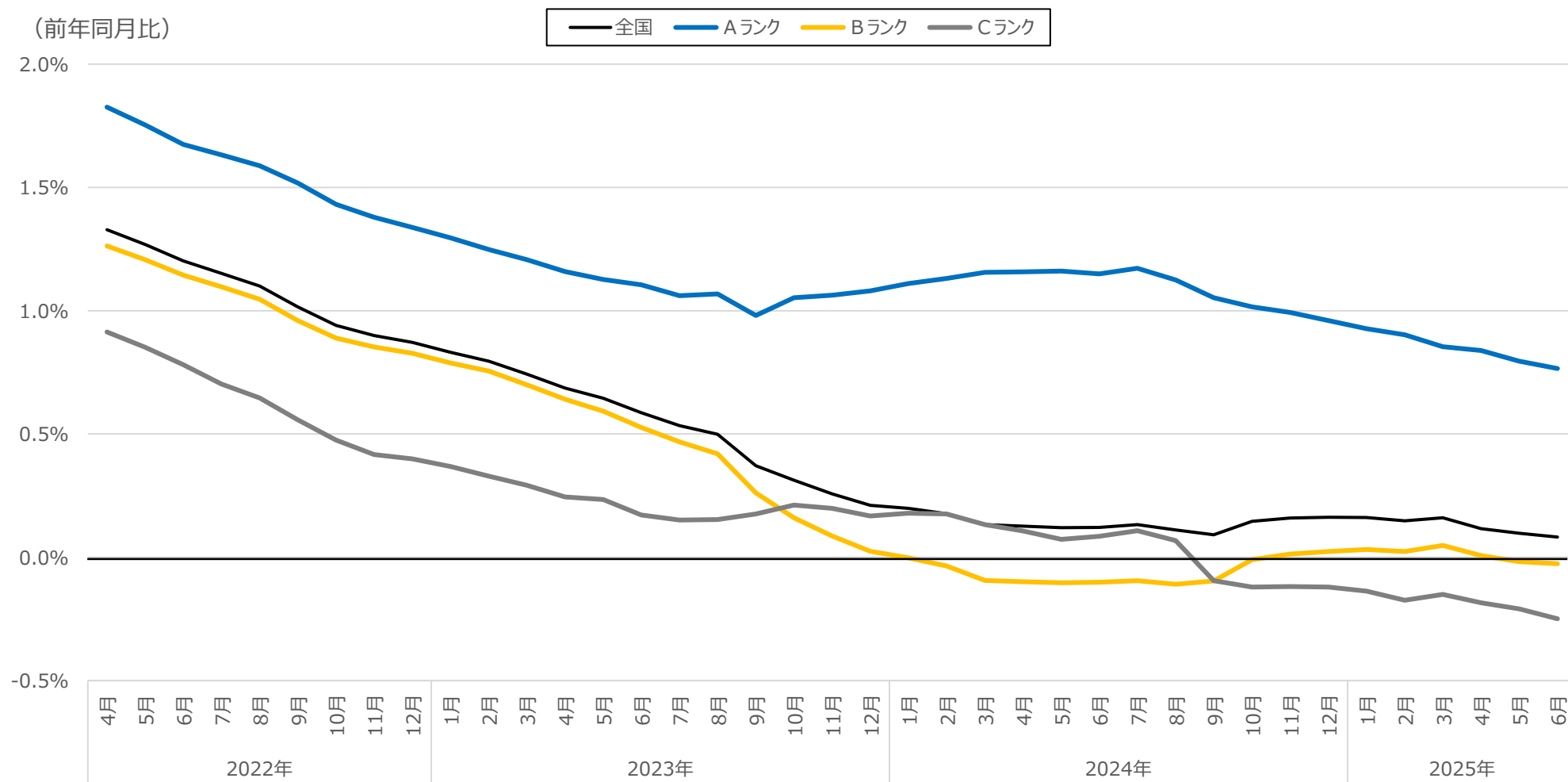
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

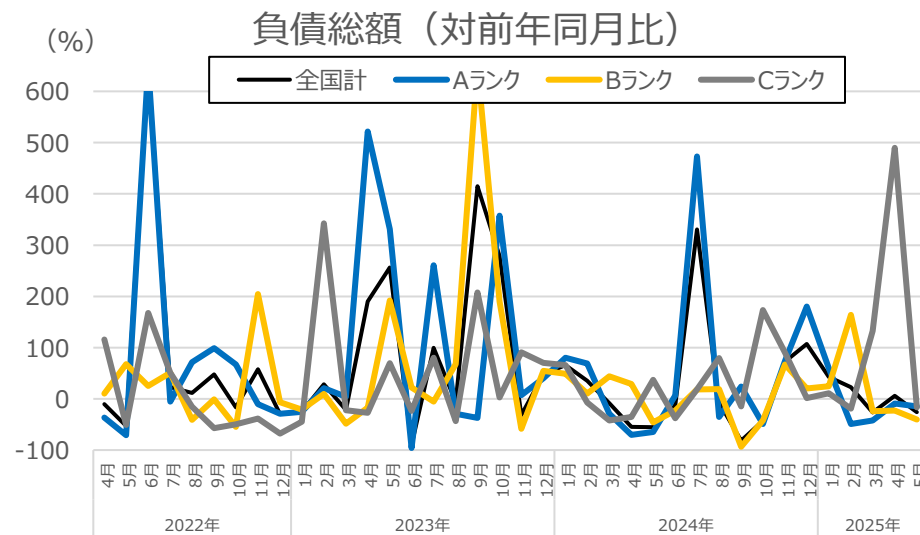
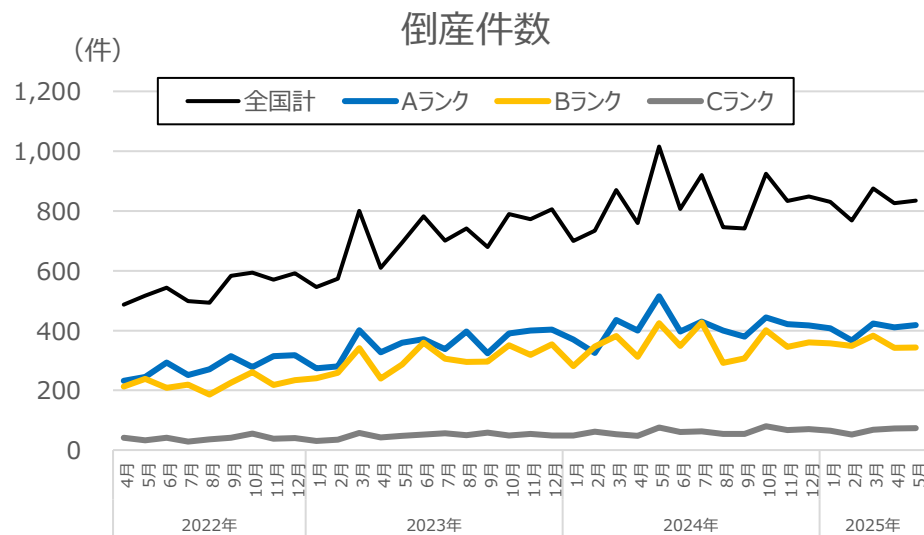
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

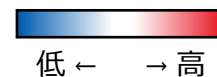
2022年4月 全国計:1,669%、Aランク:4,445%、2023年9月 Bランク:1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年				2023年				2024年				2025年	2024年度 最賃引上げ額
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	55
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	54
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.1	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	56



有効求人倍率（季節調整値）

(単位：倍)

	2022年												2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	51					
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.06	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.99	0.98	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	0.99	1.00	1.00	50						
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.19	1.21	1.20	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	1.09	55							
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.22	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.20	1.17	1.19	1.20	1.20	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19	1.19	59						
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22	1.19	50							
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.51	1.50	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20	1.20	54						
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33	1.32	1.32	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31	1.28	55							
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.42	1.40	1.39	1.37	1.39	1.37	1.34	1.31	1.29	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	1.30	55						
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	1.18	52						
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.23	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15	1.14	1.14	1.13	1.15	1.16	1.16	1.16	1.17	1.19	1.19	1.21	1.19	1.19	1.16	50						
群馬県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.52	1.52	1.49	1.44	1.41	1.41	1.45	1.41	1.43	1.42	1.40	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.41	1.39	1.35	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.33	1.31	1.30	1.28	50					
埼玉県	0.95	0.96	0.98	1.01	1.01	1.03	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.06	1.08	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.02	1.03	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.06	1.02	50							
千葉県	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.98	0.99	0.99	1.01	1.03	1.01	1.03	1.05	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.02	1.01	0.99	0.99	1.00	1.00	0.98	50						
東京都	1.28	1.30	1.34	1.39	1.44	1.45	1.50	1.56	1.63	1.64	1.69	1.73	1.75	1.76	1.78	1.79	1.78	1.77	1.75	1.81	1.84	1.81	1.78	1.76	1.76	1.75	1.77	1.75	1.76	1.79	1.80	1.76	1.75	1.77	1.76	1.76	1.78	1.74	1.76	1.79	1.76	1.70	50						
神奈川県	0.80	0.82	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.90	0.91	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.91	0.91	0.92	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.90	0.90	0.91	0.92	0.91	0.92	0.93	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.90	0.90	0.90	0.92	0.89	0.85	50						
新潟県	1.52	1.54	1.52	1.54	1.57	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.47	1.45	1.44	1.50	1.43	1.41	54						
富山県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.53	1.57	1.58	1.59	1.59	1.61	1.60	1.60	1.60	1.57	1.52	1.50	1.50	1.50	1.47	1.45	1.43	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.43	1.41	1.39	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48	1.50	50						
石川県	1.48	1.51	1.52	1.54	1.59	1.60	1.63	1.66	1.65	1.65	1.64	1.65	1.66	1.64	1.64	1.66	1.64	1.65	1.61	1.59	1.57	1.56	1.54	1.53	1.58	1.49	1.46	1.47	1.48	1.45	1.48	1.50	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.66	1.65	1.62	51						
福井県	1.84	1.89	1.87	1.86	1.87	1.90	1.93	1.91	1.92	1.89	1.90	1.87	1.89	1.79	1.78	1.83	1.84	1.81	1.80	1.78	1.78	1.78	1.78	1.77	1.77	1.75	1.77	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72	1.72	1.70	53						
山梨県	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23	1.27	1.25	1.27	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	1.30	50							
長野県	1.43	1.48	1.48	1.51	1.54	1.57	1.58	1.57	1.55	1.58	1.60	1.60	1.55	1.50	1.49	1.49	1.47	1.45	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.36	1.35	1.34	1.31	1.32	1.31	1.31	1.31	1.30	1.30	1.28	1.29	1.30	1.29	1.27	1.26	50						
岐阜県	1.56	1.58	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.69	1.68	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.57	1.58	1.58	1.59	1.59	1.58	1.59	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.57	1.56	1.53	1.52	1.52	1.51	1.54	1.53	1.54	1.51	1.45	1.45	1.43	1.43	1.43	51						
静岡県	1.18	1.21	1.24	1.28	1.28	1.30	1.30	1.32	1.33	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.24	1.25	1.27	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08	1.07	50					
愛知県	1.27	1.30	1.34	1.38	1.38	1.37	1.36	1.41	1.41	1.42	1.42	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.34	1.36	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.31	1.31	1.30	1.27	1.26	1.26	1.25	1.26	1.27	1.26	1.27	1.29	1.32	1.35	1.32	1.28	50						
三重県	1.31	1.32	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.43	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.35	1.33	1.32	1.31	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.25	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.16	1.16	1.16	1.14	1.15	1.13	1.13	1.14	1.17	1.19	1.17	1.16	1.13	50						
滋賀県	0.98	1.01	1.05	1.06	1.07	1.09	1.11	1.12	1.13	1.15	1.19	1.20																																					

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年						2024年度 最賃引上げ率
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%		
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%</										

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

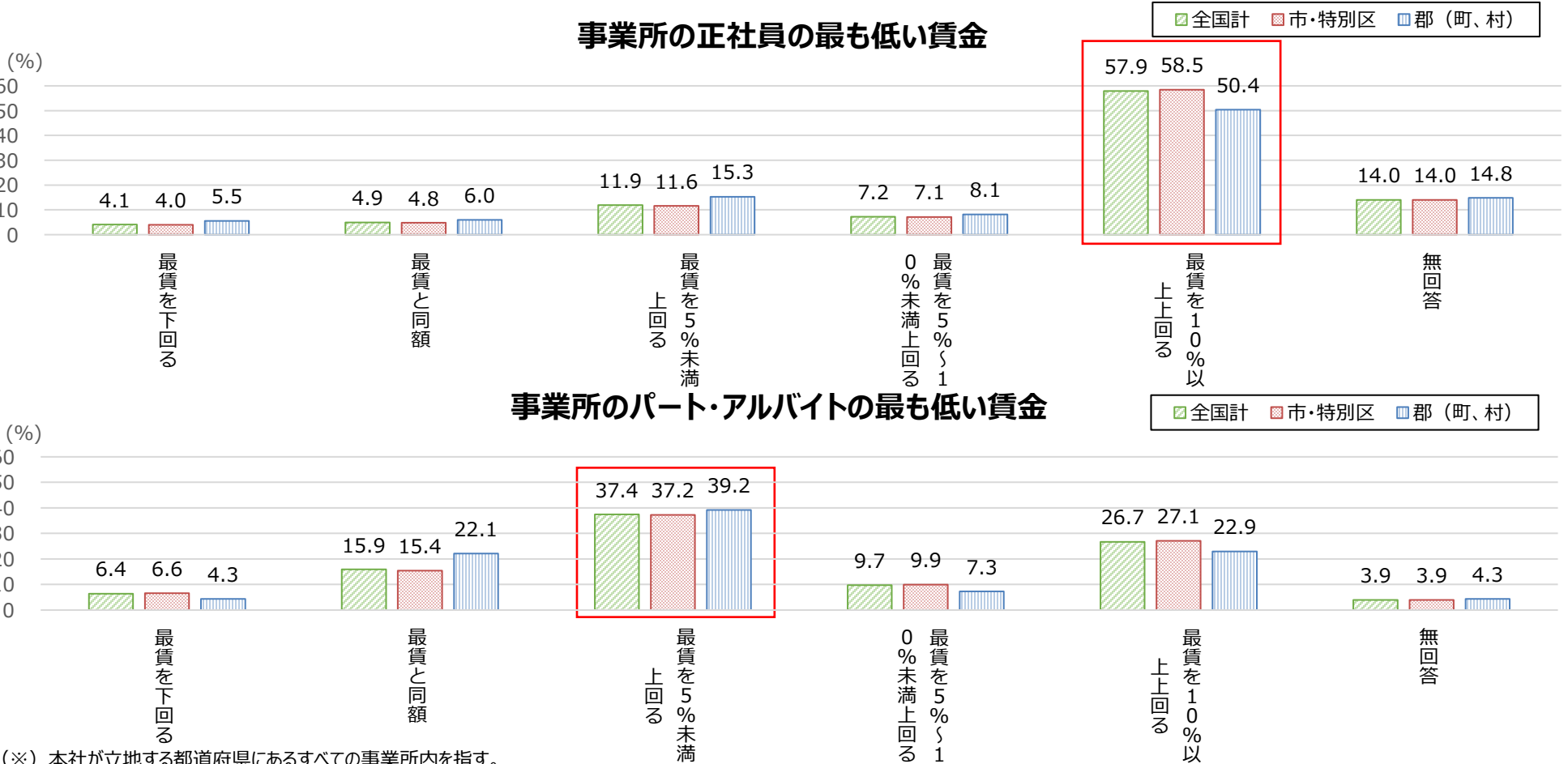
	2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	51						
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	50						
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	55						
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	59						
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	50						
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	54						
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	55						
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	55						
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	52						
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	50						
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	50						
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	50						
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	50						
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	50						
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	50						
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	54						
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	50						
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	51						
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	53						
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	50						
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	50						
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	51						
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	50						
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	50						
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	50						
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	50						
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	50						
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	50						
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	50						
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	51						
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	51						
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	57						
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	58						
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	50						
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	50						
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-							

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%						
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%						
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%						
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%						
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%						
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%						
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%						
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%						
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%						
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%						
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%						
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%						
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%						
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%						
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%						
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%						
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%						
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%						
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%						
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%						
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%						
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%						
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%						
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%						
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%						
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%						
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%						
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%						
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%						
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%						
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%						
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%						
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%						
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%						
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%						
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%						
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%					
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%						
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%						
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%												

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

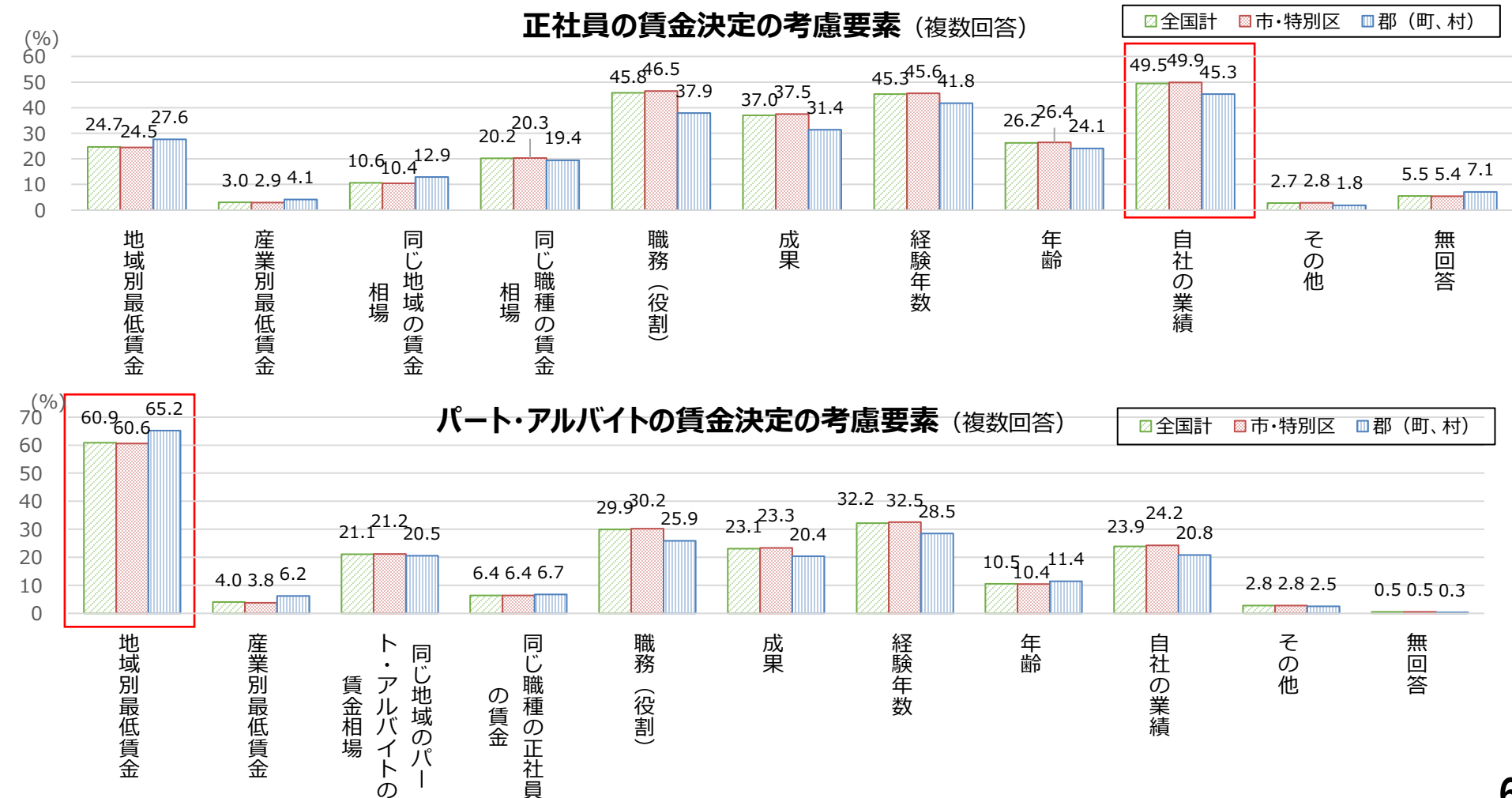
事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。



（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。
（注） 集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。
（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

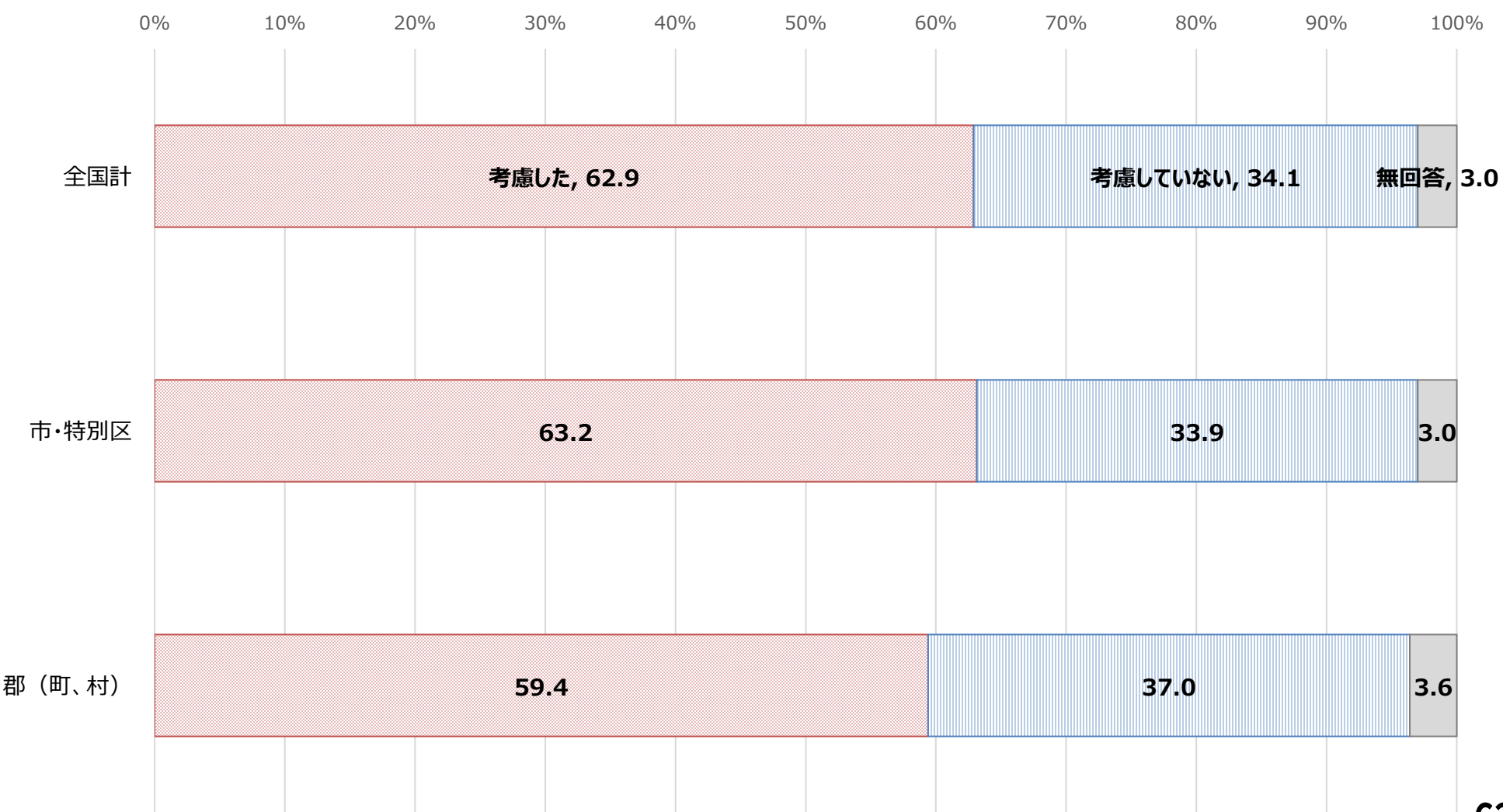
正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、上図は正社員がいる企業 (8,185社) 、下図はパート・アルバイトがいる企業 (4,411社) について集計。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



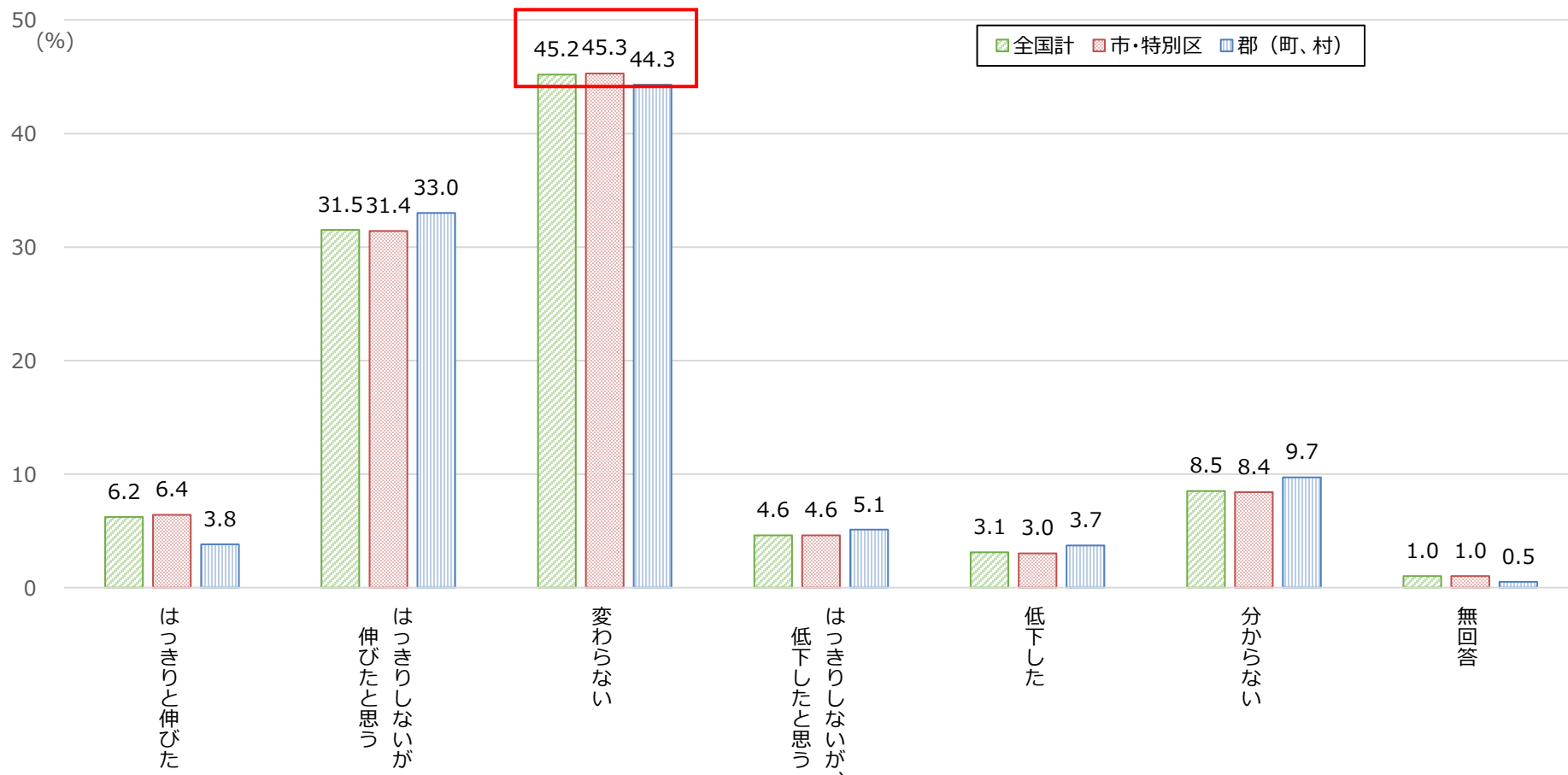
(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、直近1年間に従業員 (正社員あるいは非正社員のいずれか) の賃金を「引き上げた」企業 (6,328社) について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

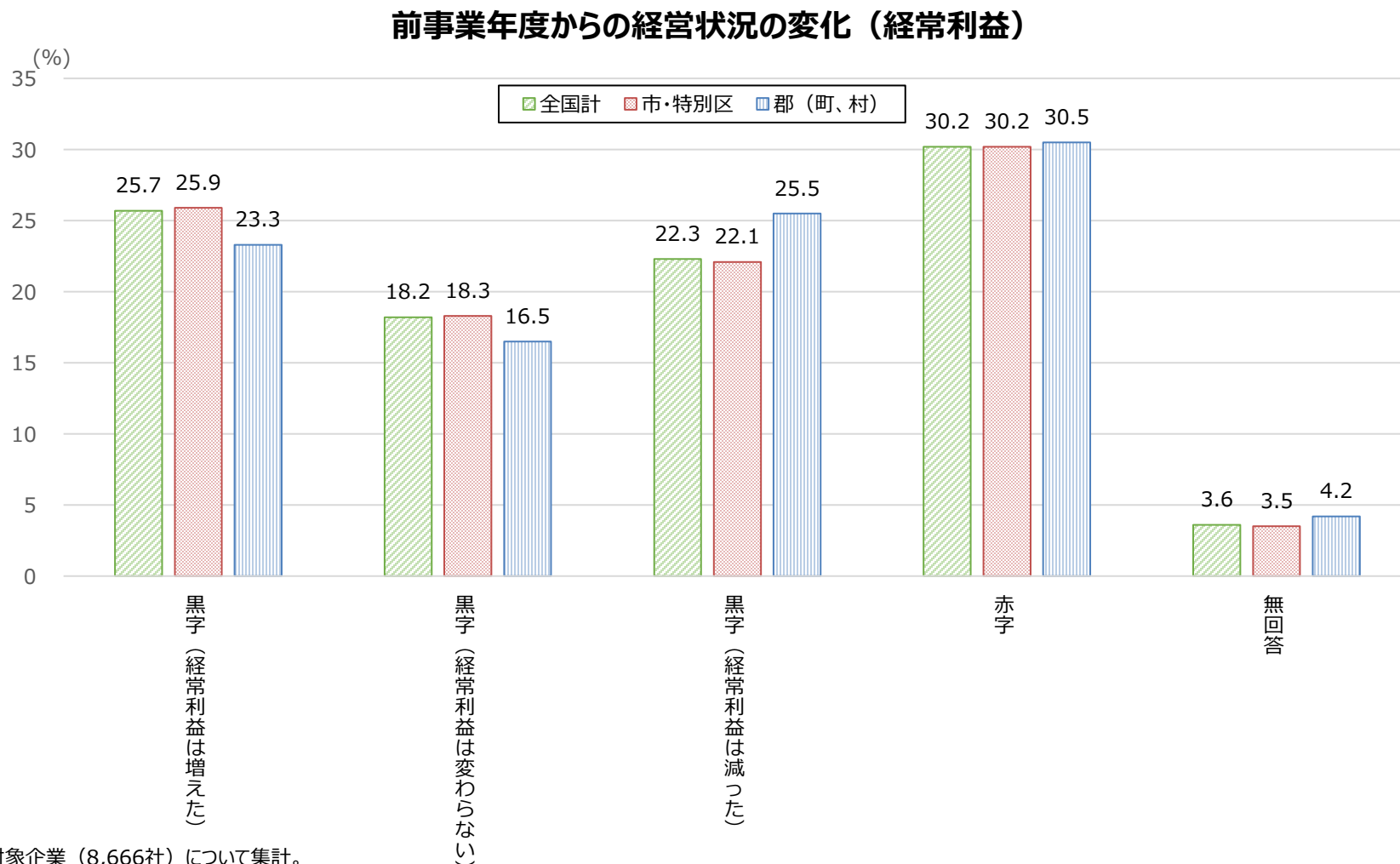


(注) 集計対象企業(8,666社)のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2024年調査:3,990社)について集計。

出所: JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年)の概要(速報)

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

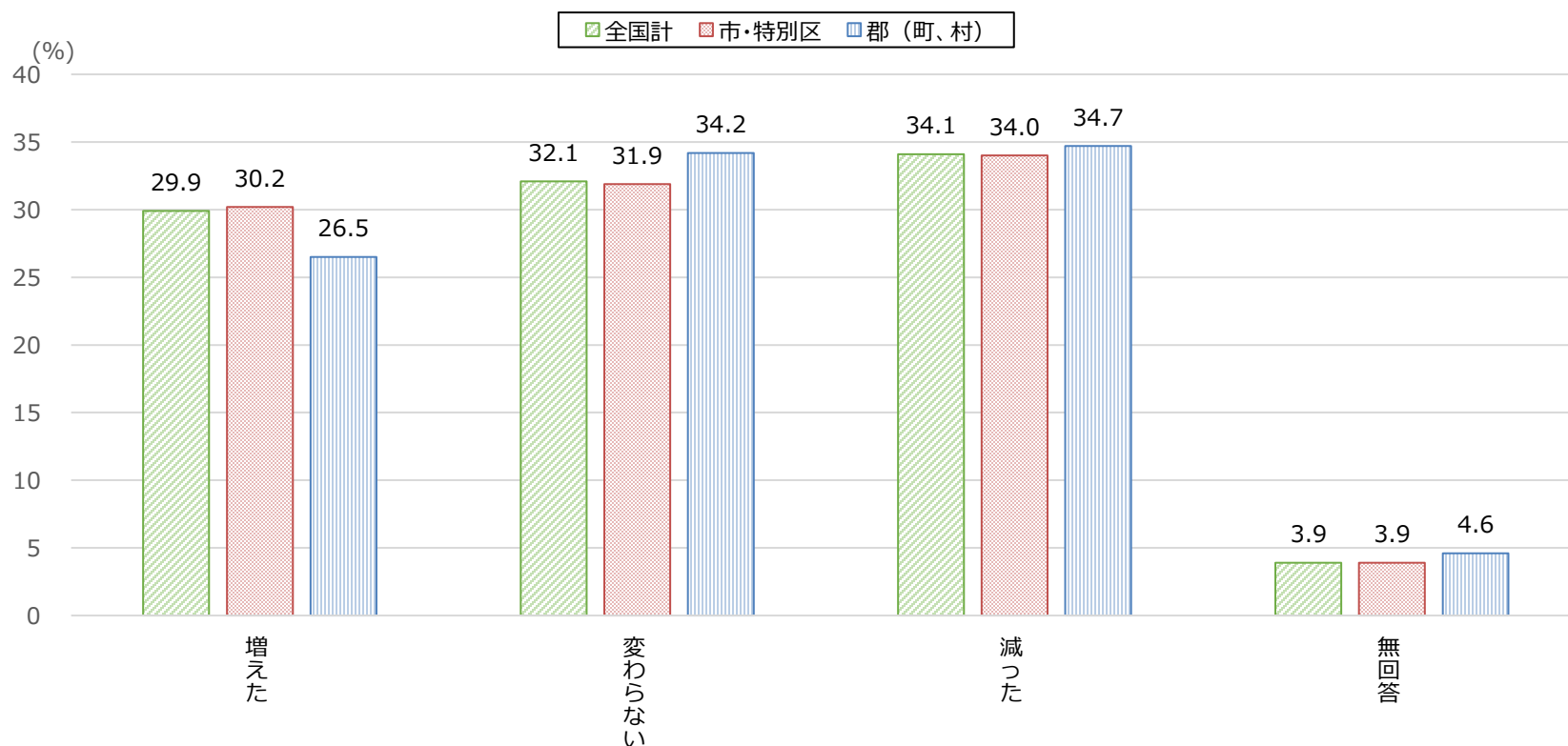
前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。



前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



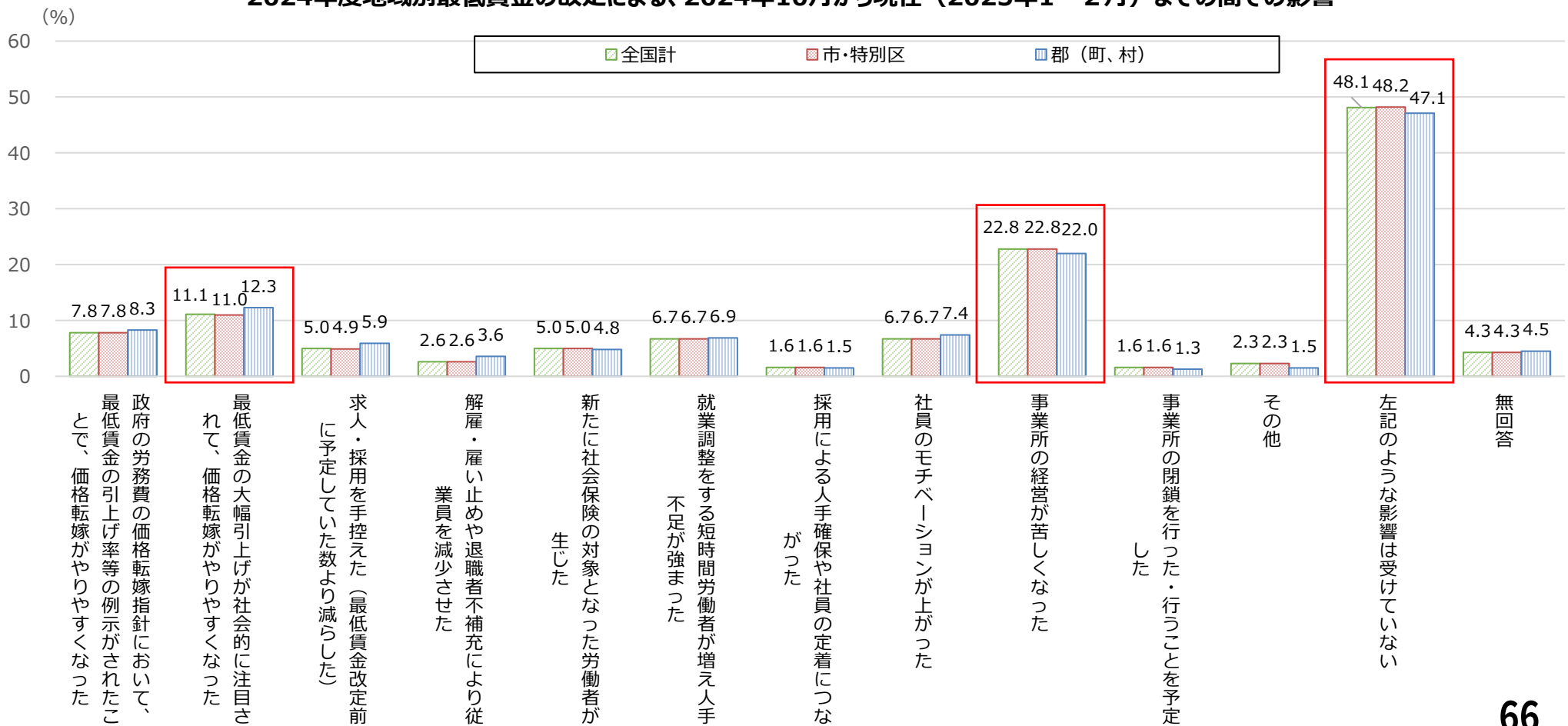
（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響



(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。
出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要（速報）

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和7年8月4日

1 はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年来上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年の一つの通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域は、地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げ

に伴い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、これまで以上に三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り返されて

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により10月1日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経

済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種

を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64 円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウェイト 8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均 3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均 3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウェイトとは、基準年(令和2年)における家計の消費支出金額全体に対する割合(1万分比)を指す)。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を

含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1, 215）の指標については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 4.2%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約 7 割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和 6 年は勤労者世帯で 26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2, 626）について見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.4%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5, 121）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.0%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間 9 回以上 15 回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウエイト 1, 136）については、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.7%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年

6月までの平均1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.25%（昨年5.10%）で、平成3年（5.66%）以来33年ぶりの5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも4.65%（昨年4.45%）で2年連続で4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については5.81%（昨年5.74%、一昨年5.01%）となり、3年連続で5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.38%（昨年5.58%）でこちらも2年連続で5%を超え、また中小企業でも4.35%（昨年4.01%）で2年連続で4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.03%（昨年3.62%）、20人以下の企業で3.54%（昨年3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で4.21%（昨年3.43%）で、いずれも昨年から約0.2～0.8ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの20人以下では3.30%（昨年3.88%）で、2年連続の3%超えとなっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分

に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2024 年の数値は 46.8%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024 年時点（2024 年度最低賃金全国加重平均額 1,055 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 59.1%、平均値の 50.9%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 48.4%、平均値の 40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU 指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 5 年度は資本金 1,000 万円以上で 11.3%、1,000 万円未満で 28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 6 年は 6～10%程度で推移、令和 7 年の第 1 四半期は 7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 3 年度は 4.9%増加、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は全体で 4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 5 年度について、資本金 1,000 万円未満の製造業で 7.2%増加、非製造業で 4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 3 年度で 2.6 ポイント低下、令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下し、令和 5 年度は 65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和 5 年

度は資本金 1,000 万円以上で 62.8%、資本金 1,000 万円未満で 80.0%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても足下では令和 4 年度から 4.6 ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和 5 年度では製造業で 6.79 ポイントの差、非製造業で 4.61 ポイントの差だったのに対し、令和 6 年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和 7 年 3 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前回は令和 6 年 9 月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約 3 ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約 3 ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち 7 割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約 3 ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約 3 ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（前回 20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3 割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は 15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約 4 ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約 6 ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和 2 年から令和 4 年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和 4 年から 3 年連続で増加し、直近の令和 6 年では 10,006 件となっている。一方、令和 7 年 1～6 月の物価高（インフレ）倒産については、449 件（前年同期 484 件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少している。

なお、賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春

季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア〜ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月までの 9 か月

平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額

の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率はAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、CランクをA・Bランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、Aランク 63 円（5.6%）、Bランク 63 円（6.3%）、Cランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給

し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等

により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経

営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和 5 年全員協議会報告の 3 (1) に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。